

博士学位論文

清末における日本留学の中国人女性像

—奉天省が派遣した女子留学生を中心に—

平成 28 年 12 月

城西国際大学大学院

人文科学研究科 比較文化専攻

馬 小力

目 次

序 章 研究課題と先行研究	4
一 本研究の動機と課題の設定	4
二 先行研究	6
1. 中国人女性の日本留学に関する研究	6
2. 奉天省が派遣した女子留学生についての先行研究	10
三 研究の方法と特徴	12
1. 研究方法	12
2. 利用史料について	13
3. 本研究の特徴	15
第一章 奉天省が女子留学生を派遣する歴史的背景	19
はじめに	19
一 清末における女子教育の概況	19
1. 「女学」から近代女子教育へ	19
2. 女子留学派遣の試み	21
二 清末女性の教育と留学に対する日本の働きかけ	22
1. 清末の女子教育への関心	22
2. 女子留学生の受け入れについて	23
三 奉天省の女子教育と留学派遣	25
1. 奉天省の教育概況	25
2. 奉天省の女子教育事情	28
3. 女学生の日本留学派遣	30
まとめ	31
第二章 女子留学生の人数と名簿をめぐる再検証	37
はじめに	37
一 官費派遣の女子留学生の人数について	37
二 派遣された女子留学生名簿に関する考察	38
1. 『東三省政略』の女子留学生名簿	38
2. 『女子世界』に掲載された奉天省の女子留学生の名簿	39
3. 『官報』に記された三七名の官費資格名簿	39
4. 再検証の結果	41
まとめ	43

第三章 奉天が派遣した女子留学生の留学実態	46
はじめに	46
一 清政府による留学生監督	46
1. 留学生規則	46
2. 官費の調達と支給	47
二 実践女学校における留学生活	48
1. 清国留学生部の規則	48
2. 寄宿舍の生活	50
3. 健康状態について	52
4. 師範科、工芸科の科目と内容	53
5. 学習以外の活動参加	57
三 卒業とその後の活躍	62
1. 卒業記録についての再検証	62
2. 卒業後の帰国・進学	65
まとめ	67
第四章 留学生遺族へのインタビュー調査：崔可言の日本留学とその後の軌跡	71
はじめに	71
一 崔可言の出身と留学背景	71
二 実践女学校での留学時代	72
1. 寄宿舍の生活	72
2. 実践女学校創立記念会における祝辞発表	73
3. 留学卒業日の確認	75
三 帰国後の生活	75
1. 夫の盧景貴について	76
2. 子供の教育	78
3. 大帥府との付き合い	81
4. 日本人に対する印象	81
四 崔可言の日本留学を可能にした要因	82
まとめ	83
第五章 日本社会やメディアに映された中国人女子留学生像	87
はじめに	87
一 明治期の新聞記事における「清国女学生」	87
1. 女子留学生の「新来」と「入学」	88
2. 熱心に研究している「清国女学生」	89

3. 女子留学生の「奮起」と「態度」	90
4. 女性団体の活動に出た「清国女学生」	92
二 小説における女子留学生の登場——宮本百合子『二つの庭』を例に	93
1. 結髪と海老茶の袴に纏足という存在	93
2. 「中国女性の強さ」と「政治的な力量」	94
3. 女子教育権への弾圧に強い反論	94
まとめ	96
終章 中国女性史における清末女性の日本留学の意義と位置づけ	98
一 清末女性の日本留学の多様性について	99
二 良妻賢母主義という留学教育の実質とその背後	101
三 中国女性史における意義と位置づけ	103
参考史料	106
参考文献	107
謝辞	111
付録	112

序章 研究課題と先行研究

一 本研究の動機と課題の設定

中日交流史を振り返るとき、その文化交流の源は、古代日本から少数の使者、僧侶、商人及び留学生が古代中国へ移動したことにある。内容や形としては、当時の中国から古代文明としての漢字、天文、地理などあらゆる文化思想が学ばれ、日本へ伝えられたのであった。その中で、文化伝播の主な担い手となったのは、五世紀から日本に送られた遣隋使や遣唐使であった。七五三年に、鑑真和上が五回の渡航失敗と失明にもかかわらず日本へたどり着いて日本の律宗の開祖となったのは、古代中日文化交流のクライマックスのしるしであったといえよう。このような交流のおかげで、日本社会においては、仏教思想をはじめ政治革新、経済文化などの発展が成し遂げられた。古代に於ける両国の文化的往来は、世界の文化交流史上にも極めて友好の情に溢れた歴史的物語として語られてきた。

しかし、中日文化交流の形勢は日本の明治期以降、逆転したというべきだろう。中国が留学生を迎える国から留学生を送る国へと変化したのも、その一つである。鎖国政策で閉鎖されていた中国の清朝は、一連の戦争によって味わった苦痛で、やがて自国が弱体であり、外国を学ばなければならないと意識するようになってきた。この戦火と硝煙に満ちた時期においては、新しい知識と思想を学ぼうと中国の各地から海を渡って、日本をめざした中国人留学生は、勉学、結社、雑誌の編集、日本書物の翻訳などを通じて、日本の近代文化、そして日本を経由した西洋思想などを中国に紹介し、両国の文化交流にも大きな役割を果たした。それは二十世紀初め頃に至って世界留学史上、空前の「留学ブーム」となった。しかも、特筆すべきは、そのなかに留学の目的で日本へ赴いた女性の姿も数多く現れるようになったことである。それまでの中日両国の間における、はじめての女子留学であったが、彼女たちは、日本の女学校で知識を身につけることで、明治期の女子教育の雰囲気を感じ取ったり、日本社会やメディアなどを通して西洋思想に染められ、さらに、中国の革命運動や女性解放のため活躍したりした者も少なくなかった。

「女子の才無きは即ち是れ徳」という古来思想が深く根付いていた当時には、中国の社会状況を考えれば、女子留学には様々な困難があった。にもかかわらず、一九〇四年に家族を置き単身日本へ赴き、実践女学校などで教育・工芸・看護学などを学び、のちに婦人革命家として活躍していた秋瑾（一八七五～一九〇七）のような女性もいた。秋瑾は日本で留学している間に、孫文が率いる革命団体「中国同盟会」や「光復会」に参加し、女子留学生の組織「日本留学女学生共愛会」を改組して「実行共愛会」と改称した。帰国後一九〇六年に、浙江省紹興で女子教育事業にたずさわり、女性解放運動も大いに推し進めたが、清政府を倒そうとする革命運動にも参加したため、翌年運動の失敗で逮捕され刑死した。

秋瑾はそれまでの伝統的な女性像を改め、「男性に劣らない」輝かしい三〇年余の人生を歩んだ。

秋瑾については、彼女のわずか三〇年余の人生を語る著書や研究論文が中国で多く出されている。日本においても、武田泰淳（『秋風秋雨人を愁殺す：秋瑾女士伝』筑摩書房、一九八五）や、永田圭介（『競雄女侠伝：中国女性革命詩人秋瑾の生涯』編集工房ノア、二〇〇四）の小説なども刊行されており、秋瑾の日本留学を含め、日本人の文学者や研究者が近代中国の女傑といえる彼女に関心を寄せている。また、二〇世紀初め頃、夫と一緒に日本へ留学していた何香凝（一八七八～一九七二）が日本の美術学校や女子大学で留学し、のちに女性運動家、女性画家として活躍した。彼女については、尚明軒（『何香凝伝』北京出版社、一九九四）による伝記や、暨南大学歴史系などによって編集された『記念廖仲愷何香凝』（文物出版社、一九八七）で記されており、孫文らの主導していた革命運動との関係から展開し、日本留学中の活動に関する論考⁽¹⁾も少なくない。清末において、秋瑾や何香凝のように日本留学を経験した中国人女性は、革命運動の参加、女子教育の呼びかけを通して、中国女性解放を求める運動で活躍し、女性の代表として、近代女性史上に画期的な意義を示したことが明らかにされている。

清朝は中国最後の封建政権であった。その末期という激動の時代には、海を渡り日本へ留学を体験した中国人女性が数百人もいた。⁽²⁾彼女たちは、日本留学を経験することで、正式の学校教育を受け、新しい知識を身につけていったのみならず、近代中国の女子教育や女性の解放・独立を求める意識を強め、新しい女性史の一ページを切り開いたのであった。しかし、秋瑾や何香凝などを除くと、清末女性の日本留学実態を中心に描いたものはこれまでほとんどない。そのため、日本留学をきっかけに女性革命家と成長し、帰国後に女性解放運動や革命運動に身を投じた、秋瑾や何香凝に対して、その時期の中国人女性の日本留学の実相がどのようなものであるか、帰国後にどんな人生を歩んでいたかなど、という課題についての考察は、中国女性の日本留学の全体像を明らかにする上で、中国女性史上においても意味のある課題ではなかろうか。要するに、清末という時期、いわば十九世紀後半から辛亥革命の前夜にかけての清朝の末ごろに、日本へ留学した中国人女性たちに充分注目して、日本留学を経験した清末の中国人女性像をさらに明らかにする必要がある。

本稿は、秋瑾や何香凝のように顕著な社会的活動に携わることのなかった多くの女子留學生のなかから、今まで研究者に十分な関心が寄せられてこなかった、同じく清末に日本まで派遣された奉天省の女子留學生たちを中心に論じていきたい。日本留学の経験を持った女性として、彼女らの日本留学がどのような様子であったか、日本留学で何を経験したか、さらにその経験が彼女たちの人生や生きていた社会にどのような影響をもたらしてきたかなど、これらの一連の課題は、中国近代史の一部となり、同様に注目・検討される必要がある。そのため、今回これまでの研究成果を踏まえて、さらに一層、中日両国の歴史

資料を発掘の上、総合的に分析して、インタビュー調査も行うことで、清末に奉天省が日本まで官費派遣した女子留学生について考察していく。また、これらの清末に生まれ育った女子留学生が、留学先である日本社会や日本人にはどのように見られて扱われているかなどの問題意識をもって、明治の新聞記事やその時代と関連する小説などを利用して、日本社会やメディアに映された中国人女子留学生像を明らかにすることに努める。その上、奉天省の官費女学生を中心に、さまざまな清末中国女性の日本留学生像をまとめていく。

二 先行研究

1. 中国人女性の日本留学に関する研究

中国人女性の日本留学に関する研究は、最初は女子留学生を中心として行われたものではなく、男子留学生を研究対象にする中国人日本留学史研究という総括的研究の一部でしかなかった。ここで、年代順にそれぞれの研究についてまとめていく。

中国人の日本留学史に関する総括的研究として、舒新城の『近代中国留学史』（上海中華書局、一九二七）は第一作であると一般的に思われている。舒新城は、中国人の欧米留学と日本留学の歴史を一括扱っているが、日本留学の開始、全盛及び留学政策と主な関係事件をめぐり、中国人の日本留学を論じている。そのなかで、清末の日本留学の女学生について、中国の伝統的な女子教育の観念から、清政府の女子留学政策にも触れ、官費留学生が実践女学校に集中していることなど数百字程度で指摘している。留学を通して女子教育の必要性が意識されたが、従来の男女不平等などの原因により、男性留学と比べて、人数が遥かに少ないことを指摘している。

実藤恵秀は一九三〇年代から半世紀の間に、中国人日本留学史研究の書稿を更新し、六回にわたって版を重ねた。一八九六年に駐日公使である裕庚が日本外務大臣に依頼し派遣した一三名の中国人留学生のことから、第二次世界大戦前ごろまで中国人の日本留学生史をめぐり考察まで、不断に研究を進めてきた。日本へ来た留学生たちが学校で教育を受け、翻訳・出版・日本語研究などの活動を行いながら、中国清末革命のためにも活躍したことを中心としている。のちに、この第一回で派遣された留学生の一人唐宝鏐との交流・確認に基づき、関係史料などを集めた研究も加えた。実藤恵秀は『中国人日本留学史』（くろしお出版、一九六〇）の中で、女子留学生については、『奏定学堂章程』が頒布された一九〇四年前後の女学校の設立状況から、日本教育視察後日本側からの女子教育の勧めを含め、良妻賢母主義の女子留学の様子を概括している。父兄が同伴した留学と、単身留学と官費派遣の留学の形態にも触れている。そして、留学した女学生らによる留学会などの組織、雑誌の発行や投稿によって、盛んに新思想を鼓吹したことを指摘している。ただし、一九〇七年に奉天省は女子師範学堂から二一名を実践女学校の師範科に送っていたという言い方に

は、留学生の人数に対してさらに確認する必要がある。にもかかわらず、実藤恵秀の研究は、のちの研究者が参照すべき、基本的な文献として研究の視座を提供してきた。『中国人留学生史談』（第一書房、一九八一）では、留学生の速成教育に言及する際、成女学校も速成師範科を特設してから、中国人女子留学生を受け入れて、明治四十年一二月に卒業生一二名を出したことまで判明している。

黄福慶は、『清末留日学生』（台北・中央研究院近代史研究所、一九七五）で中国人日本留学の時代的背景と国際的背景及び政策の配合などの面から、日本留学の可能性を考察した上、一八九六から一九一一年にかけて日本での中国人留学生の生活環境、文化活動と革命活動を中心に述べる。清末における中国人の女子留学についても、父兄と共に日本へ留学した女性から、官費派遣の女子留学生まで概括的に触れている。当時の女性の日本留学を、男子留学生とは比べられないほど少人数であったものの、留学時に雑誌で新思想を鼓吹し活躍していたことから、中国近代教育史上において一大盛挙だと位置づけている。また梁啓超ら有識者の女子教育の提唱により、康広仁の女学堂、上海務本女学などが創立された以降、全国各地で数多くの女学堂や女学校が設立されてきたことも指摘している。一方、日本側の女子教育者からの積極的な態度と受け入れ姿勢を示し、女子留学生に対する評価も提起しているが、留学生たちが日本でどのような教育を受けたか、そして帰国後どんな役割を果たしたかなどについては、詳しく紹介してはいない。

巖安生の『日本留学精神史—近代中国知識人の軌跡』（岩波書店、一九九一）では、一九三〇年代までに一〇万人に達するともいわれる日本留学関係者による同時代証言、特に内面的体験を中心に、その時の中国人留学生たちの青春群像が描かれた。多量の文献を利用して書かれたものであるが、文学的な手法に基づく精神史の考察のため、史的調査と史実の論述が少なかった。とくに「林黛玉まで甦らせる女子留学」という一節では、中国古典名著『紅樓夢』の中で悲劇的なヒロイン林黛玉が孤独死の結末とは逆に、封建思想と闘い、日本留学の女学生となったという、留学関係者によって書かれた小説を提起し、それまで前例のない女子留学による中国人の心理的動きや矛盾した理想と現実の軋轢などを分析している。つまり、日本留学といえば、清末の中国人女性の運命を一新するものとして大いに期待され、自由がない縛られた境地から救出される手段の一つであることを示唆している。

このほか、近現代以降の中国人の日本留学史研究には、清末の日本留学に言及するものも挙げられる。例えば、段躍中は『現代中国人の日本留学』（明石書店、二〇〇三）のなかで、戦前中国人の日本留学について、日本留学ブームの勃興と原因、及びその特徴を先行研究を引用しながらまとめている。劉振生の『近代東北人留学日本史』（民族出版社、二〇一五）や同氏の『満州国日本留学史研究』（吉林大学出版社、二〇〇四）においては、清末の中国人の日本留学を触れているが、段躍中の研究と同じく、その時期の女性の日本留学

を特筆したものはほとんどなかった。

また、清末の中国人の日本留学生と革命運動の関連を研究対象にしたものとしては、上垣外憲一（『日本留学と革命運動』東京大学出版会、一九八二）、小島淑男（『留日学生の革命』青木書店、一九八九）、尚小明（『留日学生与清末新政』江西教育出版社、二〇〇七）などが挙げられる。女子留学生の活動にも触れてはいるが、いずれも女子留学生を中心に論じたところが少なく、全般的に中国人の日本留学と革命運動の関連の概括に留まっている。

一方、中国人女性の日本留学の研究については、まず孫石月の著書『中国近代女子留学史』（中国和平出版社、一九九五）が挙げられる。孫石月は、中国の近代（一八四〇～一九四九）において、日本、アメリカ、フランス、旧ソ連へ留学した女性を一括研究対象に、女性の留学政策の変化、帰国した女子留学生の貢献及び留学に対する考察をした。清末において、出国した女性が日本留学に偏りすぎると指摘し、下田歌子の青山実践女学校の留学教育を中心に、女子留学生による組織活動や、雑誌発行及び反帝国主義反封建主義の革命運動を論じている。また、女性の日本留学が、国内の事情、例えば国の経済と政治、女性解放運動と女子教育などに影響され、それらと深く関わっていることを主張している。ただ、利用資料と研究方法に関しては、それまでの先行研究者の調査、統計資料だけを用いており、独創的調査や新たな発見などは行われていない。

それに対して、女性の日本留学について特筆すべき成果をあげた研究として、周一川が著した『中国人女性の日本留学史研究』（国書刊行会、二〇〇〇）は、清末と民国期における近代の中国人女性の日本留学についての史的研究である。この研究は、主として、民国期における中国人女性の日本留学の実態を克明に論述しているのが目的で、広範な文献資料に基づき、民国初期（一九一二～一九二七）、中期及びそれ以降（一九二八～一九四九）に分けて述べている。民国初期について、中国人女子留学生を受け入れた官立私立それぞれ三校を挙げながら、自分が行った調査結果でそれまでの先行研究を補充する形で、留学教育実態を明らかにしている。中期とそれ以降については、「満州国」と華北・華中傀儡政権による留学政策の背景における留学生の派遣と留学生の概況を扱っており、留学生の実態としてインタビューの上、董錫蕙の事例を取り上げている。清末の女子日本留学についての考察は、周一川の研究の主要部分ではなく、民国期の女子日本留学の基礎段階に位置づけられている。そのため、清末の女子日本留学は「民国以前の状況（一八七〇～一九一一）」として扱われ、当時中国を取り巻く内外の「拒俄運動」、「取締規則」と「辛亥革命」などの歴史事件をメルクマールとして三段階に分け、中国人女性の日本留学概況と留学中の愛国活動や革命運動の参加などを紹介している。その中で、受け入れ各女学校の授業科目や課程表、学校の規則などの関係資料に触れながら、女子留学生の全体像をある程度明らかにし、その後の研究に参考できるものを提供した。ただ、清末の女子留学生について、

民国期の女子留学研究に用いた個人調査や訪問などをせず、秋瑾だけ特別に取り上げ、文献資料に基づいて論述している。

要するに、歴史的文献資料や先行研究者の調査結果、留学生の統計資料の利用に基づき、民国期の中国人女性の日本留学の実態を明らかにしているのが、周一川の研究の特徴である。終章においては、民国初期を中心に、中国人の日本留学を中国社会へ積極的な影響を与えたと位置づけ、具体的に中国高等・専門女子教育の発展を促進し、思想及び社会風俗の革新から近代西洋医学や蚕糸業などの技術の導入、及び欧米留学の準備という働きを果たしたと論じている。

また、清末女性の日本留学の個人例の研究といえば、秋瑾は周知の人物として研究されている。彼女の日本刀を持っている和服姿の、日本留学当時の写真は、中国中学校の教科書に載せている。秋瑾の日本留学は、足かけ一年半に過ぎないが、彼女の三〇年余の短い人生において決定的な影響をもたらしたといっても過言ではない。武田泰淳の小説『秋風秋雨人を愁殺す—秋瑾女士伝』は、主に女性革命家である秋瑾を取り巻く革命運動の環境状況、また詩人でもある彼女の詩に託する人生の思いを中心に展開している。武田は文学的手法で、秋瑾の日本留学前の生い立ちと、留学時の「十人会」の組織、同盟会や光復会の入会、「共愛会」という婦人だけの団体を創設、また帰国後の革命運動を軸に、愛国憂民の心を持って日本留学時に革命運動への参加で成長し、最後に詩をうたいながら身を投げた秋瑾の女性像を明らかにした。

永田圭介は、秋瑾の故居である和陽堂と、帰国後教鞭をとった大通学堂、そして処刑の地軒亭口などを訪れた際に収集した関係史料と、秋瑾個人の詩、論説及び彼女と同じく日本留学時や帰国後の革命運動の同士の雑誌投稿や回想録などの史料に基づいて、本来の姿に近づくようという心がけで、秋瑾の生涯を語る伝記『競雄女侠伝：中国女性革命詩人秋瑾の生涯』（編集工房ノア、二〇〇四）を作成した。中日両国の文献資料を多数解読し、複雑な中国革命史の流れを駆け抜けた彼女の一生を、年代記風に分かりやすく記述している。

一方、清末の生まれで、日本留学中に孫文と出会って革命運動に活躍していた何香凝は、九四歳の人生を過ごした彼女自身による自伝や手紙、回想録などに記され、詳細に綴った長文の著述も見られている。彼女の日本留学に関する研究としては、近年来、何香凝について深く研究を行った竹内理樺の研究成果をあげたい。竹内理樺は、「何香凝と日本留学」

（法政大学国際日本学研究所編『「日本意識」の根底を探る：日本留学と東アジア的「知」の大循環』法政大学国際日本学研究所、二〇一四所収）では、第一六六回の日文研フォーラムで陳暉が行った報告「明治教育家成瀬仁蔵のアジアへの影響：家族改革をめぐる」

（国際日本文化研究センター、二〇〇三）について、何香凝の日本留学経験とその後の活躍に触れたが、焦点は彼女ではなく成瀬仁蔵のほうに当てられたことを指摘した上で、何香凝による自身の記述や、革命家、政治家、女性運動の指導者及び画家としてのいくつか

の面から、彼女の思想と活動をめぐる考察を行い、日本観や日本留学の影響と意義を検討している。何香凝は、夫寥仲愷とともに日本に渡って孫文と出会い、革命運動の第一歩を歩き出して、さらに政治家として成長してきたのみならず、美術を学習し画家としての基礎を培うことになり、西洋の自由、民主思想や女性解放思想に触れるなか、独自の女性観が形成され、のちに女性運動を指導する思想の基盤も固めたことは、明かされている。

また、清末における日本留学の女性の代表人物である秋瑾と何香凝は二人とも、日本留学中に中国同盟会に加入して、同時に革命運動に参加した記述もある。何香凝は、当時広東語でしか話せないため、秋瑾と筆談で語り合ったことがあったという。だが、「清国留学生取締事件」で、秋瑾はその直後帰国して、何香凝は孫文とともに日本に留まった具合に、互いに別れの道を選んでおり、二年後秋瑾の刑死のよって、永遠の別れとなった⁽³⁾。この二人の女性は日本留学中に革命運動に投身し、その後異なった人生の道を辿ったが、ともに女性解放運動の先駆者、女性の革命家として中国近代女性史上に記される著名人であった。

前述したとおり、清末に日本へ留学した数百の女子留学生については、秋瑾や何香凝の日本留学をめぐる記述や研究が少なくない。そのほかに、清末女性のなか、日本留学の実態などを捉えられる人物はほとんどなかった。中国人女性史の研究においても、日本留学を経験して、結社や雑誌編集・出版をした女学生を言及する際に、胡彬夏、曹汝錦などが名を挙げられ、留学生運動で活躍した者以外、ほかの清末の女子日本留学生は注目されていない。

2. 奉天省が派遣した女子留学生についての先行研究

日本留学をしていた清末女性には、官費資格で三年間継続的に師範を学んでいた女性もいた。それは一九〇七年に奉天省政府が官費で実践女学校に派遣した女子留学生のことである。これらの女子留学生については、中国人留学史研究の著書にも言及されている。舒新城が中国人留学史の第一作と称する『近代中国留学史』（上海中華書局、一九二七）においては、『東方雑誌』（二巻六号）を参考にしながら、次の史実を明らかにしている。光緒三十一年（一九〇五年）に湖南省が速成師範を修める女生徒を、日本実践女学校に二十名送った。また、同年に奉天省は熊希齡⁽⁴⁾を遣わし、日本考察後、下田歌子と特約を結び、毎年女生徒を十五名当校へ師範学習を目指して派遣するということを取り決めた⁽⁵⁾。

一九三〇年代から実藤恵秀によって何回も修訂・再版された、中国人の日本留学史研究の著書⁽⁶⁾にも、奉天省の女子留学生のことについて「一九〇五年には湖南省から二〇名を日本に派して速成師範科をおさめさせ、奉天省では熊希齡を日本の教育視察につかわし、毎年女生一五名を実践女学校におくる特約を下田歌子ととりむすんだ。一九〇七年には奉天女子師範学堂から二一名を実践女学校の師範科におくっている。」⁽⁷⁾と語っている。が、注釈や説明がついていないため、奉天省の女子留学生に関する情報の出所は不明である。

黄福慶は『清末留日学生』（台北・中央研究院近代史研究所、一九七五）で、前掲の舒新城の『近代中国留学史』と同様、『東方雑誌』の教育欄に掲載された「奉天省遊学彙誌」という資料を引用しながら、湖南省から送られた女学生が実践女学校に入学した一九〇五年に、奉天省農工商務局総弁熊希齡が日本へ工業と教育の視察を命じられ、実践女学校を見学した後、当校校長下田歌子と留学生派遣特約を調印したことを指摘している。特約の内容としては、奉天省が毎年女学生を一五名実践女学校へ派遣し、師範を学習させるというものであった。一九〇七年に、奉天省が二一名の女学生周秀貞らを選抜し、実践女学校に派遣したという⁽⁸⁾。

また、一九八〇年代に編纂・出版された『実践女子学園八十年史』には、実践女学校に受け入れた中国人女子留学生に関する資料がまとめられ、「清国留学生部」に一括されている。奉天省が派遣した女子留学生について、入学年月、教場の引っ越し、師範科の課程表及び留学生規則の改定などが明らかになっている⁽⁹⁾。同書の記載により、奉天省が派遣した女子留学生が一九〇七年の春に入学した当初、奉天省の学務義紳戴裕忱⁽¹⁰⁾は、実践女学校の副校長青木文造⁽¹¹⁾と受け入れ「契約書」を結んだことがわかる。箇条書きで官費と私費留学生の学費を含める費用について特別説明するものであり、原本の写真も載せている。官費で派遣された女子留学生が所属する三年制の師範科の授業科目、時間数などに関する資料も整っている。入学一年後の一九〇八年に実践女学校は『外国留学生規定』を改訂し、三年制の中等科と師範科、二年制の工芸科も設けたほか、校外の人との会見や病気診察、そのほかの活動をめぐる規則も強化し、留学期間中の生活と修業の管理も一層強めたことがうかがえる。『実践女子学園八十年史』の編纂に直接関与した上沼八郎が上記の資料をまとめて、実践女学校の中国人女子留学生に関する論文⁽¹²⁾を発表した。論文の中で実践女子大学図書館に所蔵される『下田歌子関係資料』についても言及し、その後の研究者に価値のある参考を提供した。二〇〇一年に『実践女子学園一〇〇年史』⁽¹³⁾が出版され、奉天省の女子留学生に関しては、新たな史料は付け加えられなかった（本研究においては資料として引用する際、『実践女子学園一〇〇年史』を用いる）。

一方、中国人女性の海外留学研究の成果としては、出版時期に於いて、孫石月の『中国近代女子留学史』（中国和平出版社、一九九五）が第一作であるとみられるが、中国人女性の海外留学史全般を紹介し、清末の女子日本留学生については、従来の研究成果をまとめている。例えば周一川による早期の論文⁽¹⁴⁾の内容や、謝長法が作成した日本留学女性の名簿⁽¹⁵⁾などをそのまま引用して、オリジナル史料の調査などは実施していなかったため、奉天省が派遣した女子留学生の情報についても、新たな提起は見られない。

さて、中国人女性の日本留学を語る際に、周一川が著した『中国人女性の日本留学史研究』（国書刊行会、二〇〇〇）⁽¹⁶⁾を挙げねばならない。この本は、周一川が一九八〇年代ごろから二十年ほど展開してきた研究成果を集成したものである。清末の日本留学の中国

人女性について、多数の中日両国の歴史資料、とくに雑誌、新聞などを引用しながら考察の上、中日関係史上の出来事と関連して、当時中国人女性の日本留学を三段階に分けて論じている。また、日本の女学校に受け入れられた女子留学生の受講科目や、女性活動などを史料で提示し、特に秋瑾をはじめとする革命運動と女性解放運動などにも触れたものであり、それ以降の史的研究に大きな参考となっている。奉天省が派遣した女子留学生に言及する際は、『実践女子学園八十年史』の引用のみに拘っているため、新たな調査や歴史考察は行われてはいないが、本研究に多くの示唆を与えている。

このほか、石井洋子によって編成された清末の日本留学の女性名簿の中に、奉天省出身の女学生の名前が載せてある⁽¹⁷⁾。また、近代中日交流史に関する著書や雑誌論文も調べた結果、清末に奉天省が派遣した日本女子留学生についての論述は、ここで取り上げたもののほかにはないことが判明した。

以上の研究成果を踏まえ、奉天省が派遣した女子留学生について、次の三点の史実がまとめられる。

①一九〇五年に熊希齡は奉天省政府の指示で日本の教育を考察し、実践女学校を見学した後、下田歌子と留学生派遣の特約を調印したこと。

②一九〇七年五月に、奉天省が派遣した女子留学生は実践女学校に入学し、三年間留学したこと。

③留学中に、実践女学校により『外国留学生規則』が改訂され、留学生管理も強められたこと。

また、そのなかで引用された歴史資料としては、①『東方雑誌』⁽¹⁸⁾、②『実践女子学園八十年史』と③『順天時報』⁽¹⁹⁾の三つがあげられる。

要するに、上述した先行研究には、奉天省の女子留学生に言及する内容は極めて少なかった。これらのわずかな内容においても、派遣人数が異なる資料も見られた。一九〇七年に派遣された奉天省の女子留学生の人数について、二一名と二三名という二つの言い方が生じており、どちらが史実であるかなど、まだ解明されていない。

三 研究の方法と特徴

1. 研究方法

前掲の先行研究のごとく、清末における中国人女子留学生たちは、秋瑾や何香凝のような著名人のほか、多くの日本留学経験を持った女性達に関しては、日本留学の実態がどのような様子であったかまだ不明なことである。彼女たちが日本留学で何を経験したか、さらにその経験が彼女たちの人生や生きていた社会にどのような影響をもたらしてきたかなど、このような一連の課題は、男子留学生と同様中国近代史の一部となり、同様に注目・

検討される必要がある。前述した研究成果を踏まえて、さらに探求したいこの部分については、中日両国の歴史資料を発掘し、調査研究を行っていく。特に、清末に奉天省が官費派遣した女性に焦点を当てて、彼女たちの日本留学の史実を明らかにすることで、中国人女性の日本留学史の空白を補う。

具体的に、本稿はまず、清末に奉天省が官費で日本の実践女学校に派遣した女学生を研究対象と設定し、主に次の課題をめぐって研究を展開していく：

①奉天省が日本の実践女学校へ女子留学生を官費派遣する背景と経緯

②先行研究に指摘されている、清末に奉天省が派遣した女学生の人数と関連情報に関する記述についての再検討

③実践女学校に留学していた奉天省の女子留学生の留学実態

④帰国後の生活と活躍

⑤女子留学生の遺族へのインタビュー調査

奉天省が派遣した女子留学生を中心に、今回、史的考察を行った上、彼女たちを清末における日本留学女性の全体に組み込み、以下の新聞記事と小説を通して、

①明治期の新聞記事：(『東京朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』)

②小説：宮本百合子『二つの庭』を例に

明治日本のメディアに映されている、さまざまな中国人女子留学生像を明らかにする。

最後に、本研究のまとめとして、清末女性の日本留学の多様性及びその原因について分析していく。近代中国の女子解放運動や革命運動の中、明治日本の良妻賢母主義の女子教育と交じり合っていた結果、日本留学そのものを通して、近代中国女性像の多様化が映されていた。清末に日本留学の女性は単に中国人留学生史の一般的な登場人物としてのみではなく、近代中国女性史、同時に中国近代史のヒロインという役割を担っていたという結論である。

2. 利用史料について

本稿では、今までの研究に言及された史料について再検討の上、中日両国の近代留学生交流に関係する現存史料をさらに発掘し、分析することを通して、清末に奉天省が官費派遣した女子留学生の日本留学の経緯と留学時の活動を考察という出発点から、彼女たちが留学前後の史実の把握を試みたい。また、当時奉天省が派遣した女子留学生の中の一人崔可言⁽²⁰⁾の生涯を取り上げ、彼女の遺族へのインタビュー調査より、女子留学生としての留学体験の実相、留学が彼女の人生に与えた影響、及び帰国後の生活を明らかにする。これまで清末における日本留学をした中国人女性像は、秋瑾のような女性革命家を中心に形成されてきたが、本稿は、現実には多様な留学目的や留学の実態があったことを崔可言の留学を通して考察する。今後の女子留学史の研究、日中交流史の研究に新たな一視点を提供することができれば幸いである。

本稿は、清末女性の日本留学をめぐる、今までの研究のなかで提起された史料の確認の上、先行研究に利用されてこなかった中日両国の史料の発見と分析を通して、主に清政府が東京の公使館内に設置した遊学生監督処によって発行された『官報』や、下田歌子が会長であった日本帝国婦人協会の機関誌『日本婦人』及び中日外交と交渉に関係ある新聞、著書、歴史記録などを用いる。同時に、遼寧省档案馆や遼寧省図書館に所蔵する公文地方史などの史料に基づいて、留学前後の女子留学生に関する情報を収集する。

ここでは、これまでの、中国人女性の日本留学生史に利用されなかった『官報』と『日本婦人』の二つの雑誌について紹介する。『官報』は、遊学生監督処が東京にある清政府の在日本公使館内に設立されてから発行した雑誌である。一九〇六年に、清政府が学部（清末の教育管理の中央機関）を設置し、留学政策の大幅な調整を実施した。『管理日本遊学生章程』の制定に伴い、一九〇二年に成立した留日学生監督処を「遊学生監督処」と改称した。そして、地方各省からの留学生監督を撤回し、遊学生監督処による統一管理の体制を確立した。『官報』は光緒三十二年（一九〇六年）一二月から宣統二年（一九一〇年）一二月にかけて、合計五〇期にわたり、発行された月刊誌である。「章奏（遊学生監督処の学務に関する上奏文）」、「文牘（留学に関わる機構間の往復公文書類）」、「調査報告（各留学受け入れ校のことと、留学生の入学、卒業、退学、事故、病気診察、入院などの状況統計）」、「経費報銷（経済の収支項目と詳細）」、「学界記事（教育会の提案などと学界の事柄）」などの欄に分けて、清国の留学政策から留学生の学費と医薬費の支出、入学や帰国状況などに関する、多くの統計資料を載せている。

二〇〇九年に中国国家図書館が『官報』全書一二冊を出版した。しかし、それまでの『官報』の保存と整理には、川島真、呂順長、大里浩秋の論文⁽²¹⁾で紹介されているように、中日両国の外交機関、留学生史研究分野の官僚、有識者の協力を欠くことができなかった。近年、『官報』を史料として中国人留学生史の研究者の活躍⁽²²⁾も見えてきたが、中国人女性の日本留学の研究に用いられることはなかった。とくに、本稿の研究対象となっている奉天省の官費派遣の女子留学生たちは、一九〇七年五月から一九一〇年三月までという留学期間が、ちょうど遊学生監督処による管理体制下であり、彼女たちの経費支出や、医療保障、卒業帰国など一連の状況も『官報』に記録されている。そのため、『官報』は奉天省からの女子留学生の日本留学実態の考察に必要不可欠な史料となっている。

『日本婦人』は、日本帝国婦人協会の機関誌である。一八九八年（明治三十一年）、下田歌子は欧米諸国の女子教育とともにその国情を視察した後、婦人労働問題の未然の防止、国威をそこなう海外醜業婦問題の解決と、一般婦人の教育を企図して、帝国婦人協会を設立し、自ら会長を務めた。翌年の一八九九年一二月に『日本婦人』が帝国婦人協会機関誌として発刊された。読者層は帝国婦人協会の会員と本会付属の学校（実践女学校や女子工芸学校など）の生徒からなるものではなく、社会一般の女性や女子教育に関心を寄せる者

まで含まれている。雑誌の構成については、「日本婦人」「家庭」「学苑」は常設欄として、それぞれ下田歌子による修身科講義・演説、家政科と他科目の講義が収録された。ほかに「寄書」（ほかの女学校に勤める講師あるいは本会会員による授業講義）、「海外教育」（外国の女子教育に係る事情）、「文苑」（本会会員と生徒たちの作歌、小説と作文の掲載）、「彙報」（東京、地方と外国だよりや、本会記事）などの内容も載っている。清末に実践女学校に留学した中国人女学生の活動に関しては、「彙報」の中の「本会記事」の欄に載せられている。『実践女学校一〇〇年史』に記載されない詳細な情報も掲載されており、今回、清末の女子留学生の留學生活の実態を考察する際、重要視されなければならないというわけである。

『日本婦人』は一八九九年一二月の一号から一九一〇年九月に一二年九号をもって廃刊に至るまで、合計一三〇号を刊行した。現在、実践女学校所蔵の『日本婦人』の原本がマイクロフィルムに撮影製作され、八カ所の所蔵館に散在し収められている。筆者が一九〇六から一九一〇までの雑誌を中心に、お茶の水女子大学附属図書館と日本近代文学館の所蔵誌の調査に基づき、中国人女子留学生の留學実態を明らかにした。

一方では、日本社会やメディアに映された中国人女子留学生像を究明するには、日本明治期の朝日新聞や読売新聞なども、非常に参考の価値があるものとなっている。同時に、文学領域における中国人女性の登場人物も現実社会に原型があるものであるため、その時代の史料が語れるもの以上に想像の空間を広げていくだろう。

3. 本研究の特徴

先行研究紹介のなかで述べたとおり、近代の中国人女性の日本留學史に関する研究の集大成者である周一川は、歴史研究という手法で、清末と民国時代の女性の日本留學をめぐって考察した結果を示している。そのなかで、清末女性の日本留學の場合については、女子留学生を取り巻く中日両国に係る歴史事件であった「拒俄運動」、「取締規則」と「辛亥革命」に基づき、三つの段階に分けて歴史的考察を中心にしているが、調べた資料の制限のため、彼女たちの日本留學の実態として、まだ不明なところや言及していないところが多くあると考えられる。また、ほかの中国人女性の日本留學に関する研究においても、周一川の考察の右に出るものは稀である。

従来の研究に対して、筆者の研究には以下の特色がある。

まず、今まで清末女子日本留學史の研究に利用されていなかった史料の発掘と分析を通して、奉天省官費女子留学生の日本留學史に関する諸課題・史実を解明すること。主に清政府の留学生監督処が編集した『官報』と日本帝国婦人協会の機関誌『日本婦人』を利用して、ほかの中日両国の歴史資料と合わせて総合的に分析しながら、彼女たちの留學実態について再検証を行ったこと。具体的には一九〇七年から実践女学校に三年間官費で留學していた清末女性について、日本留學前後と留學中、及び卒業・帰国などの史実の究明をめぐ

って展開している。史的考察の結果として、清末女性の日本留学史の空白の一部を補足するものとなり、中国人女性史における欠くことはできない一頁を明らかにしている。

次に、清末に奉天省が日本実践女学校に派遣した女子留学生を研究対象として設定の上、史料収集・分析と同時に、留学生遺族へのインタビュー調査も行ったことである。本研究は、個人例として、日本留学を体験した崔可言という女性を取り上げた。彼女の遺族である、次女盧鶴柏と六男盧鶴維（現名劉華）への電話、五男盧鶴紋の自宅訪問（二〇一四年八月二八日）によるインタビューの結果をまとめた上で、日本留学前後と帰国後の生活実態の情報を収集した。実践女学校に在学した秋瑾の後輩である、清末におけるもう一人の日本留学女性の個人像をクローズアップすることを試みたことである。

また、奉天省の官費女子留学生を中心に日本留学前後の史的考察の上、崔可言たちを清末の日本留学の女性全体に組み込み、明治期の日本メディアに囲まれた「清国女学生」像を検討することを通して、清末の女性日本留学生像の多様性を明らかにしてきた。清末という時期に当たる日本の、女子教育や女性問題をめぐる論争が激しい明治社会という背景と関連づけながら、清末女性の日本留学史が女性史における位置づけを改めようとしたことは、本研究の特徴と意義につながっていく。

注：

- (1) 竹内理樺「何香凝と日本留学」（法政大学国際日本学研究所編『「日本意識」の根底を探る：日本留学と東アジア的「知」の大循環』法政大学国際日本学研究所、二〇一四年所収）、二六三～二八六頁。同氏博士論文『中国国民党革命委員会の研究—何香凝の活動と思想的変遷を通じて』神戸大学、博士(学術)、二〇〇二年。同氏「国民革命と何香凝」『国際文化学』神戸大学国際文化学会[編]二、二〇〇〇年、三五～四八頁。
- (2) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、八四頁。
- (3) 中国女性史研究会編『中国女性解放の先駆者たち』日中出版、一九八四年、五〇頁。
- (4) 熊希齡（一八七〇～一九三七）、湖南省の出身、著名な社会活動家、実業家。清末奉天省農工商務局総弁、中華民国の初代総理などを歴任。晩年に主に教育事業と慈善事業に身を投げる。
- (5) 原文：“光緒三十一年，湖南派女子二十名赴日習速成師範，奉天並派熊希齡赴日考察教育与下田歌子特約，每年派女生至該校習師範。”舒新城『近代中国留学史』中華書局、一九二七年、八五頁。
- (6) 主に、実藤恵秀『中国人日本留学史稿』（日華学会、一九三九年）、実藤恵秀『中国人日本留学史』（くろしお出版、一九四九年、同書増補版一九七〇年）である。
- (7) 実藤恵秀『中国人日本留学史』くろしお出版、増補版一九七〇年、七八頁。
- (8) 原文：“一九零五年湖南選派女学生二十名赴日學習速成師範，亦有自備資斧前往者。

- 同年奉天農工商務局総弁熊希齡，奉命赴日考察工業教育制度，且參觀實踐女学校，即与該校校長下田歌子締約，毎年奉天派遣女生十五名至該校習師範。”黄福慶『清末留日学生』台北・中央研究院近代史研究所、一九七五年、五八～五九頁。
- (9) 実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、一九八〇年、一〇九～一二一頁。
- (10) 戴裕忱（生卒年不詳）、一九〇六年に奉天中学堂監督、地方史査、のち奉天女子師範学堂校長を歴任。
- (11) 青木文造（一八五四～一九一九）、明治・大正時代の教育者。草場船山に漢学をまなぶ。鹿児島師範の教員をへて上京し、一九〇一年から下田歌子創立の実践女学校の副校長をつとめた。
- (12) 上沼八郎「下田歌子と中国人女子留学生——実践女学校「中国留学生部」を中心として——」『実践女子大学文学部紀要』第二五集、一九八三年、六三～六五頁。
- (13) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年。
- (14) 周一川「清末留日学生中的女性」『歴史研究』一九八九年第六期、四九～六四頁。
- (15) 謝長法「清末的留日女学生」『近代史研究』一九九五年第二期、二七二～二七九頁。
- (16) 中国語版が『近代中国女性日本留学史：一八七二～一九四五年』（社会科学文献出版社、二〇〇七年）である。
- (17) 石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」『史論』、一九八三年、三一～五四頁。
- (18) 清末よりほぼ半世紀近く（一九〇四年から一九四八年まで）発行された総合雑誌。上海の商務印書館により、初め月刊、のち半月刊で発行された。穏健中立的な立場を貫き、政府発表の文書、論説、大事記など歴史的資料を豊富に掲載した。
- (19) 一九〇一年に日本の東亜同文会や浪人中島昌雄が主宰し北京で創刊した中国語新聞。一九三〇年に停刊。時局に注目し、中日関係の歴史事件や清末民初の社会風気について大量に報道し評論を発表する。現在、マイクロフィルム版が中華全国図書館文献縮微中心に所蔵。
- (20) 一九〇七年に奉天省の官費で日本の実践女学校に派遣された女学生の一人。一九九二年百歳で死去。本稿では、筆者が崔可言の遺族への調査を通して、日本へ留学する経験のある彼女の人生、そして現存史料に映っていない当時派遣された女学生たちの背景などを窺える。
- (21) 川島真「日本と台湾における清末民初留日学生関係資料——中国留日学生監督処文献・外務部檔案・教育部檔案」『中国研究月報』五五七号、一九九四年七月号。呂順長「清末留日学生史研究的珍貴史料——〈官報〉」『浙江檔案』二〇〇一年一月、三九頁～四〇頁。大里浩秋の「「官報」を読む」と「清国遊学日本学生監督処発行「官報」目次」『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、二〇〇二年所収。
- (22) 胡穎「清国留学生教育協議会」について」『アジア文化：総合文化誌』二〇〇八

年一二月、五一頁～六二頁。同氏『官報』からみる清末日本留学生の生活実状について—医療問題を中心として』『アジア文化研究』二〇〇九年六月、七七頁～九〇頁。同氏「清末留日学生の留学経費について」（『近現代中国人日本留学生の諸相—「管理」と「交流」を中心に』御茶の水書房、二〇一五年所収）。

第一章 奉天省が女子留学生を派遣する歴史的背景

はじめに

中国人日本留学生史については、一九三〇年代から中日両国の学者や研究者たちから関心を寄せられ、序章で紹介した先行研究のごとく、舒新城をはじめ、実藤恵秀、黄福慶、謝長法、大里浩秋、周一川などによる代表的な研究成果があげられてきた。しかしながら、従来の研究には、清末に奉天省が日本の実践女学校に送った官費女学生に関する内容は非常に少なく、派遣する経緯や留学中の様子などの史実さえも明らかにされていない状態である。本章は、まず一九〇七年に清朝全国を沸き立たせた、奉天省の官費で実践女学校に派遣された女子留学生を研究対象と設定の上、歴史的な視点をもって、中日両国の資料を通して、これらの女子留学生が実践女学校に派遣される背景を遡ってみる。

一 清末における女子教育の概況

1. 「女学」から女子教育へ

中国二千年余りの男性を中心とした封建社会では、女性の地位は極めて低く、賤しく見られていた。教育の面においても女性を重視しなかったのは、自然のことだと思われていた。とくに隋唐時代以来、読書といえ、「科举制度」によって官吏となって立身出世し、功名利禄を得るための道具だったといつてよい。官僚になる可能性がない女性にとって、男性のような正統的な教育はまったく縁のないものであった。たとえ家庭などで教育を受けても、それらはほとんど男性のため、あるいは如何に男性に服従し、奉仕するかについての内容やその理念などが、中国の伝統的な「女学」であった。『女誡』（東漢・班昭）をはじめ、『列女伝』（西漢・劉向）、『女孝経』（唐・鄭氏）、『女範捷録』（明末・劉氏）等、各時代の女学の教学書においては、繰り返し「三従四徳」、「男尊女卑」等がその中心理念として記される。「女学」は女子教育の出現を妨げており、さらには封建的な宗族礼法をすすめる働きをしていたといわざるをえない。

楊曉は、女性を従属的地位に置くことによって男性の絶対的な統治権を維持するという「女学」の本質を分析した上で、封建社会における伝統的「女学」の特徴については、次のようにまとめている。つまり、いわゆる「女学」は①混沌状態下にあり、そのものの理念や内容が女子教育と相互矛盾した混合体であり、相対的に停滞している農業経済に基づいた封建的なイデオロギーである。②封建礼法制度の付属物として、「三従四徳」を中心とする封建制度の文化的土台である。③その伝播は、社会生産活動や家庭教育の形をとっており、学校教育の制度とは大いに距離があった。一方、男性が受ける教育において「才がないこそ女の徳」、「夫唱妻随」等の伝統的偏見がまかり通っていたことも指摘している⁽¹⁾。

このような社会意識のもとに、男性の添え物として生きている女性は、人間として独立した存在ではなかった。「女学」は、女子教育の出現にプラスになるどころか、かえって女性にとって自分の力で逃げられない束縛となっていた。「学」という名のもとに、女性は精神的な桎梏にとらわれていた。このような女性に与えられた、男性に従属するという地位は、清朝末期になっても、本質的に変わりはなかったのである。

初期キリスト教の思想に影響された一八五一年からの太平天国運動によって、「纏足」を取り止め、「婚姻自主」や「女科挙」などに関する一連の男女平等という改革思想が起ってきた。封建的な科挙制度を批判しながら、平等教育などを主張する『天朝田畝制度』という、初めての綱領的改革文書も出された。ただし、そこで謳われた女子教育は、まだ女性に精神的・肉体的抑圧を与えた、封建主義的な旧礼教・旧道徳などが中心であったため、いまだ女性の徹底的な覚醒と解放は遠かった。にもかかわらず、太平天国運動による清末女性の運命のあり方にそれまでなかった刺激を与えた。「少なくとも中国南部では、とくに保守的で特権を持った社会層をのぞけば、女性の境遇はけっして以前と同じものにはならなかった。太平天国によって種がまかれ芽を出した根本的な思想は、熟しつづけたのである⁽²⁾」と女性史の研究者が指摘している。

一九世紀中葉以来、清政府にとってはいわゆる多事多難の時期であった。敗戦で一連の不平等条約による通商や伝教の活動に伴い、西洋の勢力が中国清朝の海禁以来閉ざしていた戸を破った。中国は、経済と軍事において諸方面の侵略を受け「内憂外患」という社会背景のなか、教育において西洋の宣教師による教会学校の増加があり、清政府は文化的、教育的問題にも直面することになった。一八九四年の日清戦争の敗戦で、清政府はさすがに自国は弱体であり、世界の近代化に遅れていることを思い知らされた。また、中国を日増しに危うくなる国勢から救う方法は維新変法しかない、と維新派を中心とした政府の官僚たちは強く認識するようになった。

そのため、維新を開始し、のちに科挙を廃止し、学堂を設立し、外国の制度章程を移植しようとした。一八九八年五月一日に、百日維新の前夜、中国人自ら女学堂、中国歴史上最初の女学校である経正学堂が開設された。ここは、英語や算数、地理なども教えたが、教育方針は良妻賢母主義であり、伝統的な女学の内容もあわせて教えており、いまだに封建的な女学思想の残留は大いに見られた。近代啓蒙思想家梁啓超は、経正学堂のため『創弁章程』と『倡設女学堂啓』も書いており、同時に『論女学』の中で経済、「家庭改良」、「児童幸福」と「強国保種」という四つの面から女子教育を重要視し、女学堂の開設を提唱していた⁽³⁾。続く時期に梁啓超らによって女子教育の必要性が強調され、民間人有志も上海や広東で女学堂を開設していくようになった。

ようやく一九〇三年になって、清政府は改めて学堂章程を定め、女子教育を家庭教育に入れた形で、国家の教育制度のなかに収めた。これは中国の女子教育の萌芽というべきである。ただし、この時点で、教会女学校や私立女学校のほかに、まだ正式な女子教育に関する規定や制度はなかった。女子教育の学制が正式に定められたのは、一九〇七年のこと

であった。一九〇五年に学部が成立し、二年後の一九〇七年に『奏定女子師範学堂章程』三十九条、『女子小学堂章程』二十六条が出された⁽⁴⁾。そのなかの「学部奏定女子小学堂規則」では、学堂設立の趣旨については「中国の婦徳は代々尊重されてきた。今日、女子教育は、まずこれを大事にすべきである」、「女子の纏足はこのうえなく身体を損傷し、発育の道理に反することである。全学堂は一律に纏足を禁止⁽⁵⁾」と定められており、政府が正式に女子教育を認めたしるしであった。ただし、当時の女子教育の規則は、「梁啓超によって提唱された強国保種・賢母良妻の精神を基本的にはうけつぐもの⁽⁶⁾」であるため、まだ「婦徳」を強調するような封建思想の残余が鮮明で、男子の受ける教育と、学制のみならず、同じ教育段階でも修業年限や課程にも差別が多い。

こうした一連の教育改革により、『壬寅学制（一九〇二年）』⁽⁷⁾をはじめ、『癸卯学制（一九〇四年）』⁽⁸⁾、『壬子癸卯学制（一九一三年）』や『壬戌学制（一九二二年）』などの学制の頒布と実行で試行錯誤を重ね、清末における教育制度が確立され、女子教育もそれとともに発足し、さらに初期段階の発展を遂げた。

2. 女子留学派遣の試み

清末においては、最初に海外留学を提唱したのは、一九五〇年代に西洋留学で帰国した容闳⁽⁹⁾であった。彼は政治改良派として、西洋の学問を学んで国を強めようと海外留学を提唱した。一八七二年に欧米留学の始めとして、清政府は軍事、航海、造船などの人材を育成するために、一三〇名の男子留学生をアメリカに留学させた。その後、ドイツ、イギリスなどへ、「強兵」という清政府の方針で工業や軍事を学ぶ研修生を派遣した。日本留学の派遣といえば、欧米留学派遣後の約二〇年を経た、日清戦争後のことであった。

日清戦争で敗北した清政府は、張之洞の主張する「中体西用」論や、日本を經由して西洋を学ぼうという必要性を認めるようになった。その結果、一八九六年に、駐日公使であった裕庚⁽¹⁰⁾が外務大臣西園寺公望⁽¹¹⁾に依頼し、最初の中国人男子留学生一三名が選抜試験を受け日本へ派遣された。彼らは当時、東京高等師範学校の校長嘉納治五郎⁽¹²⁾に受け入れられ、のちに弘文学院に収容された。また、一八九八年三月に湖広総督張之洞⁽¹³⁾が『勸学篇』で「遊学の国に至りては西洋は東洋(日本)に如かず」と謳い、「路近、省費、文同、俗似」という理由でさらに日本留学が呼びかけられた結果として、清政府は留学奨励対策を実施するようになった。二〇世紀初め頃から、日本に赴いた中国人が日増しに増加し、留学生数のピークとなった一九〇六年に、留学生全体が一万名を超えたと推測され⁽¹⁴⁾、清末における日本留学のブームを形成した。

そのなかに、女性の姿も多く現れており、人数がほぼ男性の百の一⁽¹⁵⁾しかなかったが、一九〇七～一九一〇年の間は女子留学のピークが遅れて現れた。人数の変動が激しいという留学生全体の特徴であったが、一九〇九年に一四九名（公、私立学校含め）という家族と随伴した者のほか、私費留学や官費留学の女性も相次いで日本に赴いた。

しかし、初期の女子日本留学生は、清政府の政策により派遣されたのではなく、父兄や夫について家族として日本に赴いたのがほとんどである。日本への最初の中国人女子留学

生については、諸説あるが、周一川は、一八七〇年前後に宣教師の養女として日本まで連れられた浙江省鄞省（現在寧波市）出身の金雅妹⁽¹⁶⁾が最初であると主張する⁽¹⁷⁾。ほかに、一八九九年に渡日した浙江省杭州府出身の夏循蘭（一八九〇～没年不詳）という説⁽¹⁸⁾や同じ浙江省出身の錢豊子（＝錢豊保、一八八三～没年不詳）という説⁽¹⁹⁾なども見られる。この三人はいずれも、初期の男子留学生と違って、日本へ赴いたのは政府の留学派遣の政策とは関係がなく、個人的な留学行動であった。

清末における女子日本留学生の派遣は、女子教育が漸次重視されてきた結果なのであったが、清政府から主導したことなく、地方政府による自発的かつ積極的な探索であった。一九〇四年に湖南省巡撫に就任した端方⁽²⁰⁾が留学教育の提唱者として、女子留学生派遣の歴史の第一頁を開いた。同年一月に、湖南省政府は日本の実践女学校に女子留学生二〇名の受け入れを依頼した。当時、日本留学を経験して帰国し、留学事業に携わった范源濂⁽²¹⁾が、実践女学校の校長下田歌子の協力を得て、これらの女子留学生の派遣に大いに貢献した。そのため、一九〇五年八月に湖南省から二〇名の中国人女性が実践女学校に入学して、一年制の速成科に收容されるようになった。ただし、彼女たちは年齢の差が一四歳から五三歳までと随分あって、そのことが実践女学校の舎監であった坂寄美都子を「知驚仰天⁽²²⁾」させたほどであったという。これによれば、当時の女子留学生派遣には、決まった選抜の基準はまだなかったことが推測される。

一九〇五年の『東方雑誌』においては、日本の女学校の中国人女子留学生のための特別科を紹介する欄に、駐日公使楊枢⁽²³⁾が、「日本東亜女学校附属中国女子留学生速成師範学堂章程」と「日本実践女学校附属中国人留学生師範工芸科速成科規則」の「附言」の形で、女子教育が国家と男子教育に緊密に関連していることを強調し、清末中国の貧弱さや男子の学問、職業などは女子教育と強くかかわっていると述べている⁽²⁴⁾。

二 清末女性の教育と留学に対する日本の働きかけ

1. 清末の女子教育への関心

古代から中国の儒教思想に影響された日本でも、「女に学問はいらない」という観念が明治維新まで普通であった。明治初年の日本社会は、封建制度から脱出したばかりで、女性の地位がまだ低かった。しかし、「四民平等」を謳う新政府は教育を普及させるため、積極的に女学校を開設しようとしていた。文部省は「学制」（一九七二年九月）を頒布する前に既に官立の東京女学校（同年二月）や、京都府女学校（同年四月）などを開設した⁽²⁵⁾。西洋の平等主義や婦人解放の思想の流入に伴い、日本の近代女子教育の発足は、同じアジアの中国の女子教育により数十年ほど早かった。また、清末女子教育に関心を示したと同時に、日本人女性教員の協力、女子留学生の受け入れなどの形で中国女子教育の近代化を助けた。

一八九三年に、女子教育界の指導者としての役割を担った、華族女学校の学監下田歌子は、皇女教育のための欧米教育視察から帰国後、女性の天職とともに、アジアの連帯と国家の礎としての女子教育の必要性を訴えていた。のちに、帝国婦人協会を設立し、自ら会長を務め、女子教育の発展のため、女学会（婦人団体）、女学報（広報）、女学校の設立を提唱し、一八九九年に実践女学校をはじめとする女子工芸学校など四校を設立した。下田歌子は中国の女子教育にも関心をもっており、日本留学を勧める『勸学篇』を出版した張之洞や、日本亡命してのちの辛亥革命の指導者孫文⁽²⁶⁾などと親交を結んで、清朝の女性の教育を重視し、アジア全体の女子教育を進めようと説得したほか、実践女学校をもって中国人女子留学生を積極的に数多く受け入れた。

河原操子も中国女子教育に熱心な日本女性の一人である。河原操子は、大同学校女子部の教師であり、父親の関係で、「東洋の平和は日清の親善日中親善からであり、国家百年の計は教育にある」という言葉に強い感化をうけて、下田歌子の勧めで一九〇二年に上海の務本女学堂の教師に赴任した。翌年に中国内モンゴルのカラチンの王府に招かれ、そこで王妃とともに毓正女学堂を開いて、一九〇七年まで女子教育に従事していた⁽²⁷⁾。

下田歌子や河原操子のほかに、清朝の女子教育事業に関心を寄せて、中国の地方政府や私的女学校に招聘された日本人女性教育者も少なくなかった。彼女たちは、西洋留学あるいは女子教育の経験などを活用し、学堂の課程や女子教養の知識を中国人女性に教授し、近代中国女子教育の発展を進める働きを果たした。

2. 女子留学生の受け入れについて

清末女性の日本留学に対しては、日本の女学校も中国人女子留学生を収容することに積極的な姿勢を示していた。清末に中国人女子留学生を受け入れた日本の女学校としては、下田歌子が校長であった実践女学校が群を抜いている。ほかに、女子美術学校、成女学校、高等蚕文女子美術学校、活水女学校、東京女医学校、日本女子大学校、東洋女芸学校、女子音楽学校、東京女子高等師範学校、東京音楽院、東京蚕糸講習所、奈良女子高等師範学校、府立第一高等女学校、共立女子職業学校、女子学院、高等女子実修学校、三輪田女学校、大成女学校、英和女学校、東亜女学校なども受け入れ女学校であった。⁽²⁸⁾ただ、収容する学生の規模や留学生ための特別課程の設置、留学生管理などでは、実践女学校のように行き届いてはいなかった。下田歌子は中国の女子教育問題に関心を寄せると、留学生教育と管理を保障するため、教員や舎監を数名率いて、当時東京専門学校（現在早稲田大学）の中国人留学生戡翼翬（一八九六年に最初の派遣留学生の一人）に中国語を習ったこともあったという⁽²⁹⁾。また、一九〇二年に実践女学校に特別の清国女子速成科を設置し、通常の学級と異なっており、専任の教師も置いていた。

こうした行動の理由として、下田歌子は一九〇四年七月の清国留学生第一回卒業式の告辞で、日本が千余年も昔から思想、学術、文化など各方面で、中国から「大いに啓発された事に対する御恩報じの一端」であり、「貴国の家庭及び社会進歩のために、その貴き原動力とならん事を希望」するということにある⁽³⁰⁾と述べている。また下田歌子は、留学

生ための「修身講話」のなかでも、両国共通の道德理念を基本に、学問における男女平等と、優勝劣敗の世界情勢を論じ、纏足の弊を諷し、知徳体の三育一体論を展開している⁽³¹⁾。清末の中国と明治日本の政治関係のみではなく、単純に古代からの友好交流と世界情勢を考慮した彼女のこうした考えが、積極的な留学生受け入れにつながる理由のようであった。

しかし、王曉秋は清末の中日関係史を研究する視点から、清末に女子留学生のみならず、日本が中国人留学全体を熱烈に歓迎する理由として、当時の日本政府は、ロシアとの対立を深めるなかで中国を取り込むために、また清朝に対する度々の侵略戦争で潰れた日中関係の緩和を目指して、留学経費、收容する学校などの面で留学生支援を行い、積極的な中国留学生受け入れ政策を出したのことにあると指摘している⁽³²⁾。

実践女学校校長下田歌子は日本の皇室のみならず、明治政府の高官と深い付き合いも持っていたため、彼女の行動からは、明治政府が清国の女子留学生に対する姿勢も反映できるだろう。日本は明治維新以来、西洋からの平等主義や女性解放など思想の影響を多いに受けたが、その国家主義の良妻賢母思想が理念であった女子教育の本質からみれば、中国人のための女子教育への協力や留学生教育を行うことは、中日両国の間に不平等な地位と日本政府の政治的野心とも関連していると推測できるだろう。例をもう一つ挙げれば、河原操子は日露戦争の最中に、内モンゴルのカラチン王府の女子教育顧問としての身分で、対口情報の収集などの活動にも従事したということもある⁽³³⁾。

実際、日清戦争後、日本政府が清末の教育事業や留学生の受け入れに対して、極めて積極的態度を示す理由は、一八九八年五月に駐華公使矢野文雄が外務大臣西徳二郎にあてた上申書の「我国ノ感化ヲ受ケタル新人材ヲ老帝国ニ散布スルハ、後我我勢力ヲ東亜大陸ニ樹植スルノ長計ナルベシ⁽³⁴⁾」という文からうかがえるものである。具体的に、「敗戦の怨みを忘れさせ、列強の陰謀を説き、亜細亜のモンロー主義や日清同盟を働きかける中国抱き込み作戦」の一環として、「日本留学を熱烈に歓迎する」ことで、「日本の方から留学運動の舞台が積極的に提供された」と巖安生に指摘されている⁽³⁵⁾。即ち中国人を対象に、留学教育を含んで教育事業の展開を通じて、中国人若者の「親日派」を育成して、後日中国で日本の政治勢力を払う為に便宜を図ろうという最高謀略という、明治日本政府の持っていた下心であった⁽³⁶⁾。

しかし、当時の清朝政府の「師夷之長技以制夷」（西洋人の進んだ技術を用いて西洋人を制する）という理念下に、とくに張之洞らの革新官僚によって主張された「中体西用」の洋務運動のスローガンに影響され、清末の有志青年たちは、日本留学を経由して、西洋の機械文明や、武備軍事、法律経済さらに西洋啓蒙思想なども学び、「救国図存」としていた。日本政府の「好意」に反対する輿論もあったが、清朝政府でも有識者でも明治日本の政治的野心には、さほど配慮していなかったようで、あるいは、配慮しようとしてもその余裕もなかった多難な時期であった。そのため、中国人が相次いで日本に渡り、清末の日本留学ブームを引き起こすこととなった。さらに、纏足していた清末の女性さえも明治日本の留学教育の対象となっていた。

三 奉天省の女子教育と留学派遣

1. 奉天省の教育概況

奉天省は中国封建王朝の最後となる清朝の発祥地であった。清政府の封禁政策によって、約二百年間、奉天省を含む東北地方（奉天省、吉林省、黒竜江省の東三省）への漢民族の移住や商業活動などの交流が禁じられていた。約一九世紀ごろから、中国の黄河の下流域にある山西省、河北省と山東省は、自然災害で収穫が全くないため、原住の農民たちは禁令違反の懲罰にも構わず、奉天省の所轄する地域へ流入しはじめざるを得なかった。清政府は、奉天地区に移動しつつある漢民族を制限できなくなってしまい、一八六〇年に東北の一部を解禁、のちに一八九七年に結局、やむを得ず東北全域まで禁令を解いた。

この背景に、清末における奉天地域においては、儒学を中心とする中国の伝統教育からの影響も少なかった一方、本格的な近代教育というものはまだ現れなかった。そのため、一九世紀までに奉天省では、教育といえば、科挙制度の準備教育としての私塾を中心としており、全省においても書院⁽³⁷⁾の校数と規模が、江蘇省や直隸省のような先進地域と比べられないほど少なかった。

十九世紀末には、漢民族の大量移入の影響で、奉天地域では、農耕や、商業、教育などの活動が活発化になった。一方、「天津条約」⁽³⁸⁾によって牛庄と営口（二つとも清末における奉天省の良港）の開港・宣教の自由化などと相まって、ロシア、日本の商人やキリスト教宣教師をはじめとする外国人も進出し、商工業や宣教活動まで認められた。こうした中、宣教師たちによる教会学堂など各種の教育施設も設立されるようになった。これで、外国商業や教育勢力の進出の刺激を受け、とくにロシアが中国東北地域を狙う野心を意識した清政府は、奉天省の地理的・政治的重要性を次第に認識してきた。

一九〇二年に、盛京將軍（奉天省の最高軍政長官）増祺⁽³⁹⁾は『欽定学堂章程（壬寅学制）』に基づき、奉天省地域における近代的な教育機関の嚆矢となった、奉天大学堂を創設し正式開校した。一年後『奏定学堂章程（癸卯学制）』が頒布され、同校は盛京省学堂と改称し、生徒を約二〇〇名収容した。同時に、省城内において蒙養院⁽⁴⁰⁾や各地方小学校を次々と設置したほか、北京師範学堂へ派遣学生の選考なども行った⁽⁴¹⁾。しかし、一九〇四年に日露戦争が勃発して、奉天省は再び黒煙に包まれた戦地となったため、発足したばかりの近代教育改革は大きな障害にぶつからざるをえなかった。

一九〇五年に、清政府は奉天省地域の発展、とくに戦時中の問題解決を目指すため、湖南省巡や戸部尚書などを歴任した趙爾巽⁽⁴²⁾を盛京將軍に命じた。日露戦争後、趙爾巽は新式教育の発展を要務の一つとして、科挙の廃止、社会風習変換、教員養成さらに留学奨励など一連の教育改革理念を提唱し、奉天省の教育事業の展開を精力的に推進していた。

まず、教育普及の立案、管理を担当し、教育事業の中心的な役割を果たす、独立の教育行政機関として、学務処を設置した。一九〇六年に「学務公所」に名称を変更し、その上に「提学使司」という機構を設け、全省学務の統括に当たる職務「提学使」も設置した。奉天省の初代提学使は、『奏定学堂章程』の起草に参加した教育推進派の知識人張鶴齡⁽⁴³⁾であった。張鶴齡は湖南省で教育改革の事業に空前の盛況を挙げた経験を持ち、趙爾巽の招聘で奉天省の提学使に着任してから、すぐに大きな改革案を提示し実施することに着手した⁽⁴⁴⁾。

日露戦争後三年間のうち、奉天省の省城では二九校ほどの小学堂が新設され、地方政府が動き始めたことにより各地では新式学堂も開設された。一九〇八年に全省地域に初、高等小学堂は約二千校に上り、兩級師範学堂は一〇〇校以上設けられた⁽⁴⁵⁾。初等教育には、五年である完全科と、四年課程と三年課程の簡易科に分けられ、教育内容として、「読経講経」は依然として重要な科目として残されるが、中国の風俗習慣に基づいて、社会科学、自然科学、国語など「新学」の内容も織り込まれた。書き方は文語体であり、儒教思想教育を引き継いでいたが、奉天省学務機関の監督下に作られた近代の教科書に近いものであった。一九〇九年に、奉天省の学齡児童（七歳～一五歳）の平均就学率は十分の一程度となり、就学率が最も高い法庫地域は六割以上にも達した。初等教育の発展や学生の急増に促進され、中等教育、師範教育の整備と展開も緊急課題として取り組まれていった。一九〇九年、奉天省の中学堂は五校、学生数は五〇五人となった。五年間の中学堂の課程のなか、外国語・歴史・地理・物理・化学・法制・理財・図画・体操などの科目が設けられた。また、奉天省全省では、初等教育機関の急増に対応するため、一九〇五年から師範伝習所を設立した。最初は小学堂教員速成の目的で、教育機関が三～六ヶ月の就学期間を設定したが、翌年張鶴齡が着任した後、中学堂教員を養成するため本格的な師範教育体制を取り入れるため、一年さらに一年半まで延長し、さらに優級師範学堂も開設した。

一方、清末において、半植民化された亡国の危機から国を救う改革派に提唱された「実業救国」のスローガンの影響を受け、奉天省は戦争の直接的な被害地として、教育とともに実業を振興しなければならないと痛感した。日露戦争後、実用人材の育成に歯車をかけたのは、実業教育の実施であった。一九〇五年に奉天省学務処総弁葉景葵⁽⁴⁶⁾によって「実用学堂」という最初の実業教育学堂が開設され、翌年に「奉天実業学堂」と改称し、奉天省最初の公立実業学校として発足した。一九〇九年の時点には、奉天省にある実業教育学堂が八校で、学生数は七六〇余名をもって、全国二十三省のうち一〇番目の順位であった。ほかには、また一般庶民向けの各種類の実業・専門教育の民間講習所、例えば養蚕・水産講習所や工芸教養所なども各地で開かれたという。

しかし、初等教育や師範教育および実業教育の勃興には、深刻な教員不足の難題に面してなければならなかった。それらを解決するために、奉天省は国内外の教習や教育管理の

人材の招聘に力を注いだ。具体的に、盛京將軍趙爾巽は学部（清末の教育管理の中央機関）を通して、高等教育機関の卒業生を奉天省に派遣しようと依頼し、同省出身の学生による故郷の教育事業への貢献を求めた。提学史張鶴齡も教育実務の経験者、元日本文部省視学官の森本清蔵⁽⁴⁷⁾を両級師範学堂の正教習として招聘し、奉天省師範教育総監査の要職に任命した⁽⁴⁸⁾。それにもかかわらず、実際に直面している、各学校に多人数の教員の需要を満たすという問題は根本的に解決できないようであった。長年「忠君、尊孔」という伝統思想が中心とされたため、国文、修身などを担当する教師は、私塾改良で免許状を取った科挙出身の先生をもって充てることができたが、図画、物理などの近代教育科目を担当できる教員数は圧倒的に足りなかった。そこで、奉天省は、日本人教習や教師の招聘と同時に、既に日本に速成留学生を派遣し、師範学を習得させる方法としての留学教育を展開し、新式教育の一環として活発に推し進められた。

清末において、ほかの地域たとえば広州では、既に六〇年前に、アメリカへ留学に行く者が現れ、最初の中国人留学生となった。のちに、日本、欧米への留学生派遣が徐々に各地で行われ、二十世紀はじめに世界的に最大の中国人留学ブームとなった。長年で動乱に陥れられていたため、教育の発展が遅かった奉天省は、地方教育の振興のため、一九〇六年にはじめて有志青年を日本留学に派遣するようになった。

奉省風氣開通較晚，光緒三十二年以前出洋遊學者甚寥寥。是年，將軍趙爾巽遴派學生七十人赴日本學習師範及法政。於是聞風興起，自備資斧赴日本留学速成警監法政者多至二百余人⁽⁴⁹⁾。

上記の史料によって、一回目に日本へ派遣する男子留学生の人数が七〇名ほどであったことから、奉天省政府の留学教育の遂行力が窺える。奉天省にとって、生徒を官費で日本へ派遣し師範や法政を学ばせるのは、やはり師範人材と近代知識人の育成を目指しているわけである。また、官費留学の影響で、自費留学生は間もなく官費留学生の二倍ほど上ったことは驚嘆すべきものである。これは、奉天省で行われた教育改革の雰囲気迅速に馴染んでおり、積極的に留学機会を求める一般人の意識の現われといえよう。

新式教育の開設に伴い、全国的に海外留学ブームの勃興もあって、奉天省政府は留学生を大量に出すため、遊学予備学堂も設けた。その結果、一年間の速成師範を卒業した留学生の帰国は、奉天省の初、中等学校や師範学堂の直面する教員不足の危機を多少緩和する働きを果たした。『東三省政略』には、以下のようなことが記されている。

至西洋部章必須中學堂畢業始可選派前往，以故闕焉無聞。然自改設行省以後，舉行各項新政，需才孔亟，非廣儲通才，不足以資政史，爰為酌量變通，取客籍學生之合格者，

給資赴西洋各國肄習高等專門之學，以備異日畢業後，為奉效用。計先後派赴西洋者六人。將來本省中學堂學生畢業後，當可逐漸增派也⁽⁵⁰⁾。

速成留学が清政府の留学生派遣規則によって廃止されて間もなく、清政府は『限制度選送留日学生弁法』を制定し、中等教育を終えなければ海外留学へ派遣資格が取得できないと制限している。そこで、本省出身の中学堂卒業者の募集人数が少ないため、奉天省は、他省出身の生徒に留学選抜試験参加の資格を与え、合格者を奉天省の官費で外国へ派遣し、帰国後奉天省に仕えることにした。『東三省政略』の記載によると、留学派遣を実施して三年後、日本留学で速成師範を卒業して奉天省に仕える人は百余名となった。ここから奉天省が多様かつ柔軟性がある留学派遣政策を取ったことも明らかである。

外国へ派遣された留学生の管理については、「本省優先調用」という政策を制定したほか、奉天省留学生章程十二条も定めた。また、趙爾巽は駐日大使楊枢へ、留学生の管理などを依頼したこともあった⁽⁵¹⁾。

2. 奉天省の女子教育事情

奉天省における新式教育の展開の中で、女性も学校教育の対象に含まれ、近代的教育を受けるようになった。清末において、全国的に教会学堂や私的学堂が相次いで設立され、女子学堂の校数も飛躍的に増えた。奉天省でも、女子の学校教育の先頭を占めたのは教会や宣教師による開設した教会女学校のことであった。前述したように、「天津条約』で營口港が開港されてから、カトリックとキリスト教の宣教師が奉天省地域で教会を作り、宣教活動が盛んになった。その一つの手段として、教会学校を作り始めた。辛亥革命まで、奉天省で開設した教会女学校には、英国人による本溪県の德育女学堂（一八八九年）、遼陽県のキリスト教新教会による育才女学校（一八九七年）、奉天省にある重明女学校（一九〇〇年）や、スコットランド連合自由教会によるキリスト教女子師範学校（一九一一年）など影響力のある女学校が挙げられる。これらの女学校の開設は無論、宣教が目的であったが、ある程度、奉天省の女子学校教育に積極的な働きを果たした。

しかし、教会女学校に入学して学校教育を受けるのは、極めて少数の女生徒だけだった。二十世紀の初めごろまで、女性に学習させる機会といっても、家庭や私塾などで『四書五経』などを教わる場合が圧倒的に多かった。それにも経済的に余裕がある家庭の出身、或は思想開明な環境に育つことが可能な者に限って、男性と同様読み書きから学習させる可能性があるということは確かであった。

一九〇五年ごろから、奉天省ではようやく、新式教育の政策を取り、女子教育も含める一連の教育改革が展開してきた。一九〇六年に、提学使司張鶴齡が趙爾巽への上奏文「女学宜正規師範也」の中で、

查日本法權為人妻者，與未成丁者為一律，婦道異常恭順，過於我國舊風，其女學以造成賢妻良母為目的，以培養淑德美術為本⁽⁵²⁾。

と主張している。これが師範教育を切り口に、女子教育の正規化を推進する政府の態度のしるしであった。

その結果、奉天省学務処は同年に、女子教育者を育成するための奉天省女子師範学堂（旧称は奉天省城官立女子師範学堂）を設立した。開校した当初、簡易科と工芸科の二学科を設け、それぞれ三名、三二名の生徒を募集した。当時、奉天省の師範教育人材が不足のため、国内外から有名な女子教育経験者や教員を招聘せざるを得なかった。例えば、南京両江女子師範学校の校長であった呂恵如⁽⁵³⁾を学堂の総教習にするほか、アメリカの大学出身の文学士で日本人の前田茂子⁽⁵⁴⁾に理科、英語などの科目、日本女子大学校文科出身の服部昇子⁽⁵⁵⁾に体操、手芸、音楽などを教授してもらった。また、趙爾巽全宗档案には、蒙養院の教員として、山口政子と前田深子という日本人教員の名前も見出されている⁽⁵⁶⁾。奉天省女子師範の卒業生は、女学校の教壇に立ち、奉天省地域の女子教育の発展を大いに促進した⁽⁵⁷⁾。

一九〇七年三月に清政府は、『奏定女子学堂章程』を頒布し、「女子師範学堂章程」と「女子小学堂章程」を実施し、女性教育を制度化するようになった。その『奏定女子学堂章程』によって、女子師範学堂には附属小学校と蒙養院も設置しなければならないとなっている。奉天省女子師範学堂には女子小学校と蒙養院を付設し、修身、教育、国文、歴史、地理と家政などの授業を教授するようになった。同年四月に、前田茂子と服部昇子の要請によって、奉天省は奉天省女子美術学堂を新設し、家庭教育のため女子に技芸を教えることを宗旨としている。『奉天省女子美術学堂章程』の中で、簡易科（一年修業）、高等科（二年修業）と撰科（特選した科目が熟達になるまで）三つの学科に分け、どの学科にも基礎教養があり、十二歳以上ということを入条件とする⁽⁵⁸⁾。

奉天省女子師範学堂と奉天省女子美術学校のほか、一九〇八年まで、奉天省では、奉天省女子両等小学堂（第二蒙養院付設）、奉天省女子初等小学堂、鉄領県女子師範学堂、開原県女子両等小学堂など省城と地方に二〇校余の女学堂が開設された。このほか、一九〇八年以降、女子の実業学堂も次第に増加し、織物、裁縫、刺繡、編物などの教授を中心に行われた女子伝習所も現れた。また、当地の名士や有力者によって作られた私立女学校も相次いで出現した。鉄領県、錦州県、海城県や遼陽などの地域では、十校以上の私立女学校が作られた⁽⁵⁹⁾。

以上、清末では、奉天省地区における近代女子教育は、発足が南の地方などと比べて遅れていたが、奉天省政府の革新派官僚による、女学校の創設や女子師範人材の育成などの動きを通して、著しい発展を成し遂げた。奉天省の女性は、新式教育理念の提唱と教育政

策の整備されるなか、ようやく正式な教育機会を得ることになり、女学校への入学だけではなく、男性と同様、外国留学の資格の取得までに至った。

3. 女学生の日本留学派遣

奉天省では、一九〇五年に趙爾巽が盛京將軍と命じられ、着任以降の一連の教育改革政策の中で、女子教育もおろそかにしなかった。同年、趙爾巽の推薦により、奉天省農工商局総弁熊希齡は、清政府の五大臣出洋考察団の参贊の身分で日本を訪れた。熊希齡が実践女学校を見学した後、奉天省政府の代表として、日本実践女学校の校長下田歌子と、毎年一五名の女子留学生の留学特約を取り結んだ。

その結果、一九〇七年五月、奉天省は女子師範学堂の生徒二三名⁽⁶⁰⁾を、実践女学校の三年制の師範科に入学させた。奉天省の提学史は学務議紳戴裕忱を遣いとし、日本留学中に休暇帰国の女学生鐘肇子とともに、三月上旬に日本へ向かうということであった⁽⁶¹⁾。『盛京時報』の記事からも奉天省の女子留学生の出発当時、「省城官紳赴車站相送者、頗形擁擠」⁽⁶²⁾と、女子留学生たちを駅まで見送っていた奉天省地域の官僚や紳士などで、町が非常に賑わった様子がかがえる。女子留学生を外国へ留学させることは、全く先例のない、特に女性地位がまだ低い時代では、考えられないことであったわけである。

この二三名の女子留学生は、一人毎年四五〇円ほどの最も高額な官費に恵まれている。奉天省政府が定期的に東京にある遊学生監督処に送金し配布することになっている。清末においては、各省の大きな財政支出が、中央政府の許可を得なければならなかった。留学生への官費支出に使う経費は、中央政府に正当な支出と認められてから、各省が各自で資金を集める準備するものである。清末の奉天省は、多岐に亘る方面の改革で資金が限られているため、地方紳士、金持ちから「私的」財産を集めて、「官的」財産に充てるという援助を求めるしかないと推測できる。いわゆる清末における留学経費の調達に現れた「現地籌款」という方法である⁽⁶³⁾。

これらの奉天省の官費女子留学生が日本に到着後、実践女学校に入学当初、二三名という人数がクラス編成には不足なため、実践女学校の学則第六条「学生数が不足の場合、保証人と特別契約書を結ぶこと」によって、女子留学生の保証人としての戴裕忱は、実践女学校の副校長青木文造と女子留学生を受け入れる「契約書」を交わされた。「契約書」は、官費と私費に分けて、それぞれ留学に必要な学資や生活費などを約束している⁽⁶⁴⁾。一方、奉天省も実践女学校清国留学生部の寄宿舎の増築に大いに協力を供した記載もあった⁽⁶⁵⁾。それは、同年に、中国からの私費留学生も二一名実践女学校に入学したため、東京都下豊多摩郡中渋谷村常盤松（現在渋谷区東一丁目）の日本館である清国留学生部は、四〇人の増加で急に狭隘を告げるようになったため、奉天省が新しい校舎の建築費の半額を負担するというわけであった。翌年四月に竣工した留学生部「松柏寮」は、多くの留学生を収容できるようになった。この際、実践女学校の校長である下田歌子も「帝国婦人協会事業之

概要」(明治四十年)が示すように、「今の趨勢にてはこの部(=清国留学生部、筆者注)は大いに発展すべきものなり」と期待していたという。

まとめ

以上考察のとおり、清末において奉天省政府が女子留学生を派遣したのは、清政府による「新政改革」という背景に、地域教育を振興し、特に女子教育を発展を目指して、奉天省が実施した、師範人材の育成の試みであった。同時に、日本女子教育を学ぼうという清末革新派官僚や有識者たちの提唱と活躍、及び日本明治政府や女学校が女子留学生に対する積極的な受け入れ態度など、諸方面の要素が総合的に働いた結果でもある。そのなか、実践女学校校長下田歌子が代表とする、中国の教育事業に熱心な日本人教員などの動きからも、明治政府の官僚や政治家による政治的目的も映されているが、客観的に近代中国の女子教育の推進に役立ったことになる。

ついでに、一九一〇年以降、清政府の学部によって、女子留学生の官費補助について、新しい条令が頒布され、東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校と東京蚕業講習所女子部の三校に合格したもの以外、官費補助の対象としないことになっていた⁽⁶⁶⁾。そのため、奉天省の官費女子留学生は、清末において日本留学の期間が比較的長く、特別な女子留学生史の研究対象として扱わなければならない。

注：

- (1) 楊暁「中国伝統女学的終結与近代女子教育的勃興——戊戌変法時期女学思想探析」『学術研究』、一九九五年第五期、八〇頁。
- (2) シャルル・メイエール著、辻由美訳『中国女性の歴史』白水社、一九九五年、一八二頁。
- (3) 山崎純一『教育からみた中国女性史資料の研究—『女四書』と『新婦譜』三部書一』明治書院、一九八六年、六〇頁。
- (4) 『奏定女子学堂章程』は清政府が一九〇七年に頒布した女子教育学制。『女子小学堂章程』と『女子師範学堂章程』とに分け、女子教育の宗旨、学科設置などを定めており、近代の女子教育の合法性を示すものである。
- (5) 「学部奏定女子小学堂章程」『大清光緒新法令』第一三冊、一九〇七年。中国女性史研究会編『中国女性の一〇〇年—史料にみる歩み』青木書店、二〇〇四年、二五頁参照。
- (6) 山崎純一『教育からみた中国女性史資料の研究—『女四書』と『新婦譜』三部書一』明治書院、一九八六年、六一頁。

- (7) 一九〇二年に頒布された中国最初の近代教育の学制、『欽定学堂章程』とも呼ぶ。初等教育から高等教育まで、それぞれ各等級の目標、年限、課程設置など定めたものである。一年後に『癸卯学制』の頒布によって廃止された。
- (8) 一九〇三年に『壬寅学制』を基礎に改訂したもので、『奏定学堂章程』とも呼ぶ。初等教育に幼稚園にあたる蒙養院四年間の加え、小中学校に当たる学堂の年限などを調整したと見えるが、思想的には洋務派で「中体西用」論（中国の伝統的思想と学問を根本として、西欧の科学や技術を導入しようとする考え方）を唱えた張之洞の影響が色濃い。
- (9) 容闈（一八二八～一九一三）、清末の政治改革者、実業家。広東省中山県の出身、近代中国史上初のアメリカへの留学生。一五年間の西洋教育を受け、アメリカのイエール大学を卒業して帰国後海外留学を提唱し、一九七二年に実現した。その後留学生の監督として渡米、駐米副公使を兼務した。
- (10) 裕庚（生年不詳～一九〇五）正白旗漢軍旗人、字は朗西。清末の官僚・外交官。科挙の優貢出身。一八九五年に駐日公使として日本に赴任。三年後帰国し、太僕寺少卿銜として総理各国事務衙門で勤務。一八九九年、出使仏国大臣として赴任。一九〇二年帰国。夫人は、アメリカ人の父と中国人の母の間に生まれたルイーザ・ピアソン。
- (11) 西園寺公望（一八四九～一九四〇）日本の公家、政治家、教育者。戊辰戦争において官軍の方面軍総督を務め、一〇年間フランスに留学、帰国後明治法律学校（のちの明治大学）を創立。文相・外相・蔵相などを歴任、日露戦争後、桂太郎と交互に政権を担当。大正五年（一九一六年）に正式な元老となり、大正天皇、昭和天皇を補弼、実質的な首相選定者として政界に大きな影響を与えた。
- (12) 嘉納治五郎（一八六〇～一九三八）日本の教育家、柔道家である。兵庫県の出身。東大卒後、学習院教授等を経て東京高等師範学校長を多年務める。また講道館を創設し、その館長として柔道の研究指導に当たり、斯界の父と仰がれる。貴族院議員。日本最初の IOC(国際オリンピック委員会)委員。一八九六年に清国からの中国人留学生の受け入れにも努め、留学生のために一八九九年に牛込に弘文学院(校長・松本亀次郎)を開いた。
- (13) 張之洞（一八三七～一九〇九）清末の政治家・思想家。直隸省南皮出身。翰林院侍読学士、内閣学士から山西巡撫、兩広総督、湖広総督、兩江総督などを歴任。対露・対仏・対日強硬外交を主張する一方、洋務運動を推進し、軍備拡張・近代工場の設立につとめた。『勸学篇』を書いて「中体西用」論を主張し、既存の王朝体制を前提として、その下で可能な限り「富国強兵」を行い、清朝の起死回生を図った。
- (14) 李喜所『近代中国的留学生』人民出版社、一九八七年、一九六頁。李喜所『中国留学通史（晚清卷）』広東教育出版社、二〇一〇年、二三五頁。
- (15) さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』くろしお出版、一九七〇年、七九頁。
- (16) 金雅妹（一八六四～一九三四）浙江寧波の出身、金韻梅ともいう。二歳に父母が

病死、アメリカ長老会の宣教師夫妻に引き取られ、一八七二年から日本で約十数年間教育を受けた。一八八五年にニューヨーク婦人子供病院附属女子医科大学を卒業、帰国後、中国史上初の公立看護学校北洋女医学堂を創設。成田静香「ある中国人女性の神戸における医療伝道—金雅妹の前半生」『人文論究』四八（三）、一九九八年一二月、一七四～一八八頁。

- (17) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、五五～五六頁。
- (18) 石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」『史論』、一九八三年、三二頁。
- (19) 黄福慶『清末留日学生』台北・中央研究院近代史研究所、一九七五年、五八頁。
- (20) 端方（一八六一～一九一一）、清末の官僚。満州正白旗の人。中国の新式教育の創始者の一人である。一九〇二年に湖広総督代理となり、さらに湖南巡撫を歴任中、中国初の幼稚園、省立図書館、師範学院などを創設し、留学生も大量に派遣した。一九〇五年に立憲予備海外視察五大臣の一人として欧米を視察し、ヨーロッパの政治・社会体制の導入に努めた。一九一一年直隸総督の任に、四川省で保路運動の渦中に革命派に暗殺された。
- (21) 范源濂（一八七五～一九二七）、清末民初の教育者、政治家。清末は変法派の一員として活動し、戊戌の政変のあと、梁啓超らとともに日本へ亡命し留学した。一九〇四年に帰国し、留学事業に携わった。中華民国成立後は北京政府で教育総長をつとめた。
- (22) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一二三頁。
- (23) 楊枢（一八四四～一九一七）清末の外交官、回族、盛京の出身（一説広州の生まれ）。一九〇三年から一九〇七年まで清朝駐日公使。
- (24) 『東方雑誌』第二卷第六期、一九〇五年。
- (25) 桜井役著、土屋忠雄解説『女子教育史』日本図書センター、一九八一年、一五頁。
- (26) 孫文（一八六六～一九二五）中国の政治家・革命家。字は逸仙、号は中山。広東省香山県の出身。一八九五年に興中会の広州蜂起以来日本に亡命して、アメリカを経て世界中を巡り、清朝打倒、民主主義国家樹立のための革命運動に従事。宮崎滔天らの援助で中国革命同盟会を結成し、のちに辛亥革命を起こしたため、「中国革命の父」と呼ばれる。初代中華民国臨時大総統、中国国民党総理を歴任。
- (27) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一一七頁。
- (28) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、八四頁。
- (29) 麗澤生「秋瑾『滬上有感』のことども」『清末小説研究』第四号、一九八〇年、三六六頁。仲俊二郎『凜として—近代日本女子教育の先駆者下田歌子』栄光出版社、二〇一四年、二二五頁。
- (30) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一二〇頁。

- (31) 同上、一二一頁。
- (32) 大庭脩、王晓秋『日中文化交流史叢書・歴史』大修館書店、一九九五年、三九七頁。
- (33) 河原操子『カラチン王妃と私』芙蓉書房、一九六九年、一〇二頁。
- (34) 阿部洋『中国の近代化と明治日本』福村出版、一九九〇年、六〇頁。
- (35) 巖安生『日本留学精神史—近代中国知識人の軌跡』岩波書店、一九九一年、四頁。
- (36) 陳学恂『中国教育史研究（近代分卷）』華東師範大学出版社、二〇〇九年、一一四頁。
- (37) 中国で宋朝以後普及した私学機関。書院制は中国の唐玄宗の時、麗正殿書院、集賢院書院をおいたことに起源する。清朝以降、政府の政策によって私学の創設が禁止され、書院も官学化になったため、教育の目的として伝統的義理・経世の学問、科挙の受験、朴学に基づく学術研究という三種類に分けられる。一九〇一年に全国の書院は学堂に統一、近代中国の大学の母体ともいわれる。
- (38) 一八五八年に天津において、中国の清政府と英国の間に締結された不平等の条約。条約には、軍事賠償費や外国人貿易の自由のほか、キリスト教布教の自由と宣教師の保護なども主な内容とされる。
- (39) 増祺（一八五一～一九一九）、清末の将領、地方官僚、満洲鑲白旗の人。一八九八年に盛京将軍と命じられ、ロシアに脅かされ奉天省の土地の主権を売った事件があった。
- (40) 清末の教育体制の中に最初級の学校、日本の幼稚園保育及設備規程をモデルにしたものと言われている。家庭教育を補助する宗旨により、育児堂と敬節堂に付設され、三歳～七歳の児童を収容。教員が女子師範学校出身。
- (41) 李潤沢「清末の近代教育普及と教育をめぐる日中の相克—奉天省の状況を中心に—」『法政大学大学院紀要』第六五号、二〇一〇年、五四頁。
- (42) 趙爾巽（一八四四～一九二七）、清末・民国初年の政治家。祖先は奉天鉄嶺市の出身。清末に奉天省で盛京将軍（一九〇五）・東三省総督（一九一一）を歴任し、東北地方の辛亥革命勢力を押さえ込んだことで批判されたが、奉天省地域の財政改革や教育振興などに大いに努めた。辛亥革命後に袁世凱・段祺瑞政権下で『清史稿』編纂の主幹を担った。
- (43) 張鶴齡（一八六七～一九〇八）、清末の官僚端方（一八六一～一九一一、清末の官僚、満州正白旗の人）に評価され、湖南省署理糧按察使に在任中に、湖南巡撫趙爾巽のもとで同省の教育改革に取り組んだ。清末の新進気鋭の知識人として、のちに京師大学堂の副総教習を歴任した。のちに盛京将軍に就任した趙爾巽の懇請により、奉天省提学使に着任してから、新式教育の改革や図書館の整備などの文化事業に大いに力を注いだ。
- (44) 蔭山雅博「清末奉天省の教育近代化過程—初等教育の普及過程を中心として—」『調査研究報告』一九九三年六月号、八五頁。

- (45) 『奉天通志』第一五一卷、教育三（清下）。
- (46) 葉景葵（一八七四～一九四九）、民国の著名な実業家、古書の大収集家。維新思想の影響で、趙爾巽が盛京將軍の任に、財政、教育、鉱山の管理など重要職を務めた。のち官職を辞め、「実業救国」の理念で銀行業で活躍した。
- (47) 森本清蔵（生卒年不詳）、文部省の視学官。一九〇六年～一九〇八年に教育学堂の教習として奉天省兩級師範学堂につとめた。
- (48) 中国第一歴史档案馆所蔵趙爾巽全宗档案第一七七号、マイクロ文献。
- (49) 『東三省政略』卷九、学務・奉天省「紀遊学」、第一三九九頁。「奉天省は気風開通が遅くなり、外国へ行く者が稀だった。一九〇六年になって、盛京將軍趙爾巽が生徒七〇名を選抜して日本へ送り師範と法政を学習させた。その後、日本学校の武備、法政の速成教育を自費で学習する者も入れると、留学生がこの年、二〇〇余名に急増した」、筆者訳。
- (50) 『東三省政略』卷九、学務・奉天省「紀遊学」、第一三九九頁。「中学堂の卒業生以上でなければ、選抜の対象とされないという留学派遣政策のため、西洋各国への留学応募者がいなくなった。しかし、行省改制の後、（本省の）新政開始に各領域の経験者と有識者が必要である。人材を迅速でかつ大量に育成するため、このたび他省から生徒六名を選抜し、卒業後奉天省に仕える前提とし、彼らを西洋各国へ高等・専門の官費留学を派遣することになっている。今後、本省の中学堂の卒業生を出したら、留学生派遣の規模を拡大する」、筆者訳。
- (51) 中国第一歴史档案馆所蔵趙爾巽全宗档案第一七九号、マイクロ文献。
- (52) 同上、第一七八号、マイクロ文献。「日本の法律によって、妻である者は未成年と同様、（家父長）に非常に従順であり、婦道を守っているのは、わが国の旧風道徳にも優る、と調査してわかった。その女学とは、賢妻良母を造るのを目的とし、女性の淑徳を高め、品性を美しくし、技芸を学ばせるのを主旨とする」、筆者訳。
- (53) 呂恵如（一八七五～一九二五）、近代の女性詩人、教育家。南京兩江女子師範学校校長などを務めた。安徽省出身、四人姉妹で、ともに教育事業に従事することで有名（呂美蓀が奉天省女子師範学校校長、呂碧城が天津女子師範学校校長、呂坤秀がアモイ女子師範学校校長）。
- (54) 前田茂子（生卒年不詳）、アメリカの大学出身、文学士。一九〇六年～一九〇九年に奉天省女子師範学堂の理科、英文、数学などの科目を担当。
- (55) 服部昇子（生卒年不詳）、日本女子大学出身、日華学会主事。一九〇八年～一九一〇年に奉天省女子師範学堂の日本語、体操、手芸などの科目を担当。
- (56) 中国第一歴史档案馆所蔵趙爾巽全宗档案第一七七号、マイクロ文献。
- (57) 李皓「趙爾巽与奉天新式教育的崛起」『歴史档案』、二〇〇九年第二期、一〇六頁。
- (58) 中国第一歴史档案馆所蔵趙爾巽全宗档案第一七七号、マイクロ文献。
- (59) 張曉明「論清末奉天地区女学」『鞍山師範学院学报』二〇一四年第五期、第二九頁。

- (60) ここで実践女学校の記載を引用しているが、のちに本稿で派遣する留学女学生の人数について再検討する。
- (61) 『順天時報』一九〇七年二月二〇日。李又寧、張玉法編『近代中國女權運動史料一八四二～一九一一』伝記文学社、一九七五年、一二七二頁。
- (62) 『盛京時報』一九〇七年三月一日。
- (63) 胡穎「清末留日学生の留学経費について——公費生を中心に」（大里浩秋、孫安石編『近現代中国人日本留学生の諸相—「管理」と「交流」を中心に』御茶の水書房、二〇一五年所収）、四八～四九頁。
- (64) 実践女学校「奉天官費生学資一切契約書」。
- (65) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一三三頁。
- (66) 「学部咨留日女生酌定補官費弁法札飭提学司遵照文」『大清法規大全』卷七、一九一〇年。中国女性史研究会編『中国女性の一〇〇年—史料にみる歩み』青木書店、二〇〇四、二六頁参照。

第二章 女子留学生の人数と名簿をめぐる再検証

はじめに

中国人日本留学生史研究においては、奉天省が派遣した女子留学生の日本留学の実態についてほとんど言及されていない。一九〇七年に奉天省が実践女学校に派遣した女子留学生の人数について、二説が出されている。一説は、実藤恵秀が提起した「二一名」という言い方であるが、原文には注釈や説明がついていないため、その出処がわかりかねる⁽¹⁾。もう一説は、周一川の研究で提起された「二三名」という人数であるが、これが『実践女子学園八十年史』から引用されたものであり、のちに編纂された『実践女子学園一〇〇年史』の記述と同様である⁽²⁾。そのため、筆者はこれまで利用されていない史料を発掘し、奉天省が実践女学校に派遣した女子留学生を考察することを通して、まず彼女たちの人数と名簿について再検討してみたい。

一 官費派遣の女子留学生の人数について

一九〇七年に奉天省が実践女学校に派遣した女子留学生の人数については、筆者の調べによって、実藤恵秀と周一川の二説で引用された資料のほか、「二三名」という説を検証する史料を発見した。

一つは、帝国婦人協会の機関誌『日本婦人』第一一年三号の記事である。一九〇九年三月に実践女学校創設一〇周年の記念会が開かれた。実践女学校の清国留学生担当の教諭兼舎監である坂寄美都子が「清国留学生部の過去及び現在」というテーマで清国留学生部について、回顧しながら報告した。その報告のなかに、「奉天省の当時の趙將軍が官費留学女生二三名を本校に派遣せらるゝ事となりました。清国女学生が官費で派遣されたのは、これが最初であります」⁽³⁾という内容があった。

二つ目の史料として、一九〇七年五月二十五日に発行された『順天時報』があげられる。

東京實踐女學校，現在華人女子留學者，多至四十餘名。其中廿三名，係前次新由奉省選派，與從前留學生等共入該學校所設寄留舍⁽⁴⁾

と記されており、奉天省が派遣した女子留学生が実践女学校へ入学した直後に報道されたものである。

三つ目は、一九〇七年六月二十三日の『東京朝日新聞』に載った「満洲の少女」という記事である。「去五月二日渋谷の実践女学校へ入学せる奉天付近の官費女子留学生廿三名」、

「満洲の婦女には纏足の風なければ南清婦女の如く歩行の困難なく従つて運動遊戯自由なり」などと記されている。

以上三つの史料は、一九〇七年に実践女学校に受け入れられた奉天省の官費女子留学生の人数について、いずれも「二三名」という人数を示しており、実践女学校の記録と一致している。こうして、一九〇七年五月に実践女学校に入学した奉天省の官費女子留学生の人数は、「二三名」であることを史実として判明できる。

しかし、一九〇五年に熊希齡が実践女学校を教育視察後、下田歌子と毎年一五名の女子留学生を送る特約を結んだが、なぜ実践女学校が二年後に二三名を受け入れたかについては、『実践女子学園一〇〇年史』では触れられていない。実際、この二三名の留学生のうち、一五名が実践女学校に入学後、師範科で修業した。これは、その留学特約で約束した留学生の人数と一致していることは、本研究によって判明された。そのほか、六名が工芸科を修業し、ほか中退した二名の修業学科は不明であった。(次章の表7参照)

また、『実践女子学園一〇〇年史』も含めて、以上挙げられた四つの史料には、派遣された女子留学生の名簿が記されていないため、彼女たちの氏名や出身などの情報は明らかになってはいない。そのため、清末中国人女性の日本留学を考察するには、さらに史料調査を通して、奉天省が実践女学校に派遣した女子留学生の名簿を明らかにしていくのが、必要不可欠な仕事となっている。

二 派遣された女子留学生名簿に関する考察

1. 『東三省政略』の女子留学生名簿

一九〇七年六月以降、清政府の行省制度の調整によって、奉天省は吉林省と黒竜江省を合わせて、東三省総督の管轄下に納められることとなった。一九〇七年に徐世昌⁽⁵⁾が盛京將軍趙爾巽の後任として、東三省総督となった。彼は一九〇九年まで東三省総督在任中に、『東三省政略』の編纂を主導した。『東三省政略』は、東三省の軍事、外交、官僚制度、民衆生活、教育、実業など内容が多岐にわたる行政資料集である。筆者は、そのなかに記された、奉天省の官費女子留学生の情報を発見した。「光緒三十三年(一九〇七年、筆者注)、(奉天省)女子師範学堂の生徒三七名を日本実践女学校に留学させた」と記載している⁽⁶⁾。その記述文に附いている「奉省東西洋官費遊学生一覧表」に、奉天省の官費留学生(男性二三名と女性三七名)の姓名、年齢、出身地、官費取得時間、修業年限と留学受け入れ校などの項目が掲載されている。筆者は、その表から一九〇七年三月に奉天省の官費資格で、実践女学校に送られる女子留学生の情報のみを抽出して、表1にまとめた⁽⁷⁾。

表1 『東三省政略』による女子留学生名簿

	氏名	年齢	出身		氏名	年齢	出身
1	胡呉雙	21	湖南湘潭	15	韓淑玉	16	奉天承德
2	胡懿夏	19	湖南湘潭	16	耿桂英	21	奉天承德
3	馮擲英	27	浙江仁和	17	陶淑貞	25	盛京滿州正白旗
4	周秀貞	29	盛京漢軍廂白旗	18	李錫錦	17	浙江会稽
5	馮淑歆	17	盛京漢軍廂藍旗	19	張珺	25	浙江錢塘
6	韓淑娃	18	奉天承德	20	蕭延蘊	21	湖南長沙
7	崔可言	17	奉天承德	21	陶淑仙	20	浙江会稽
8	曾淑琛	20	盛京内務府漢軍正白旗	22	束静涵	20	江蘇丹徒
9	馬淑桓	18	盛京滿州正藍旗	23	黄国巽	21	湖南長沙
10	陳崑玉	29	奉天承德	24	黄暉	20	湖南長沙
11	陶淑鳳	18	盛京滿州正藍旗	25	吳汝震	32	安徽桐城
12	徐錦屏	26	奉天開原	26	郭珊	24	浙江山陰
13	徐秀榮	28	奉天承德	27	朱激	27	江蘇宝山
14	楊啓東	21	奉天開原	28	趙顧玫	26	江蘇太倉

なお、表1に記入されている二八名の女子留学生は、官費資格取得時（一九〇七年三月）から、毎月四五〇円の官費を支給されることになっている。この表を分析してみれば、奉天省出身の女学生は一四名（4-17）しかいない、ちょうど半分であるが、あと一四名（1-3、18-28）が浙江、湖南など他省の出身ということが明らかである。

要するに、『東三省政略』に記されたこの二八名のいわゆる奉天省女子留学生は、実践女学校の入学人数より五名多くなっている。この発見により、さらに綿密な名簿の検討が必要になっていることは間違いない。この五名はどんな者なのか、同期に実践女学校へ入学できなかったか、それとも入学前に何かの原因で留学をあきらめたのかなどについては、調べる必要がある。二三名の実践女学校の女子留学生の名簿を明らかにするには、ほかの史料を利用して考察しなければならない。

2. 『女子世界』に掲載された奉天省の女子留学生の名簿

『女子世界』は江蘇常熟出身の丁初我⁽⁸⁾（一八七一～一九三〇）が一九〇四年に上海で創刊した月刊雑誌である。辛亥革命以前においては、歴史が長く、かつ影響がかなり大きい女性向けの刊行物であった⁽⁹⁾。『女子世界』に関わった執筆陣は江蘇省、或いは浙江省の秋瑾など周辺地域の出身者が多かった。彼らは上海を中心的な舞台として、清朝政府に反対する言論を宣伝しながら、女権意識を高めるため、女性向けの新聞・雑誌を発刊し、或いは投稿し、女子教育の実践に携わったりした。

『女子世界』第二巻第六号に掲載されている、奉天省の派遣した女子留学生に関する記事は次の内容がある。

奉天省が女子留学生を東京に派遣し、留学させることを既に耳にした。現在女子留学生の名簿と年齢を調べており、以下のとおりである：

周秀貞、二七歳；崔可言、一五歳；張珺、二三歳；陳崑玉、二七歳；徐錦屏、二四歳；郭華、二八歳；陶淑鳳、一六歳；徐秀榮、二六歳；馮淑歆、一五歳；韓淑娃、一五歳；馬淑桓、一七歳；韓淑玉、一四歳；陶淑仙、一八歳；束静涵、一八歳；曾淑琛、一八歳；耿桂英、一九歳；饒儀先、一七歳；楊啓東、一九歳；蕭延蘊、一四歳；李錫錦、一五歳；陶淑貞、二三歳」⁽¹⁰⁾

この名簿には女子留学生が二一名だけで、表1『東三省政略』の名簿とすれ違うところも見える。そして女子留学生の出身情報も載っていない。にもかかわらず、『東三省政略』の名簿と対照した結果、奉天省出身の女子留学生一四名（表1の4-17）が確認できる。また、ほかに七名のうち、李錫錦（浙江）、張珺（浙江）、蕭延蘊（湖南）、陶淑仙（浙江）、束静涵（江蘇）の五名は表1にも載っている。あとの郭華と饒儀先二名は、『東三省政略』にも出ていないため、その出身情報がまだ不明であるが、前述の表1に加えて三〇名となり、次の表2になっている。

表2 『東三省政略』と『女子世界』による女子留学生名簿

	氏名	年齢	出身		氏名	年齢	出身
1	胡呉雙	21	湖南湘潭	16	耿桂英	21	奉天承德
2	胡懿夏	19	湖南湘潭	17	陶淑貞	25	盛京滿州正白旗
3	馮擲英	27	浙江仁和	18	李錫錦	17	浙江会稽
4	周秀貞	29	盛京漢軍廂白旗	19	張珺	25	浙江錢塘
5	馮淑歆	17	盛京漢軍廂藍旗	20	蕭延蘊	21	湖南長沙
6	韓淑娃	18	奉天承德	21	陶淑仙	20	浙江会稽
7	崔可言	17	奉天承德	22	束静涵	20	江蘇丹徒
8	曾淑琛	20	盛京内務府漢軍正白旗	23	黄国巽	21	湖南長沙
9	馬淑桓	18	盛京滿州正藍旗	24	黄暉	20	湖南長沙
10	陳崑玉	29	奉天承德	25	吳汝震	32	安徽桐城
11	陶淑鳳	18	盛京滿州正藍旗	26	郭珊	24	浙江山陰
12	徐錦屏	26	奉天開原	27	朱激	27	江蘇宝山
13	徐秀榮	28	奉天承德	28	趙顧玫	26	江蘇太倉
14	楊啓東	21	奉天開原	29	郭華	28	不明
15	韓淑玉	16	奉天承德	30	饒儀先	17	不明

なお、これらの女子留学生について、同じ者には、この二つの史料で年齢の相違が生じており、全体的に『東三省政略』のほうが二、三歳上と記されている。生年月日がないため、女学生たちの年齢の登録時点或は、旧暦か西暦の違いなど地域の数える習慣による計算基準が違ふ可能性も考えられる。

また、ついでに、実藤恵秀による奉天省官費派遣の留学生についての「二一名」説は、その研究で利用史料を明示していないが、雑誌『女子世界』の記事の人数と同じであるので、その説の出处であろうと推測できる。

3. 『官報』に記された三七名の官費資格名簿

光緒三十三年一二月（西暦一九〇八年一月ごろ）発行の『官報』に収録された、三七名

の女子留学生の官費予算の統計には：周秀貞、馮淑歆、韓淑姝、崔可言、曾淑琛、馬淑桓、陳崑玉、陶淑鳳、徐錦屏、徐秀榮、楊啓東、韓淑玉、耿桂英、陶淑貞、李錫錦、張珺、蕭延蘊、陶淑仙、束静涵、鐘肇子、韓淑瑤、富伯貞、楊莊、黄国巽、黄暉、吳汝震、郭華、饒儀先、郭珊、馮擷英、胡吳雙、胡懿夏、許壁、張李坤載、趙顧玫、朱澂、禧扈雲の名前があげられている⁽¹¹⁾。

この名簿を表2と対照して整理すると、前述の一四名の奉天省出身の女学生と他省出身の李錫錦（浙江）、張珺（浙江）、蕭延蘊（湖南）、陶淑仙（浙江）、束静涵（江蘇）の五名合計一九名は、すべて記されている。これで『東三省』、『女子世界』、『官報』という三つの名簿によって、この一九名の女学生（表2の4-22）は、一九〇七年五月に実践女学校に入学した奉天省の官費派遣女子留学生に属するものであると判断できる。

同時に、『女子世界』の名簿に出た郭華と饒儀先（表2の29-30）二名は、『官報』にも関係記載がある。『官報』第三十二期には、郭華が一九〇七年の夏に、饒儀先が一九〇八年夏に実践女学校を中退して帰国したため、遊学生監督処が代わりに奉天省の官費で実践女学校に二人分の学費を追納した記録がある。そのため、郭華と饒儀先二人が奉天省の官費資格で実践女学校に入学したのは確実である。

4. 再検証の結果

以上のほか、表2の女学生に関する史料を集めて分析してみると：

①『順天時報』（一九〇六年七月四日）によれば、胡吳雙（表2の1）、黄国巽と黄暉（表2の23-24）三名は、一九〇五年に湖南省が実践女学校へ送った女学生であることがわかった。

②石井洋子によって編成された中国女子留学生名簿によれば、馮擷英（表2の3）が一九〇七年三月に女子美術学校の西洋画撰科に入学したとわかった⁽¹²⁾。

③実践女子大学所蔵の実践女学校の「留学生卒業証書臺帳」に、胡懿夏（表2の2）が既に一九〇六年七月に実践女学校を卒業した記録がある。

④『東京朝日新聞』一九〇七年九月一七日の「清国女子留学生の新来」というテーマの記事に、「熊氏（熊希齡、筆者注）は本邦に於ける留学生の成績頗る良好なりとの報に接し信頼の念又弥々厚く今回第二回の留学生として新に自己の親戚なる趙顧玫（二十四歳）と朱澂（二十五歳）の兩人を送り数日前同校に入学の手續を了し去る十三日より寄宿せりと」と報道されていることから、朱澂と趙顧玫（表2の27-28）が一九〇七年の五月に入学しなかったことがわかった。

上記のとおり、中国と日本両国の史料をまとめて分析した結果として、一九〇七年に奉天省の官費で日本実践女学校に留学していた二三名の女子留学生の名簿を確認できるようになっており、次の表3にまとめる。

表3 一九〇七年五月に実践女学校に入学した奉天省の官費派遣の女子留学生名簿

	氏名	年齢	出身		氏名	年齢	出身
1	周秀貞	29	盛京漢軍廂白旗	13	耿桂英	21	奉天承德
2	馮淑歆	17	盛京漢軍廂藍旗	14	陶淑貞	25	盛京滿州正白旗
3	韓淑娃	18	奉天承德	15	李錫錦	17	浙江会稽
4	崔可言	17	奉天承德	16	張珺	25	浙江錢塘
5	曾淑琛	20	盛京内務府漢軍正白旗	17	蕭延蘊	21	湖南長沙
6	馬淑桓	18	盛京滿州正藍旗	18	陶淑仙	20	浙江会稽
7	陳崑玉	29	奉天承德	19	束静涵	20	江蘇丹徒
8	陶淑鳳	18	盛京滿州正藍旗	20	吳汝震	32	安徽桐城
9	徐錦屏	26	奉天開原	21	郭珊	24	浙江山陰
10	徐秀榮	28	奉天承德	22	郭華	28	不明
11	楊啓東	21	奉天開原	23	饒儀先	17	不明
12	韓淑玉	16	奉天承德				

なお、郭華と饒儀先（表3の22-23）二名が出身不明のほか、ほか七名（表3の15-21）他省出身の女子留学生が奉天省の官費資格で留学することについて、二通りの可能性があるかと考えられる。

一つは、日本へ留学募集するときに、出身情報が本籍（何かの事情で他省から奉天省に引っ越した場合）、或は原籍のまま登録したわけである。これに基づいて、家族と一緒に暮らしている奉天省に生まれ育ってきた彼女たちが東北地方の風習に従い、纏足もしなかったということまで推測できる⁽¹³⁾。

もう一つは、他省出身の女学生は、奉天省に就学していたというより、むしろ特別な手段で奉天省の官費資格を申請した可能性が高いだろう。その理由として、清末に湖南省、浙江省、江蘇省などの地域においては、女子教育が比較的発達していた。女学の発足が早い故郷を離れて、奉天省城官立女子師範学堂にきて就学するわけがない。そして、その証拠の一つに、『官報』による記載が挙げられる。『官報』第五期には、胡呉雙、胡懿夏、許壁と張李、坤載四名の日本留学中の女子留学生からの、盛京將軍趙爾巽宛ての奉天省の官費補助を求めた請求文が収められている。その請求文では、胡呉雙が一九〇五年に湖南省に実践女学校の師範速成科に送られ、一年間で卒業後、帰国せずに日本の女学校に就学しているなどと述べられた。そして自費留学の胡懿夏、許壁と張李坤載を合わせて四人とも生活や留学経費などで窮屈なため、既に奉天省から官費をもらった楊莊、黄国巽と黄暉が得た特別許可を参照して、奉天省の官費補助を懇ろに求めようということがあった。

情據此，查該生等好學不厭勤奮可嘉現在學費短絀，應准比照楊莊等給予資助以期精進。當經飭提學使司查核辦理。去後茲據該司呈覆查湖南留學日本女學生胡呉雙、胡懿夏、許壁、張李坤載等四名既奉批准比照楊莊等給予資助自應遵照辦理。查楊莊等本年第一期學費前已列入奉省女學生學費單內一併匯寄東京。胡呉雙等四名自應另匯。擬請每名每年給予學費日鈔四百伍拾元，給至該省等卒業回國為止。從陽曆本年四月一號起至九月底六個

月每名二百二十五元四名共九百元加一活支經費九十元共日鈔九百九十元，已由司如數備由正金銀行電匯東京遊學生監督處查收。除咨呈查照外，理合呈請憲台察核，咨明出使日本大臣楊查照等情前來除批示外相應咨明為此合咨。⁽¹⁴⁾

上記の理由に依頼の結果として、奉天省は、胡吳雙、胡懿夏、許璧と張李坤載四名を、例の三名楊莊、黃国巽、黃暉と共に、奉天省の官費派遣女子留學生の經費支出の予算に入れた⁽¹⁵⁾。また、一九〇七年九月に実践女学校に入学した朱激と趙顧玫（表2の27-28）の場合も、他省出身登録ではあるが、奉天省官費資格を持っている。これについて、『東京朝日新聞』一九〇七年九月一七日の「清国女子留學生の新来」というテーマの記事に、彼女らが「熊希齡の親戚」と報道されている。

以上のことから、表3の奉天省出身の一四名のほか、浙江省四名、安徽省、湖南省と江蘇省各一名合計七名の女子留學生には、部分的或は全部何らかの方法で、奉天省の官費派遣政策を聞いて、何とか官費留学の資格を申請したという可能性が推測できる。残念ながら、彼女たちが奉天省の官費資格を取得する経緯については、現時点では、史料の制約のためはまだ不明であるが、奉天省の学務機関を通して資格取得したと推測することにとどめておきたい。

一方、前述の胡吳雙、胡懿夏、黃国巽、黃暉四名の他省出身の女子留學生が奉天省の官費資格を請求した史実からみれば、当時奉天省の女子留学政策が、かなりの柔軟性を持っていたことは明白である。当時、女子教育の普及を目指す奉天省にとって、日本へ女子留學生を派遣するのは、女子教員や女学校の管理者を育成する重要な手段の一つであった。同時に、国内で湖南省や浙江省などの地域の女学校創設の視察、女子教育者の招聘などの協力も必要なため、女子教育が進んだ他省との往来も重要視している。その配慮から、他省出身の女學生にも官費留学の資格を供することに至ったことは理解にかたくない。また、『東三省政略』巻九、学務・奉天省「紀游学」の記載によって、多岐にわたる方面における改革に優秀な人材を求めるため、奉天省政府は、女子留学のみならず、男子留学の派遣にもこれと同じような政策を採用している。たとえば、他省出身の男子生徒に英国、アメリカや日本などの官費留学の資格を与え、卒業後奉天省に使えるようという約束したこともあった。

まとめ

以上、中日両国の史料を発掘し、分析したうえ、清末に奉天省が女子留學生を日本留学に派遣する経緯、留学人数と名簿を考察した。この二三名の女子留學生が、奉天省の新式教育の理念下に積極的な女子教育を進める政策に恵まれ、一九〇七年五月に実践女学校に

官費留学したという史実が明らかになってきた。今回の考察によって、一人ひとりの名簿が確認され、近代中国女性の日本留学史研究に一つの基盤を提供することができた。今後は、これらの女子留学生をめぐって、日本留学の実態、帰国後の活躍などを中心にさらに解明し、日本への中国女子留学生の全体像を明らかにしていきたい。

注：

- (1) 実藤恵秀『中国人日本留学史』くろしお出版、増補版一九七〇年、七八頁。
- (2) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、七四頁。実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一三一頁。
- (3) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年三号、四七頁。
- (4) 『順天時報』一九〇七年五月二十五日。「東京実践女学校は、現在中国人女子留学生を四〇名程受け入れている。其のうち二三名は、今回奉天省が派遣した新規入学者である。既に在学中の女子留学生と同様、当校の寄宿舎に収容されている。」筆者訳。
- (5) 徐世昌（一八五五～一九三九）清末民初の政治家。祖籍は河南省衛輝府汲県。清末に親交があった袁世凱の昇進にともない、東三省総督、郵伝部尚書などの要職を歴任した。一九一八年に中華民国第四代総統、四年後に辞任させられ、政界から引退。
- (6) 『東三省政略』巻九、一三九九頁、学務・奉天省「紀遊学」。
- (7) 表1に記されている女子留学生のほかに、「奉省東西洋官費遊学生一覧表」には同年六月や翌年などに官費資格を取得した者もあるが、これらの女子留学生を考察する対象ではないため、省いておく。
- (8) 丁初我（一八七一～一九三〇）名は丁祖蔭、初我は別号。江蘇常熟の出身。地方の教育事業や、『女子世界』の刊行で女権解放に活躍。辛亥革命後、常熟県長と呉江県長などを歴任。学者、蔵書家としても有名。
- (9) 陳燕燕「近代中国における「女国民」の誕生」『人文社会科学研究』第一九号、二〇〇九年、二二八～二四八頁。初国卿「中国近現代女性期刊剪影」『中国近現代女性期刊匯編』（二）線装書局、二〇〇七年、序言。
- (10) 『女子世界』の第二巻六号、一九〇七年発行。原文は“奉省派女學生赴東京留學，早有所聞。茲更訪得諸女生之姓名、年齡，特錄如下：周秀貞，廿七歲；崔可言，十五歲；張（女+蕙），廿三歲；陳崑玉，廿七歲；徐錦屏，廿四歲；郭華，廿八歲；陶淑鳳，十六歲；徐秀卿，廿六歲；馮淑月，十五歲；韓淑（女+蕙），十五歲；馬淑桓，十七歲；馬淑玉，十四歲；陶淑仙，十八歲；陳靜涵，十八歲；魯淑琛，十八歲；耿桂英，十九歲；饒義，十七歲；楊啓東，十九歲；蕭延蘊，十四歲；李錫錦，十五歲；陶素貞，廿三歲。”である。この名簿について、留学生の名前の漢字の書き方を間違えたとみて、

ほかの名簿を参照しながら訂正したところがある。

- (11) 遊学生監督処『官報』、第十三期。
- (12) 石井洋子「中国人女子留学生名簿：一九〇一～一九一九」『辛亥革命研究』第二号、一九八二年三月、四九～六九頁。
- (13) 『東京朝日新聞』一九〇七年六月二十三日、「満洲の少女」。
- (14) 遊学生監督処『官報』、第五期。
- (15) 同上、第十三期。

第三章 奉天が派遣した女子留学生の留学実態

はじめに

奉天省政府は女子師範教育人材の育成のために、一九〇五年から二年間の準備を経て、一九〇七年に実践女学校の師範科に二三名の女子留学生を、三年間の留学を目指して派遣した。しかしながら、これまでの先行研究には官費派遣された女子留学生の留学実態については、ひと言も触れられていない。そのため、本研究は、奉天省が派遣したこれらの女子留学の留学実態を、留学中の監督管理から、寄宿舍の生活や健康状態、学習状況、課外活動の参加および卒業と帰国後の活躍まで、史料に基づいて考察していく。

一 清政府による留学生監督

1. 留学生規則

一九〇七年に奉天省が実践女学校に派遣した女子留学生たちは、官費生として、派遣元や清政府からの二重の監督下に置かれていた。即ち、派遣元の奉天省政府から東京まで監督官僚を同時に派遣することに困難があるため、代わりに留学生の中から優等生何名かを選び、月ごとに普通の留学生管理の役を務めさせるという形式であった。また、一九〇六年から、留学生を絶えず外国派遣した盛京將軍趙爾巽が、『奉天留学生章程十二条』を制定したほか、駐日大使楊枢へ、留学生の管理などを依頼したこともあった⁽¹⁾。

一九〇六年に清政府による留学政策が調整され、『管理日本遊学生章程』が制定され、留学生管理全般を主務とする「遊学生監督処」(旧称留日学生監督処、一九〇二年成立)が発足した。日本の女学校に留学中の彼女たちが、清政府の留学生規則を実施する遊学生監督処の管理下に置かれるようになった。この遊学生監督処は、日本の各学校で留学する文科系の留学生を対象とする規則も定めた。たとえば、光緒三十三年八月一日(一九〇七年陰暦八月一日)から、留学生たちが特別な事情で帰国する場合、以下の休暇取得の規則に従わなければならなかった。

第一条 帰国休暇は通常休暇と特別休暇二種類が認められる。前者は日本学校の夏休み期間中に帰国する場合であり、後者は親の死亡や重病など出来事がある場合を指す。

第二条 通常休暇は所属する学校の夏休みを限りとし、海陸軍学校は別とする。

第三条 特別休暇で帰国する場合、帰省地によって、本処が休暇期限を決める。万一、規定された期日に戻れない場合、所在地の官僚や学務官僚を通して、本処に知

らせたうえ、三十日を限りとし休暇を続けることができる。もし他省に泊まる場合なら、他省の官僚らを通して手続きが必要である。

第四条 第三条の手続きが必要となる場合、必ず家族の者が当地や他省の官僚らに申し込みを出すこと。さもなくば、本処が許さず。

第五条 休暇で帰国する場合、日本に戻り次第、本処まで到着手続きをすること。

第六条 通常休暇で帰国する場合、締め切り日から十日以内に日本に戻らない場合、退学とし官費資格を取り消す。

第七条 特別休暇で帰国する場合、締め切り日から十日以内に日本に戻らない場合、退学とし官費資格を取り消す。

第八条 申し込みなしに無断に帰国する場合、帰国した期日から退学とし、官費資格を取り消す⁽²⁾。

これらの規則によって、実践女学校で留学していた奉天省の女子留学生たちが、やむを得ず帰国する際に、必ず当処の許可を得て、登録しなければならなかった。遊学生監督処が発行の『官報』に載せてある休暇取得の留学生登録表には、奉天省の官費女子留学生の名も見える。たとえば、『官報』第三〇期に母親の病気で帰国休暇を取る官費女子留学生韓淑瑶、第四一期に用事で二ヶ月間の帰国休暇を申請する李錫錦などであった。

また、一九〇六年に清政府による留学生規則整備の一連の結果、清政府と日本側受け入れの私立学校が連合して協議を行う機関である「清国留学教育協議会」も東京の公使館内に置かれた。同年十月に「清国留学教育協議会」第一回が開催され、一九〇八年まで一回にわたって行われた。こうして、当時の中国人日本留学生が、清政府と日本の受け入れ校との連合管理に収められるようになった。

2. 官費の調達と支給

清末における日本留学の官費生は、清政府の各部院あるいは各省から派遣され、各派遣元によって経費が支給されることになっていた。奉天省政府は、毎年前期と後期と二回に分けて、留学経費を東京の遊学生監督処に送金し、経費の支給を依頼した。一九〇七年に日本の実践女学校に派遣された女子留学生の場合、同年に早稲田大学や明治大学に派遣された奉天省の男子留学生よりも毎年五〇円ほど多く、一人当たり年に四百五〇円の官費が支給されていた⁽³⁾。

これらの経費について、明治四十三年（一九一〇年）三月二六日の判任官俸給令改正（勅令一三五号）に参照してみれば、女子留学生の毎月平均三七円五〇銭の官供は、日本の公務員七級俸に当たる（当時最高の一級俸が九五円、最低の一級俸が一八円）ことがわかる。また、一九〇七年一月一五日に学生タイムス社が発行した月刊誌『学生タイムス』の記事によって、一般的な日本人の学生が使う学費は月にわずか二〇円の少額であったとい

う⁽⁴⁾。

一方、一九〇八年に早稲田大学在学中の中国人留学生黄遵三の留学日記のなかの、「日本の新聞の家庭実益談を見ると、医者某は日本の中流家庭で、妻と母と三人で、一ヶ月僅か二四円とある⁽⁵⁾。」という記録を通して、当時中国人の官費留学生の経費は、日本社会においてかなりの額になるのが明白である。

以上の例から、官費で日本留学の女子留学生たちには、経済的余裕があることが想像に難くない。つまり、平均して月に三七円五〇銭の官費を支給された奉天省の女子留学生たちは、経済面から見れば、自費生たちのように金銭が不足で学業継続できなくなったりする心配がなく、生活上に差障りが無い、相対的に安定した留學生活を送っていたはずである。

また、一九〇八年に遊学生監督処によって改定された『管理遊学日本学生章程』によって、官費生に対する医療補助政策としての規定が明白である。「官費生においては、罹患し入院しなければならない者のみ、監督により指定された病院に入ること。治療費はなるべく節約すべし、監督から派遣される者が病院側と清算し、学生自らは手を出さないこと。なお、入院する必要のない者には、いっさい金銭を支給しないこと。官費生は入院したら直ちに学費を停止し、退院して学校に戻ってから学費支給を再開すること⁽⁶⁾」ということから、官費生であるため、留學中に入院したら、病気治療にかかる経費までも払ってもらい優遇対策に恵まれていることがわかった。

にもかかわらず、前文で触れた官費日本留学生黄遵三の留学日記によって、官費生のわりには「月々学費三三円を受け取り、受け取ると、使ってしまう毎月不足している」という経済状況に陥った記録がある。毎月官費の供給があっても、病気がちで経済が苦しいという状態が続いていたことから、黄遵三の留學生活がそれほど順調ではなかったようである。では、奉天省から官費派遣された女子留学生たちの場合も、同じ難題に面していたか否かなどの疑問が考えられる。それについては、次節で奉天省の女子留学生たちの実践女学校における寄宿生活の部分で詳しく考察しておく。

二 実践女学校における留學生活

1. 清国留学生部の規則

一九〇一年に実践女学校は初めて中国人女子留学生を受け入れた。この女性は父兄とともに日本に滞在して日本語を相当話せており、日本人生徒と同時に授業を受けても問題はなかったという⁽⁷⁾。翌年の一九〇二年に、ほか中国人女性四名が入学を希望してきたが、日本に来たばかりで、従来 of 在校生と同じレベルの日本語力を持っていなかった。その結果、実践女学校は彼女たちのために、一年制の課程（清国女子速成科）を特設して専任の

教師を置いた。また、一九〇四年に湖南省から二〇名の女子留学生の留学希望がもたらされ、もっと多くの中国人女子留学生を収容するために、校内に清国留学生部を開設することとなった。翌年七月に湖南省の女子留学生の入学とともに、新たに清国留学生部の分教場を開設し、『清国女子留学速成科規定』を制定した。それが入学条件、学科程度や学習に所要費用など全部で八条からなるが、留学生が在学中に守るべきことには触れなかった。

一方、光緒三十一年（西暦一九〇五年）三月一〇日発行の『大陸』（第三年第四号）に掲載された『日本実践女学校附属中国女子留学生師範工芸速成科規則』は、一三カ条が整えられている。そのなかの、第一二条は留学生の「注意確守ノ規則」で、単独行動や無断面会は不可、「奢侈ノ衣服裝飾」を禁じ、制服着用のことなども決めている。具体的な内容は以下のようなものである。

十二 生徒応注意確守之規則如左：

- 一 在学中非与舍監或教師同行不得外出，但有特別事故，得保証人之証明書者，不在此限。
- 二 非有保証人之証明，不得与外来人面会，面会処必在舍監教師指定之室内。
- 三 凡生徒有近于奢侈之衣服、裝飾等，概不許用。
- 四 授課之時，皆須着用学服。
- 五 偶有疾病或异常之事故，須告舍監及教師，待其指示。
- 六 于本校付与之服食外，或特為衛生之有所需用時，可請于本校職員為之備弁。
- 七 学生中如有親族同寓者，特許通学⁽⁸⁾。

以上の規則からみると、一九〇五年以降、実践女学校に留学した中国人女生徒たちが厳格に管理されていたことは疑いない。その点については、下田校長が「非常に激越な民権論者となり、折角の学問が形の上において、乱臣賊子を生むやうな危険を招かぬとも限りません。かねてさうした点を心配して居た私は、特にこの思想方面の取締を嚴重にして、或は苛酷な迄に、きびしく貴嬢方に対ひました⁽⁹⁾」と述べるように、中国人留学生が国運の為に運動を起こす事件⁽¹⁰⁾があった故、さらに厳格に留学中の女生徒を管理するための対策を取ったものであると推測できる。

にもかかわらず、その後の所謂「清国留学生取締規則事件」で、当時実践女学校に留学中の秋瑾らが留学生の反対集会に応じるため、一七名の女子留学生とともに退学覚悟で一時校を去ったこともあった。舎監であった坂寄美都子が「学問は学生の本分、革命行動は許さない」という立場から、冷静な行動を求めるように留学生たちを指導した⁽¹¹⁾。また、下田歌子校長は「過激な発言を行った」秋瑾に対して、同盟休校をすれば、学校を出るように言い渡したという⁽¹²⁾背景があった。

以上挙げられた清国留学生部の留学生規則は、奉天省の女子留学生が入学する前に定め、実行されたものであった。彼女たちが入学の翌年一九〇八年に、実践女学校は工芸学校と合併し、組織上だけでなく留学生部の諸規則を改訂した。そこで、改めて『外国留学生規則』を実施するようになった。その結果、通則として、以下のように規定されている。

- (一) 本校は清国女子にして能く教育に任じ又は能く一家を主宰する者を養成するを以て目的と為す 故に品性陶冶に於て特に重きを置く
- (二) 在学中は舎監或は教師と同行するにあらざれば外出するを得ず 但特別の事故ありて保証人の証明を得るものは此限りにあらず
- (三) 保証人の証明あるにあらざれば外人と面会するを許さず 面会の場所は必ず舎監或は教師に於て指定の室内たるべし
- (四) 凡学生は奢侈の衣服装飾等の嫌あるものは着用するを許さず
- (五) 授業時間には校服を着用すべし
- (六) 疾病或は異常の事故あるときは直ちに舎監或は教師に告げて其指示を待つべし
- (七) 本校より交付したる服飾外の物にして特に衛生の為め必要なりと認むるものあるときは本校職員の指揮を乞ふて之を用ふべし
- (八) 学生は保証人の証明を経れば其事情に依りては特に外出を許すといへども日曜日を除くの外毎週二次を逾ゆるを得ず 尚また外出及帰舎の時に当たりては必ず其旨を舎監に報ずべし
- (九) 外出時刻は終業後に於て之を許す 帰舎時刻は日没時を逾ゆるを得ず 但病に依り外診を要するものは隨時之を許可す
- (一〇) 生徒授業時間に於て外客と応接することを得ず 但病に依り欠課するものは此限りにあらず⁽¹³⁾

要するに、改訂された『外国留学生規則』は、まず(一)で中国人女子留学生を対象に、教育する能力と家庭を管理する能力を目標にして、彼女たちの良質な品格を培うことが留学生部の教育主旨であることを明らかに定めている。その次の(二)～(七)の内容は速成留学教育時代とほぼ同じであった。その上、さらに三つの条件(八)～(一〇)も添えられ、病気ではない場合、授業時の外出や外客と面会することは禁止されている。また、一般的に日曜日のほかに外出の回数や帰舎時間などにも制限がある。つまり、一九〇八年に改訂された規則によって、実践女学校の師範科に留学していた女生徒たちが、一定の自由度を与えられるようになったが、授業のないときにも許可なしに外出したり、外客と面会したりしてはいけないという校則下に就学していることがわかった。

2. 寄宿舎の生活

奉天省の官費女子留学生が入学した当初、清国留学生部の教室と寄宿舎はともに、東京都下豊多摩郡中渋谷村常盤松（現在渋谷区東一丁目）の日本館にあった。その年、中国人の官費留学生のほかに、私費留学生も二〇人余入学したため、日本館が「急に狭隘を告げるようになった⁽¹⁴⁾」。そのため、奉天省によって建築費の半分が負担され、新しい建物が建てられるようになった。翌年に、清国留学生部に在学している留学生たちは全部、新築の松柏寮に移った。当時、清国留学生部の舎監兼教諭であった坂寄美都子（当時は二六歳）の記述から松柏寮の様式と配置などが伺える。

現今の状態を一寸申しますと、階上を凡て生徒の寄宿舎とし、階下は教室二、応接室一、舎監室一、食堂、台所等で、階上の寄宿舎は、大小取り交ぜて、七室で御座います、之に配当する人員は、大きな室は八名許り、小さな方は四名許りで、現今は三〇名ばかりの生徒と、自分と長谷川舎監とで住つて居ります⁽¹⁵⁾。

ここでいう三〇名ばかりの生徒は、当時寄宿舎に住んでいた中国人女子留学生のことを指している。実際、その年、実践女学校の清国留学生部には、奉天省が派遣した二三名の留日女学生と私費留学生の合計で約五五名であったと、実践女学校創立満一〇周年の記念会で坂寄美都子によって回顧された⁽¹⁶⁾。校則によって、留学生は全員寄宿舎に泊まることになっていたが、日本に同行する夫と同居する者や、学齢児童或いは乳呑児を持つなどやむを得ない場合、外宿の必要があるものに限り、舎監の監督の範囲に納めきれないケースがあった。また、その時点（一九〇九年三月）においては、在学者の中国人女子留学生のなか、既婚者が「母となって居る者十九名、其他十一名」、「未婚者が廿七名といふ割合⁽¹⁷⁾」であったという。

奉天省の女子留学生については、既婚か未婚かに関わる情報が史料上に記述はなく、確認できないが、名簿からみれば、一五、六歳から二〇代後半まで相当の年齢差があるため、既婚者がいた可能性もあると推測できるだろう。留学期間中に、坂寄・長谷川両舎監と寄宿舎に住んでいたかどうかは、彼女たちの同居する家族の有無によることであり、史料の制限によってまだ不明である。

さて、寄宿舎における実際の留学生活はどうであろう。坂寄舎監の回顧から、留学生を無事に留学生活に慣れさせるために、中国の風俗と日本風習を合わせて考慮し、いろいろ工夫したということがわかった。所謂「純日本流に改めるよりは、寧ろでき得る限り清国の風俗を土台として其の不備な点やまた不都合な点を日本流に改めた」という「漢魂和才」の理念であった⁽¹⁸⁾。そうして、中国の風俗民情を怠けずに研究しながら、女子学生たちが留学教育を受けた後、帰国して暮らすことまでも配慮をして、

室内は畳の上に椅子卓子を置き、服装も室内にては支那服を許して置きますが、教室には、本校の制服に従ふ必要から、矢張和服と校服とを用ゐ、食料の如きも、成るべく清国料理に近きものを用ゐて居ります。その他掃除、衛生、起床、就寝等は一般に日本の風俗を守らせる様子にして御座います。この冬等は皆も馴れまして、寒風烈しき夕も、氷厚き朝も室内、廊下、厠の掃除の折に（ツメタイ）という言葉さへ聞きませんでした。わずか一年間許りの間にかくもなる者かと、ただ私共は、教育、習慣の力の強大に驚きます許りです⁽¹⁹⁾。

と記しているように、寢室の配置から、食べ物や衣服も中国人の習慣を重んじていた。また、寝起きや衛生管理などの面で、日本の風習も守らせつつ、中日両国の違いを念頭に置いたという。「留学生に対する要意は全く熱心と誠意とを以つてせよ」との下田歌子校長の指示に従い、「大清帝国の有用な未来の女流秀才」を養成する実践女学校の教育方針を実行していることがわかった。同時に、そこから彼女の、効率的でかつ自負できるという留学生の監督者としての達成感もうかがえる。

3. 健康状態について

前述したように、奉天省が派遣した女子留学生たちは、遊学生監督処の管理体制下に、官費の供給や医療費への補助政策だけではなく、実践女学校の舎監と教諭らから各方面において配慮を受けていた。彼女たちが元気でかつ心配事なく無事に学業を終えることと思われるが、実際には、それほど順調ではないケースが多かったことは、筆者が行った『官報』の調査によって明らかになっていた。『官報』の「調査報告」の欄に、留学生の氏名、官費資格省別、病院、病名、入退院月日、費用の項目を含める官費留学生の疾患についての情報が掲載されている。それを通して、彼女たちは頻繁に病院へ行ったり、重病で入院したりした者が多かったばかりではなく、留学中に日本で重病のため死亡してしまった者もいたことがわかった。（附録「奉天省官費女子留学生病気診察・入院記録一覧」参照）

さて、『官報』に基づいて作成した「奉天省官費女子留学生病気診察・入院記録一覧」は、主に奉天省の官費女子留学生の入学三年目の医療事情に集中している。そのデータからみると、この女子留学生たちは、二年間を経た一九〇九年からも頻繁に病院へ行って診察を受けたり、入院して治療を受けたりしたケースも少なくなかったことがわかった。診察を通して、薬をもらったことで済む場合が圧倒的に多かったが、なかには何回も連続して、或は毎月一～二回程度、診察を受けに行つた女学生がかなりの割合であった。また、重病で入院した女学生が何人もいた。たとえば、耿桂英（表3の13、以下表3は略）、韓淑娃（3）などが二回以上入院したことがあった。病院名と治療科から分析すると、脳病、胃腸に関わる病気がかかりやすいと見られる。これは、精神的・生理的緊張や、不慣れによる病気だと見られ、おそらく日本の留學生活で悩んだり、心身状態がアンバランスになってしまつたりしたことが、その原因だったのでだろうと推測できる。また、耿桂英（13）のように

婦人産科に入院した期間が長く、頻度も高いことから、日本留学中に妊娠して子供を生んだケースも推測される。一方、『官報』の記録によって、ほとんど病院に診察を受けにいたり、入院したりすることが稀であった女子留学生もいた。たとえば、崔可言（4）、曾淑琛（5）、郭珊（21）、饒儀先（23）、馮淑歆（2）、馬淑桓（6）、韓淑玉（12）は数回だけ病院の診察を受け、少額の診察費や薬代の記録から、いずれも重い病気ではなかったことを推測できる。なお、郭華（22）のように一人だけは完全に記録されていない場合もあるが、『官報』第三十二期によって、郭華が実践女学校に入学後、間もなく一九〇七年の夏に退学したことがわかった。それ故に、医療に関するデータがなかったのは当然のことである。

これまで『官報』を考察した結果として、奉天省の官費女子留学生たちが実践女学校に入学後、舎監や教諭らから生活上の配慮もあったにもかかわらず、留学中に病気にかかって病院診察・入院治療を受けたことには、ある程度の普遍性が見られている。特に病院名や入院科の記録から、彼女たちが生理的と精神的方面においては、それまで予想してなかった厳しい試練を耐え、それを乗り越えようとしながら、留学生活を送っていたに違いない。にもかかわらず、そのなか一人の女子留学生陳崑玉（7）が急病で死亡したことさえもあった。『官報』第三二期の記載によって、彼女が一九〇九年五月に至誠病院に一〇日間入院して治療を受けていたことと、病気で死去後奉天へ遺体搬送の運賃支出などがわかった。無論、このような極端な場合は、留学生として個人的体質や異国生活に対する適応性などに関係することもあるが、外国との交流が少なかった今から百年前という時期に、生まれ育った国から離れて、海外留学に行くということそのものが一つの冒険であると言えるだろう。彼女たちのような、自国でも異なる地域の間には旅行などで移動したりすることも想像できないその時代の女性にとっては、日本留学はどれほど高い危険を冒すとは予知も予測もできないことであった。この点について、ほぼ同時代日本留学の中国人留学生黄遵三の留学日記にある、留学生活が病気で苦しかった記憶も当時日本留學生生活の証拠の一つとなっている。

いずれにせよ、以上の考察から、清末奉天省の官費女子留学生たちにとって、日本留学中に清政府からの基本的学費・生活費と医療費の補助政策と、受け入れ実践女学校の舎監と教諭からの配慮などがかけがえのない、基本的保障であったことが明らかになっている。そのおかげで、彼女たちの大多数は実践女学校の清国留學生部に設置してある各科目の学習に精力を注いで、卒業までがんばっていたと見える。

4. 師範科、工芸科の科目と内容

一九〇八年四月に、帝国婦人協会に付属する女学校と工芸学校を合併し、清国留學生部の学科設置、授業科目や留學生規則など諸規則も改訂した。清国留學生のために、師範科や中等科などの修業年数を三年とし、工芸科の修業を二年と設けている。奉天省に官費派遣された女學生はほぼ師範科と工芸科を修業した。

清国留学生部の速成科から改めて整えた師範科の課程は、修身、日語、教育、心理、理科、地理、歴史、算術、幾何、図画、体操、唱歌、手芸、英語、家政という一五科目まで増やされ、週に最長三四時間という密度で、一段と充実してきた。その科目の内容、修業学年と時間数などを規定する課程表は、以下のようである。(表4参照)

表4 師範科課程表

学年 学科	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数
修身	東洋女徳ノ要旨	一	同上	一	同上	一
日語	会話・読方・作文	一四	同上文法	一〇	同上	七
教育	教育理法	三	同上学校管理法	三	同上教育法及実地練習・附保育	四
心理	○	○	要論	二	同上	二
理科	植物・動物	二	鉱物・生理・衛生	二	化学・物理	二
地理	○	○	万国地理	二	同上附地文	二
歴史	○	○	万国歴史	二	同上	二
算術	四則・諸等	三	分数・小数・比例	三	利息算・開方及求積初歩	三
幾何	○	○	○	○	幾何初歩	二
図画	自在画	二	同上	二	同上及写生画	二
体操	体操・遊戯	三	同上	三	同上	三
唱歌	単音	二	同上	二	同上及復音附楽器使用法	二
手芸	編物・造花	二	同上	二	同上	二
英語	○	随意	発音・綴方・読方・訳解・会話・書取・習字	○	同上	○
家政	○	課外	家庭ノ構成及衣食住	○	同上及育児看護	○
合計		三二		三四		三四

*備考 英語を学ばんと欲する者は第二学年よりこれを課しその時間は手芸を欠き 唱歌体操時間より各一時間を減じ通じて一週四時間これを課す 家政課は課外に於て実習を主とし講演に属するものは随時これを課す⁽²⁰⁾

なお、師範科では英語も学ぼうとすれば可能であるが、入学二年目から履修できると定められていたが、ただし、手芸という科目をやめた上、唱歌と体操の科目からも各一時間を減らすことで、合せて週に四時間の英語授業を確保することが必要であった。また、家政科は課外に於いて実習などの形式を主として、講演などの活動も随時に行われることになっている。

また、工芸科は修業年限が二年だけであるため、修業科目や毎週の時数なども師範科と大分異なっている。修身、日語、算術、家政、図画、体操、唱歌という七科目であるが、教育、心理、理科、地理、歴史などというまでもなく、師範科のように英語を履修することも可能ではなかった。ただ、工芸科の留学生が術科を兼修することができる。造花、編物、機器裁縫、押絵、刺繍などから二科目を以って、二年間とも兼修するのが許されるこ

とになっている。(表 5 参照)

表 5 工芸科課程表

学年 学科	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数
修身	東洋女徳ノ要旨	一	同上	一
日語	会話・読方・作文	六	同上	五
算術	四則・諸等ノ要略	三	分数及比例	三
家政	家事ニ関スル動植物	二	家内衛生・家事経済・育児	二
図画	鉛筆画・写生画	二	同上及水彩画考案画	三
体操	遊戯・体操	三	同上	三
唱歌	単音	二	同上、楽器使用法	二

*備考 第一学年中第一学期の学科時間は主として日語を授け稍其の習得を俟ちて各学科を授く。工芸科生の術科を兼修する者は二科目を以て限りとす⁽²¹⁾

一方、奉天省の官費女子留学生の多数が履修している師範科では、日本語という科目が第一学年から会話、読み方、作文、文法など教われているが、ほぼ同時に開設した教育、地理、歴史などの科目の聴講には中国語の訳者まで配置されていた。そのために、奉天省がその役を務めてもらった、日本留学中の男子学生に、毎月二〇円の給料の予算も出している⁽²²⁾。現在実践女子大学図書館所蔵の『下田歌子関係資料』には、地理科目の講義テキストの漢訳草稿『欧羅巴大陸地誌』の一部も保存されている。(写真 1 参照) この現存する地理教材の漢訳断片は、欧羅巴大陸を亜細亜大陸との地理的關係から、その面積、区画、地勢などについての紹介するものである。

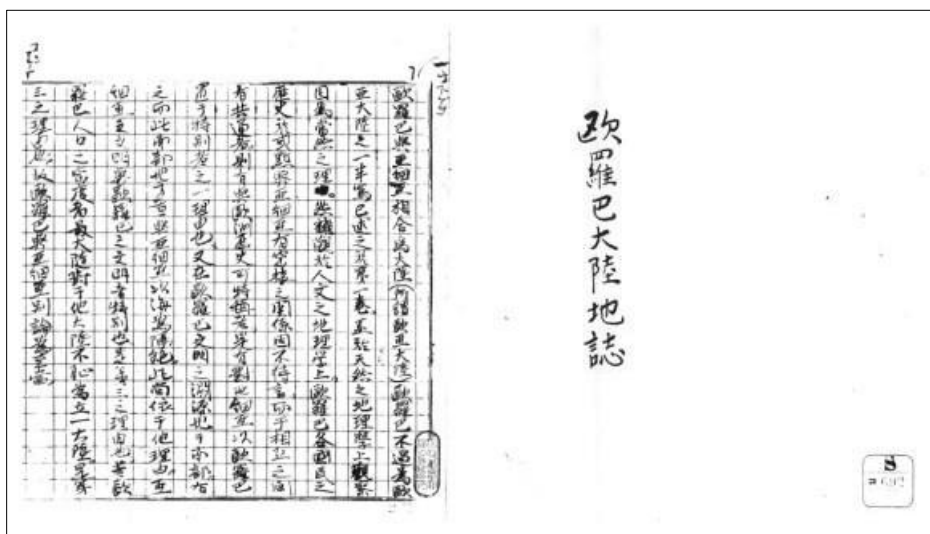


写真 1 地理教材『欧羅巴大陸地誌』(実践女子大学図書館所蔵)

このような地理に関する知識をはじめ、歴史、算術、理科などが一般教育の科目として設けられているほか、修身、家政、手芸などの科目は、実践女学校による女子教育内容の特色であり、明治日本の国家主義女子教育理念がうつされたところである。特に、自ら歌人でもあった実践女学校の校長下田歌子が女学校教育において、文学ではなく、「泰西の女校を直訳的に模倣」するのはよくない⁽²³⁾、近代西欧文化を警戒すべきとも示唆し、主に家政学を主導した。清国留学生部にも「東洋女徳ノ要旨」が内容であった修身、「家庭ノ構成及衣食住」、「育児看護」などを講義する家政の二つ科目の設置には、下田歌子の「揺籃を動かす手は世界を動かす」という女子教育の精神があった。同時に、世界情勢の激変にあるアジアの危機感を感じ取って、東洋の連帯を目指しながら、留学の中国人女性にも女子教育を通して「東洋女徳の美」を持つ必要があると下田歌子が主張している。彼女によって一八九三年に著された『家政学』にも、のちに欧州視察の体験も加わって公刊された『新選家政学』⁽²⁴⁾にも、女性が家事、飲食、衣服、住居等についての知識を家庭生活に生かして、家族の健康ために十分配慮するようという主旨が共通であることがうかがえる。

一九〇八年に改めて整備された清国留学生部の師範科の課程表には、家政講義に「衣食住」のほか、「育児看護」も入れられ、工芸科課程表には、「家事ニ関スル動植物、家内衛生・家事経済・育児」などの内容も入っている。『新選家政学』の概要から、留学生たちが受けた授業内容の一部をうかがうことができる。(表6参照)

表6 『新選家政学』の概要⁽²⁵⁾

上の巻	
第一章 総論	
第二章 家内衛生	一光線及び空気 二土地 三用水 四食べ物
第三章 家事経済	一経済の要旨 二金銭の出納 三金銭の貯蓄 四物品の購求
第四章 飲食	一各種の飲料 二各種の食べ物 三献立法 四料理法 五貯蔵法
第五章 衣服	一衣服の目的 二衣服の材料 三衣服の選択 四衣服の裁縫 五衣服の保存 六礼服
第六章 住居	一住居の選択 二家屋の構造 三室の配置及び種類 四雑作 五庭園 六室内装飾 七家具什器の取扱
下の巻	
第一章 小児教養	一胎育 二哺育 三小児の衣食住 四小児の生齒、種痘、疾病 五小児の動静及び遊戯
第二章 家庭教育	一家庭教育の必要 二家計教育の目的 三家庭教育の方法
第三章 養老	一老人の衣食住 二老人の動静及び保養 三老人の疾病
第四章 看病	一発病 二負傷及び中毒 三主治医 四病室 五看護
第五章 交際	一訪問 二待客 三饗応 四書信 五音物
第六章 避難	一火災 二風害 三震災 四水害 五盗難
第七章 婢僕使役	一婢僕の備役 二婢僕の取扱

それだけではなく、従来の「四書五経」の知識と比べて全く斬新な体験として、師範科

の多様な科目は、彼女たちの勉強生活を一層充実したものにした。たとえば、日本語の勉強、体操、自在画などの知識や技能とも接触するようになった。一九〇七年六月二三日の『東京朝日新聞』（朝刊）の記事「満洲の少女」では、彼女たちが普通の科目より日本語を特に熱心に学習のほか、それまで中国南方出身の纏足の女子留学生と違って、体操運動なども自由にできていることまで報道されている。

如何にも日語の不十分なれば昨今は普通学よりは語学に重きを置き教師にも通辯を附せず支那語を解する者に担任せしめ力めて日語を以て総ての事物を實地教授しつつあり目下は気候の変わり目ゆゑ往々健康を傷ふものあるより努力て体育に注意せしめつつあり併し幸ひなる事には満洲の婦女には纏足の風なければ南清婦女の如く歩行の困難なく従つて運動遊戯自由なり⁽²⁶⁾

以上の考察を通して、清政府の速成留学政策の廃止後に遂行された、奉天省の官費女子留学生の日本留学は、入学の翌年に実践女学校の清国留学生部の整備に恵まれたことが明らかである。そのため、留学の修業年数を含め、課程設置、受講時間などの面では、留学教育の本格化に特徴づけられている。女子留学生の知識を豊かにしていくという知育を重んじる一方、体育運動などに参加することによって、彼女たちは国内で心身を束縛されていた状態から解放されていたと言える。また、多方面にわたる講義科目のほか、実践女学校の組織下で、多彩な課外活動にも参加していたことを示す史料に記されている。

5. 学習以外の活動参加

奉天省が派遣した女子留学生たちが、実践女学校に留学していた期間に、当校の年間行事や特別式典に、日本人の生徒と同様に参加した記録も調べられる。帝国婦人協会の機関誌である『日本婦人』の「実践女学校彙報」、「本会記事」「本会及び実践女学校彙報」といった欄に、毎年の卒業式、学校展覧会及び遠足会などの行事と、日本の宮内と関わる特別なイベントなどが掲載されている。それぞれの行事・活動の出席者情報については、明瞭に清国留学生を主体とされている行事の記事もあるし、生徒の人数により留学生も内包すると判断してわかる場合もあるため、彼女たちの実践女学校における活動もある程度把握できる。

(1) 年に二回の遠行会

実践女学校では、毎年二回遠行会・遠足会を行うことになっていた。春には五月、秋には十一月に教員と生徒一同、海や山などに行つて、自然のと季節の移り変わりを味わうことがその旨であった。

一九〇九年四月二三日に実践女学校が稲毛遠行会を催し、留学生も含めて当校生徒七五〇余名が参加した⁽²⁷⁾。「各自校服の装かためて、我先にと争ひて馳せ参じ、両国駅停車場

前に集合し、予定のごとく、同日午前七時二五分、汽車は同駅を発車したり、「下総の稲毛駅につきにけり、時に午前九時十分なりき」「彼方の森蔭に見ゆる海気館」に暫時休息したら、「眼前には東京湾の海光を打ち開きて、長汀曲浦、波になづさひ、真帆片帆の見えみ見えみ往きかふさま」「点々たる寸人は倏ち来り忽ち去り、或は走り或は蹶き、さまざまの活動を演じぬ」という東京湾の景色を眺めた。「十一時過ぐる頃よりいよいよ小雨ふり出だしければ、鈴うち振りて一同を召集す、昼餐終へたれど雨やまねば、散歩も出来ず、むなしく室内にか々まり居り」。それから、「午後三時八分再び稲毛駅より列車に乗り込み、両国駅に着きしは四時三十五分頃なりき」、雨の日にもかかわらず遠足を楽しめた状況⁽²⁸⁾が記されている。

また、『日本婦人』第一二年第六号の記事に、実践女学校は五月四日に鎌倉の史跡参観という遠行会を行ったことがわかった⁽²⁹⁾。

(2) 毎年度の卒業式

奉天省の官費女子留學生が入学して二年目、即ち一九〇八年の（明治四十一年）三月二十八日に実践女学校では、午前十時より卒業証書授与式が挙行された。湖南省出身の留學生黄暉（奉天省の官費資格で留学）は卒業生の総代表とされていたが、同期留学の邱新榮が彼女の代わりに卒業生として謝辞を述べた⁽³⁰⁾。卒業式に列席した土方久元⁽³¹⁾が「善隣の實」という題で中国人女子留學生の卒業生に対して演説した。

清国と日本は、第一に人種が同じく、文字が同じく、夫から歴史上は殆んど二千年に渡る交際であります。文明の上においては、わが国は支那に負う処は實に重大なものであります。今日我邦に於いて、我等を支配して居る処の道德、宗教の思想を始め、政治經濟その他百般の事その始め之を支那より得来たものを除いたならば、残す処は實に僅かで御座いませう。（中略）

夫れで支那が日本より弱いとか、悪いとか云う訳ではない、兎に角昔弟子であった処の日本は、今度は充分學問を備えて、何時でも恩人である人に報ゆる事ができる様ようになったのであるから、日本の立場としては、今日こそ、出来るだけの親切を清国に尽くし、其の文明を進めて、一つには昔の恩に報い、二つには又東洋のために一致の態度に出でやうとするのであります⁽³²⁾。

また、土方伯爵は、「私の恩人である」中国と日本の「所謂唇齒輔車の關係」について、「東洋の二大強国として、共に協力一致して西洋の列強に当たるべき運命を持って居るのであります」と表し、「今日にては我が日本は支那に比べて、文明の上で一日の長である」故に、「互いに相輔け、相救ひて、その東洋永遠の平和を保つて行く事に勉めなければなりません⁽³³⁾」という意を表明した。

翌年一九〇九年に、実践女学校では三月二七日午前九時より、第九回卒業式が挙げられ

た。卒業証書を授与後、青木副校長が一学年間の学事を報告して、卒業生総代が答辞を述べた。その式典において、下田歌子校長が卒業生に対して訓辞を下した。同日の午後、実践女学校創立一〇周年記念会も行われた⁽³⁴⁾。その詳細については次節で詳しく述べる。続いて、奉天省の官費女子留学生が入学三年目の一九〇九年七月二一日に、清国留学生工芸科卒業生七名の卒業証書授与式を挙げた。午前八時より、実践女学校の職員と生徒一同講堂に集合して式典に参加した。当日の卒業式の情景は以下の報道からうかがえる。

今回は炎暑の候といひ過般下渋谷に於いてペスト患者発生せしことなどありたれば、来賓招待などの事は遠慮して、唯内部の職員生徒にて、厳肅に指揮を挙ぐることをなすなり

(中略)

青木副校長は、本校に留学生部を設けし以来の来歴並に今回卒業する工芸科の成績などにつきて、縷々報告せられ、次に下田歌子校長より卒業証書を授与して、卒業生のために懇篤に訓示せられ、次に卒業生総代王詩の謝辞、留学生総代韓淑媿の送辞。いずれも音吐明朗音上、ちとの誤謬なかりしは感ずべく、殊に公衆の前にて少し臆する気色なきは、本邦婦人の及ばざる所なり⁽³⁵⁾。

一九一〇年三月二六日に、実践女学校第十回卒業式が開かれた。これは一五四名ほどの卒業生が卒業証書を授与された盛大な卒業式であった。卒業生のなかに奉天省の官費女子留学生を含めて、合計二三名の中国人女子留学生がいた。当日午後一時に、生徒、教職員全員及び来賓が一同着席し、敬礼唱歌の後、青木副校長による学事報告を聞いた。それから卒業証書の授与式が挙げられた。卒業証書を授与された中国人女子留学生は、それぞれ師範科に一三名、中学科に四名、工芸科に六名所属していた。

卒業証書授与式が終わって、下田歌子校長は訓辞を下し、「今日諸子が毅然として抱ける神聖なる観念と厳肅なる精神とを永く頭脳に印象して、終生の心とせよ云々」と述べ、卒業生の未来に大きな希望を寄せた。当日の卒業式には、清国公使代理陳懋治、嘉納治五郎、伊沢修二⁽³⁶⁾、東久世通禧、高木兼寛などその他百名余の来賓が列席した。嘉納治五郎は、女子教育の普及の必要性から卒業生に祝辞を述べ、特に中国人女子留学生も多数卒業できることに対して、「予の最も喜ぶ所」であるという気持ちを表して、「清国今後改進を要すべきこと少なからず女子が内助の力を致して国勢の発展に資する所多かるべきや論無し今幸に本校に学びて茲に其業を卒ふるを得たるは清国留学生の為に深く慶賀するところなり」と祝意を述べながら、留学して卒業した中国人女性に大きな期待を示した。

今回の卒業式を契機に、初回実践女学校を訪れた教育家でもある伊沢修二は、女子教育の発展には家政科のように素養を培う必要があるという観点をもって、実践女学校の女子教育の精神を評価した。一方、前年に自ら清国へ教育視察の経験をもって、女子教育の面

において、清国には日本主義の教育精神が必要であると主張して、留学で卒業した中国人女性にその使命があると呼びかけていた。

また、在學生と卒業生の代表達が送辞・答辞を述べ、別れ惜しむ気持ちを表した。一九〇七年に奉天の官費で派遣された女子留学生馮淑歆（2）が、清国留学生の代表として、三年間留学していた実践女学校に対して、感謝の意をこめて答辞を述べ、「清朗円滑なる日本語の巧妙さ、本邦生徒もをさをさ及ばざりき⁽³⁷⁾」と評価されている。

（3）実践女学校創立一〇周年の記念会

一九〇九年三月二七日に、午前実践女学校第九回卒業式、午後一時から実践女学校創立一〇周年の記念会が開かれた。青木文造副校長が実践女学校の過去十年間における経歴を回顧した。最初のたった一人の女子留学生からの入学依頼から、八年後の現在六〇人収容している清国留学生部の規模に至るまでの留学生教育事業について触れ、今回の一〇周年記念に当たって、実践女学校各部門の責任者によってそれぞれ報告された。留学生管理と教育を担当する坂寄美都子が、清国留学生部の過去及び現在の詳細をまとめて紹介した⁽³⁸⁾。記念会においては、実践女学校の漢文教習でもある、早稲田大学に留学している奉天省出身の宗奇が格調高い漢文で、実践女学校の留学生教育に対する賛美と感謝の情をこめる祝辞を述べた⁽³⁹⁾。

また、奉天省の官費留学生崔可言（4）が清国女子留学生総代として、日本語で祝辞を述べた。崔可言は、「弊国はまだ女子の教育が進歩しておりませんので、弊国の者で勉強したいと思う者共は」、「進歩している御国の文明を学ぼうとして居るのでございます」と述べている。「私共は親の膝元で勉強をしているような心持ちがいたしております」とのべ、「下田先生の立派なお学徳」、「非常な御熱誠」と「多くの先生方的一方ならぬ御尽力」に対する感謝の意など、「万分の一も述べることができません」という留学生たちの気持ちを代表して表した。殊に崔可言からの、今後の勉強する目標と展望にも触れながら、「御校の御高恩の幾分にも、お報いができることかと思っております⁽⁴⁰⁾」という発言に、女子教育事業の発展に対する情熱が溢れている。

（4）清国皇帝皇太后両宮崩御の哀悼

一九〇八年十一月一四日に皇帝光緒（一八七一～一九〇八）が崩御し、翌日の一五日に慈禧太后（一八三五～一九〇八）が崩御した。ちょうど一九〇七年に奉天省の官費女子留学生が実践女学校に入学して二年半にさしかかった時である。同月新聞で清国皇帝皇太后両宮崩御の消息を知った実践女学校では、五〇余名の清国留学生を受け入れて教育していたため、下田校長自身をはじめ、教職員も含め哀悼の意を表した。一六日に、清政府の公使館から皇帝皇太后崩御の公報が届き、午前九時に二回目生徒一同を講堂に集めた。青木文造副校長より「善隣の友邦たる清国皇帝陛下崩御あそばれたるは、誠に同情に堪へざること、殊に当校は清国留学生をも教養し居れば留学生諸子の心情察するに余りあり。本日

より三日間音楽教授を停止」など敬悼の意を表し、留学生たちを対象に当日より三日間を特別休業とする指令も出された。「水を打ったように」一同悄然としたなか、留学生には号泣していた者がいたと『日本婦人』に記されている⁽⁴¹⁾。

また、その翌日の一七日にも、青木副校長は再度午前九時生徒一同を講堂に集め、前日同様哀悼の意を述べ、さらに三日間の音楽の授業を禁じ、留学生たちは一週間授業を休むよう指示した。同日午後四時に、留学生全員を講堂に集め、下田歌子校長をはじめ、職員全員が列席の上、皇太后両宮の焼香式が行なわれた。

式場には壇を設け、香花を供へ、燈を点して、自ら肅然たる様子ありかくて、一同列席するや、下田校長には、留学生一同に向つて貴国皇室の今回の凶報、何とも哀悼の至り。貴国帝室の不幸、実に恐察に余りあり、他国にありてこの凶報を聞かると諸子の心情如何ならん。察するに余りある事なり。とて簡単に極めて謹厳に述べられしに、一同感涙に咽ぼざるはなく、号泣悲慟の声を発するもの多し⁽⁴²⁾。

このような焼香式の終わりに、下田校長はじめ、次に留学生たちが一人ずつ壇に進んで焼香した。それから青木副校長以下職員一同が礼拝した。

清国の光緒帝と慈禧太后が相次いで崩御したことは、中国人留学生たちにも影響があった。特に、清政府の実権を握った慈禧太后が歿し、清の政府の統治体制が崩れた結果、それ以降、清政府による留学生の官費支給制度も廃止された。それは、留学政策の変遷のみならず、当時の国際関係の変動や、中国の辛亥革命にかかわる一連の事態に関係していると言ってもよい。それについて、「日本も次第に帝国主義的膨張政策を強め」、「両国の表面的な友好は終局に近づいていった」と『実践女子学園一〇〇年史』にも記されている⁽⁴³⁾。

(5) ほかの活動

奉天省の女子留学生たちは実践女学校留学中に、学校や学生を中心とした行事など、毎年多彩な活動に参加していた。例年の学校創立記念式、卒業展覧会、修学旅行、卒業生謝恩会などであった。

例えば、一九〇九年三月二八日～三〇日の三日間に実践女学校の校内で展覧会が開かれた。この展覧会には、教員及び生徒の製作品が陳列され、公衆の観覧に供することになった。そのなかの押絵科製作品陳列室には、清国女子留学生による製作品も多く陳列されていた。「針線絵繡の技は彼等の尤も長所とて、達腕なる教師の指導により、益々其の技能を研磨し、遂に此の域に達せしめたるは夙に本校の自負する処ならん」と、『日本婦人』の報道で紹介されており、奉天省の官費留学生呉汝震（20）が山桜（額面）と紅葉（額面）を、張珺（16）が躑躅（額面）を出しており、「最も精美なり」と評価されていた⁽⁴⁴⁾。一九一〇年二月二〇日に、実践女学校の当年度卒業すべき生徒が教職員に引率され、鎌倉へ修学

旅行したと、『日本婦人』にも報道されている⁽⁴⁵⁾。

また、このような行事のほか、下田歌子校長の関係で、皇室の御慶事に際して実践女学校で奉祝式なども挙げられていた。一九〇八年四月三〇日に、下田校長が常宮殿下の御慶事に参列のため、青木副校長が教職員と生徒計七四四名（留学生部四八名含め）を組織し、午前九時に実践女学校で常宮殿下御慶事奉祝式を行った。その後、授業を休んで奉祝の意を表すことになっていた⁽⁴⁶⁾。

以上考察のごとく、奉天省が派遣した官費留学生たちの留学が、学科の設置から、授業科目、留学年限など各方面において、以前の速成留学教育段階と比べて、正規化していた特徴が見だされる。特に清国留学生部の整備後に、女子留学生たちが実践女学校の厳格な管理・監督下で、一定程度学習時間も確保されて、学校行事やイベントなどでの口頭発表の様子からも、学力の向上が保証されているがうかがえる。同時に、多種多様の活動に参加し、自然と接触する機会を得て、彼女たちの自然観や世界観なども更新しつつあった。そのため、この時期実践女学校の留学生の卒業率もこれまでに比べ最も一番高い時期を迎えていた。

三 卒業とその後の活躍

1. 卒業記録についての再検証

現在実践女子大学図書館に所蔵する資料である実践女学校の卒業台帳には、中国人女子留学生の卒業日が記録してある。しかし、同一留学生が二回師範科を卒業したと記されていることは、今回の確認でわかった。例えば、奉天省が一九〇七年に派遣した、崔可言、韓淑姝、馬淑桓、周秀貞、徐錦屏など数名の女子留学生は、一九〇九年七月の留学生卒業名簿に名前を記されていると同時に、一九一〇年三月の卒業台帳にも重複して名前が見える。二回とも清国部留学生部の所属であり、同じ師範科の卒業生であると記録されている。石井洋子は上記の二つの卒業日の記載を、そのまままとめて女子留学生の名簿を作成した⁽⁴⁷⁾。この名簿は周一川にも踏襲され引用されている⁽⁴⁸⁾。そのため、女子留学生の卒業年次については、さらに再検証する必要がある。

まず、実践女学校に留学していた中国人留学生に関わる卒業式の様子や卒業名簿などの情報を、『日本婦人』の記事を通して確認ができた。『日本婦人』の記載によって、一九〇九年七月二一日午前八時に実践女学校で清国留学生卒業式が挙行された。卒業式で発表された留学生卒業者の名簿としては、

造花本科卒業 王 詩（四川省）

押絵本科卒業 東静涵（江蘇省）

押絵本科卒業	張 珺（浙江省）
同	郭 珊（浙江省）
造花押絵本科卒業	田應弼（湖南省）
押絵専科	吳汝震（安徽省）
押絵専科	陶淑仙（浙江省） ⁽⁴⁹⁾

という工芸科所属の留学生七名であった（写真2参照）。彼女たちは卒業式で卒業証書を授与され、下田歌子校長先生からの訓辞を聞いた。卒業生の代表王詩が謝辞を述べ、在籍留学生の総代表として韓淑姝が送辞を送ったという。この七名のなか、束静涵(19)、張珺(16)、郭珊(21)、吳汝震(20)、陶淑仙(18)五名が一九〇七年に奉天省の官費で派遣された女子留学生であった。

これらの史料によって、実践女学校の一九〇九～一九一〇両年度の卒業台帳に重複して名前が見える馮淑歆、馬淑桓、崔可言、陶淑鳳、韓淑玉、周秀貞、韓淑姝、曾淑琛、徐錦屏、楊啓東、李錫錦、徐秀榮など一〇数名の留学生が、一九〇九年七月に卒業した可能性は否定できるようになった。殊に、卒業式では韓淑姝が在學生として送辞を述べたという報道が、そのような記録が史実ではない有力な証拠の一つとなっている。



写真2 工芸科卒業記念。出典：『日本婦人』第一一年第八号掲載。

実際、この一〇数名の奉天省官費留学生は、入学してからほぼ満三年間になる一九一〇年に卒業した者であった。一九一〇年三月二六日午後一時に実践女学校第十回卒業式が開かれ、一五四名の女学生が卒業した。この卒業式において、生徒、教職員全員及び来賓一

同着席し、敬礼唱歌の後、青木副校長の学事報告を聞いた。卒業証書の授与式では、清国留学生部所属の二三名の中国人女子留学生が卒業証書を授与された。そのなか、奉天省出身の一〇人、馮淑歆(2)、馬淑桓(6)、崔可言(4)、陶淑鳳(8)、韓淑玉(12)、周秀貞(1)、韓淑姝(3)、曾淑琛(5)、徐錦屏(9)、楊啓東(11)と、浙江出身の李錫錦(15)合計一名は師範科に留学していた奉天省の官費女子留学生であった。馮淑歆は留学生代表として答辞を述べ、「口頭にてその意を述べたるが、清朗円滑なる日本語の巧妙さ、本邦生徒もをさをさ及ばざりき⁽⁵⁰⁾」と評価されている。また、江西省出身の歐陽雅と、広東省出身の林演存も含めて、その年、実践女学校の清国留学生部が師範科卒業生を計一三名出した。ほかの一〇名は、それぞれ清国留学生部の中学科卒業者朱澂(江蘇)、趙顧玫(江蘇)、李巽汝(雲南)、潘世英(安徽)四名と工芸科卒業者金振聲(江西)、賀瑩(湖南)、邱兆東(四川)、黄自立(湖北)、陸嵩雲(直隸)、胡懿夏(湖南)六名であった。彼女たちの中で、朱澂(江蘇)、趙顧玫(江蘇)、胡懿夏(湖南)など三名は、特別奉天省の官費資格を申請した者である。

以上の考察を通して、矛盾のように見える実践女学校の卒業台帳の記録が確認でき、女子留学生の卒業日を再検証してきた。一九〇七年に奉天省が派遣した女子留学生のうち、実践女学校清国留学生部の師範科(三年)卒業者一名と、工芸科(二年)卒業者五名は確実に卒業式にでて卒業証書を授与されたことがわかった。

ほかの七名のうち、陳崑玉(7)は一九〇九年六月留学中に病死(『官報』第三一期、三二期)、郭華(22)と饒儀先(23)は中退している(『官報』第三二期、原因不明)。徐秀榮(10)の場合、実践女学校の卒業台帳には卒業日を三回(一九〇九年七月二一日、一九一〇年十二月二四日と一九一一年七月二六日)記録され混乱しているように見えるが、『官報』第四一期によっては、確かに一九一〇年三月以降も実践女学校の保育科などで継続的に留学していたことがわかった。また、師範科卒業するはずの耿桂英(13)は一九一〇年の一月～四月連続的に産科に入院していたことは、『官報』に記載してある(筆者が作成した「奉天省官費女子留学生病氣診察・入院記録一覧」参照)が、彼女はその時期出産した可能性があるかと推測している。蕭延蘊(17)については、『官報』第四二期に長期休暇を取っていると明確に記載があり、同誌の第三二期と三三期に記されている、一九〇九年六月ごろから胃腸の病気で入院していた記録がそれを検証できる史料となっている。なお、たった一人陶淑貞(14)が、師範科所属であるはずだが、彼女に関する情報は、実践女学校卒業台帳のある一九〇九年七月二一日に工芸科卒業という記録のほかまだわからない。以上、考察の結果を表7にまとめている：

表7 一九〇七年五月入学の奉天省官費女子留学生の卒業日

	氏名	出身	所属	卒業日		氏名	出身	所属	卒業日
1	周秀貞	盛京漢軍廂白旗	師範科	1910.3.26	13	耿桂英	奉天承德	師範科	1910.3 出産
2	馮淑歆	盛京漢軍廂藍旗	師範科	1910.3.26	14	陶淑貞	盛京滿州正白旗	師範科	不明
3	韓淑姝	奉天承德	師範科	1910.3.26	15	李錫錦	浙江会稽	師範科	1910.3.26
4	崔可言	奉天承德	師範科	1910.3.26	16	張琚	浙江錢塘	工芸科	1909.7.21
5	曾淑琛	盛京内務府漢軍正白旗	師範科	1910.3.26	17	蕭延蘊	湖南長沙	工芸科	長休
6	馬淑桓	盛京滿州正藍旗	師範科	1910.3.26	18	陶淑仙	浙江会稽	工芸科	1909.7.21
7	陳崑玉	奉天承德	師範科	留学中病死 1909.6	19	束静涵	江蘇丹徒	工芸科	1909.7.21
8	陶淑鳳	盛京滿州正藍旗	師範科	1910.3.26	20	吳汝震	安徽桐城	工芸科	1909.7.21
9	徐錦屏	奉天開原	師範科	1910.3.26	21	郭珊	浙江山陰	工芸科	1909.7.21
10	徐秀榮	奉天承德	師範科	長期留学	22	郭華	不明	不明	1909 中退
11	楊啓東	奉天開原	師範科	1910.3.26	23	饒儀先	不明	不明	1909 中退
12	韓淑玉	奉天承德	師範科	1910.3.26					

こうして、一九〇七年に奉天省が派遣した官費女子留学生は、実践女学校の師範科に入学する当初、三年間修業のため、一九一〇年の五月に満三年間で卒業するはずであったが、『日本婦人』という史料を利用して卒業日を再検証の結果、この二三名が実際異なる時期に卒業式に出て卒業証書を授与されたことがわかった。

実践女学校の卒業台帳には一部の留学生に二回の卒業記録が見えるが、その原因については、原本ではない現存の実践女学校卒業台帳は、実践女子学園の歴史資料を整理する職員が写した物と推測されることから、その段階で誤りが生じた可能性がある。また、『官報』の記載を研究した結果、一九〇九年七月に実践女学校清国留学生部の二年制の工芸科を卒業した、奉天省の官費女子留学生の五名に関しては、直ちに帰国してしまった情報が入っていない。逆に、一九一〇年三月に師範科を卒業した官費留学生と同時に帰国旅費を留学監督処に申請する記録があるため、ずっと日本で留学していたことが推測できる。しかし、『官報』の留学生の入学統計には、彼女たちがほかの女学校に入学した証拠が見えなかった。また、彼女たちが一九〇九年七月から、官費の支出を継続しているという史実は『官報』第三九期によって判明された。そのことから、この五名の留学生が工芸科を卒業したが、三年間の官費資格が切れるまで継続的に実践女学校に在学していたとかがえる。それが、実践女学校の卒業台帳において、五名の女子留学生の卒業日の記録が二重に記されている原因となったと推測できる。

2. 卒業後の帰国・進学

奉天省の官費女子留学生たちは、もともと地域の女子教育の振興と師範人材の育成の為、

奉天省政府より日本に派遣されたが、日本の実践女学校に入学当初、師範を学ばせようと企図されていた。しかし、上記の考察から、一九〇七年五月に入学した留学生二三名のうち、一名が師範科を、五名が工芸科を卒業したという史実がわかった。ほかにも、中退や長期休暇などの原因で卒業できなかった者もいたし、留学中に病死した者も一人いたという。そして彼女たちが、二年間或は三年間の留学を終え卒業後、直ちに帰国して、奉天を中心に東北地方の教育事業に従事していたことが、考察を通して明らかになっている。

一九〇七年に奉天省が派遣した二三名の女子留学生は、三年制の師範科を卒業した者の多数が奉天省出身の女性であった。同年四月遊学生監督処による帰国旅費の支出の記録⁽⁵¹⁾から、周秀貞(1)、馮淑歆(2)、韓淑姝(3)、崔可言(4)、曾淑琛(5)、馬淑桓(6)、陶淑鳳(8)、徐錦屏(9)、楊啓東(11)、韓淑玉(12)一〇名は、卒業の直後に帰国した可能性が高いと判断できる。そのなか、周秀貞(1)は、一時的に帰国したことがあり、四月に保育女学校に入学したと『官報』第四一期に記載されている。ほかに、実践女学校清国留学生部の師範科に留学していた者には、さまざまな状況が見える。前節で既に明らかになっている、極端な事例としては、陳崑玉(7)が入学二年後の一九〇九年六月に病死したことがあった。耿桂英(13)の場合、『日本婦人』に報道されている中国人女子留学生の卒業式には出られなかったため、実践女学校を卒業したかどうか不明であるが、『官報』第四二期、第四三期の医療記載から、留学中の一九一〇年の春に出産した可能性があるかと推測できる。また、『官報』第三五期によって、一九〇九年九月から女子音楽学校の琴科に留学していたことが分かった。徐秀栄(10)が師範科を卒業後、実践女学校の保育科に入学して留学を継続していた⁽⁵²⁾。陶淑貞(14)が実践女学校師範科卒業式の名簿に入っておらず、ほかに卒業に関するデータも発見されていないが、奉天省の次期の官費予算の名簿に名前が残っていることから、一九一〇年後半の日本に続けて留学していたことが確認できた。以上の者と同じく実践女学校の師範科で留学していた、浙江会稽出身の李錫錦(15)が卒業後直ちに帰国せず、東洋女子音楽学校入学した⁽⁵³⁾。

一方、工芸科に所属していた奉天省の官費女子留学生は、すべて他省出身で、卒業後の進路はさまざまであった。張珺(16)が二年制の工芸科を卒業した一九〇九年に、留学監督処から吉林濱江廳教務という雇用令が下り、七月に卒業後帰国して十月に就任することになっていた。卒業したほかの三名には、陶淑仙(18)一人が一九〇九年に帰国してしまっただが、呉汝震(20)、郭珊(21)二名には一九一〇年に師範科の卒業生と同時に帰国した記録があった⁽⁵⁴⁾。

今回の考察を通して、実践女学校に留学していた奉天省の官費女子留学生たちは、卒業後に直ちに帰国して、女学校などで教育機関に就職していたものもいれば、卒業後にも帰国せずに継続的に留学していた者もいたことがわかった。例えば、崔可言(4)の場合、帰国後、出身地の瀋陽市にある大南関女子小学校で教鞭をとったことが、彼女の遺族と連絡の上確認できた。また、彼女が結婚後一時的に教職をやめ、アメリカ留学していた夫とアメリカで二年間ぐらい暮らしていた。その後、帰国してから東北地方を統治していた有力

軍閥張作霖に招聘され、女性家族の家庭教師を務めていた。次章で、彼女を女子留学生の代表例として挙げ、留学前後を含んで研究を展開していく。

ほかには、馬淑桓（6）が帰国後、黒龍江省の師範学校の教員を務めたり、張珺（16）が吉林省濱江廳教務関係の仕事に従事したりこともあった。徐錦屏（9）が実践女学校を卒業後、保育所学校に入学して留学していたが、帰国後に奉天省開原県立女子初級師範学校校長を務めたという。彼女たちはいずれも留学経験を生かして、奉天省をはじめとする東北地方の女子教育の発展に活躍しており、留学そのものの意義が確認できる。（表8参照）

表8 一九〇七年五月入学の奉天省官費女子留学生の卒業後

	氏名	出身	所属	卒業日など	卒業後
1	周秀貞	盛京漢軍廂白旗	師範科	1910.3.26	1910年一時帰国、保育女学校入学
2	馮淑歆	盛京漢軍廂藍旗	師範科	1910.3.26	1910年帰国
3	韓淑娃	奉天承德	師範科	1910.3.26	1910年帰国
4	崔可言	奉天承德	師範科	1910.3.26	1910年帰国、瀋陽市大南関女子小学校教員、「大帥府」女教師
5	曾淑琛	盛京内務府漢軍正白旗	師範科	1910.3.26	1910年帰国
6	馬淑桓	盛京満州正藍旗	師範科	1910.3.26	1910年帰国、黒龍江省師範学校教員
7	陳崑玉	奉天承德	師範科	留学中病死 1909.6	/
8	陶淑鳳	盛京満州正藍旗	師範科	1910.3.26	1910年帰国
9	徐錦屏	奉天開原	師範科	1910.3.26	一時帰国、保育女学校入学、開原県立女子初級師範学校校長
10	徐秀栄	奉天承德	師範科	実践女学校に長期留学	実践女学校保育科入学
11	楊啓東	奉天開原	師範科	1910.3.26	1910年帰国
12	韓淑玉	奉天承德	師範科	1910.3.26	1910年帰国
13	耿桂英	奉天承德	師範科	1910.3 出産	1909.9 女子音楽学校琴科入学
14	陶淑貞	盛京満州正白旗	師範科	不明	1910.7 官費資で留学中
15	李錫錦	浙江会稽	師範科	1910.3.26	2ヵ月休暇 1910.3 東洋女子音楽學校入学
16	張珺	浙江錢塘	工芸科	1909.7.21	1909.10 吉林濱江廳教務
17	蕭延蘊	湖南長沙	工芸科	長休	/
18	陶淑仙	浙江会稽	工芸科	1909.7.21	1909年8月帰国
19	束静涵	江蘇丹徒	工芸科	1909.7.21	不明
20	呉汝震	安徽桐城	工芸科	1909.7.21	1910年帰国
21	郭珊	浙江山陰	工芸科	1909.7.21	1910年帰国
22	郭華	不明	不明	1909 中退	/
23	饒儀先	不明	不明	1909 中退	/

まとめ

以上、一九〇七年に奉天省が実践女学校に派遣した二三名の女子留学生を対象に、中国と日本の史料を発掘して、総合的に分析と再検証を行った上、官費資格で留学していた実

態を考察してきた。これらの女子留学生たちは、清政府の留学監督処と実践女学校との二重管理下に、師範科や工芸科に所属され各科目の学習に専念していた。そして、帰国後も、東北地方の女子教育事業に力を注いだことも明らかにしてきた。今回の考察には、清末の中国人日本留学生史に欠けている女子留学生史の一部の補充を実現したのみならず、これをきっかけに、清末における中国人女子留学生像の究明の必要性を問題提起したものである。

注：

- (1) 『東三省政略』巻九、一三九九頁、学務・奉天省「紀遊学」。
- (2) 筆者訳。遊学生監督処『官報』第四期、光緒三十三年（一九〇七年）八月一日から実施。
- (3) 『東三省政略』巻九、学務・奉天省「紀遊学」の記載では、男子日本留学生の官費は年に四〇〇円であった。また、清政府が一九〇六年に制定した『管理遊学日本学清章程』によれば、日本の私立高等専門学校及び私立大学で留学の場合、毎年一人ごとに四百円を支給することになっている。
- (4) 学生タイムス社『学生タイムス』第二巻第二号、一九〇七年一月一五日、「清国留学生と日本の学生」。
- (5) 黄尊三著、さねとうけいしゅう・佐藤三郎訳『清国人日本留学日記』東方書店、一九八六年、一五九～一六〇頁。
- (6) 筆者訳。『管理遊学日本学生章程』一九〇八年改訂版、第四節。原文は「凡官費生、病非入医院不可者、応入監督指定之医院、医費一切宜従節約、由監督派員與医院清算、毋庸学生経手。其可不必入医院者概不給費。凡官費生、既入居医院、学費即行停止、俟其出院入学再行発給」である。
- (7) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一一八頁。
- (8) 同記事は光緒三十一年（一九〇五年）六月の『東方雑誌』（第二巻第六期）に転載された漢文である。日本語文は『実践女子学園一〇〇年史』に参考したものである。
- (9) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一二八頁。
- (10) 一九〇三年に日本留学中の中国人学生たちが、国内に起こされた、撤兵せずに東三省にすすわっていたロシア軍の野心に抗議する拒俄運動に呼応して、「拒俄義勇隊」を成立した。実践女学校で留学中の胡彬夏などの女子留学生も「拒俄義勇隊」に参加しようとしたが、下田歌子に中止されたことがあったと『実践女子学園一〇〇年史』に記されている。
- (11) 実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、一

- 九八〇年、一〇八頁。
- (12) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一三〇頁。
- (13) 同上、一三九頁。
- (14) 同上、一三三頁。
- (15) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第三号、一九〇九年三月、四八頁、坂寄美都子「清国留学生部の過去及び現在」。
- (16) 同上。
- (17) 同上。人数を計算すると合計五七名になる。注(13)本文の五五名の留学生人数の記載と矛盾しているが、その原文のまま引用する。
- (18) 同上、第一一年第三号、一九〇九年三月、五〇頁、坂寄美都子「清国留学生部の過去及び現在」。
- (19) 同上。
- (20) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一三七頁。
- (21) 同上、一三八頁。
- (22) 遊学生監督処『官報』第二五期、第二八期、第三一期、第三二期参照。また、その前に湖南省から送られた女子留学生の監督範源廉もテキストの翻訳などを担当していた。周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇、六九頁。
- (23) 実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、一九八〇年、五八頁。
- (24) 『新選家政学』は清末の駐日公使銭恂の夫人単士釐によって翻訳され、中国語版『新編家政学』として、一九〇二年に作新社出版。銭恂が序文で「中国女学の嚆矢」と位置づけている。現在上海図書館に所蔵。邱巍『吳興銭家：近代學術文化家族的断裂与伝承』浙江大学出版社、二〇〇九年、一二〇頁。
- (25) 飯塚幸子、大井三代子「下田歌子と家政学」『実践女子短期大学紀要』二八号、二〇〇七年三月、一～一三頁。
- (26) 原文は『東京朝日新聞』（一九〇七年六月二三日朝刊）の記事「満洲の少女」から引用するものであるが、同日の『読売新聞』の「満洲女学生の近況」という記事にもほぼ同じ内容が載せられている。
- (27) 当時実践女学校に在学している学生数は七六〇名余であった。「目下は七百六十有余の生徒日々登校して勉学しつつある」帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第二号、六五頁、「実践女学校の状況」参照）。
- (28) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第五号、八〇～八三頁。
- (29) 同上、第一二年第六号、五七～五八頁。
- (30) 同上、第一〇年第五号、八四頁。

- (31) 土方久元（一八八三～一九一八）、日本の武士（土佐藩士）・政治家である。爵位は伯爵。明治維新成った後は新政府に仕え、東京府判事、宮中顧問官、元老院議員などを歴任、宮中職の履歴が多かった。晩年は皇室制度調査局総裁、皇典講究所長などを経た後、教育関連の仕事に従事。国民の教化に尽力し、國學院大學長、東京女学館長などを務めた。
- (32) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第四号、九～一三頁。
- (33) 同上。
- (34) 同上、第一一年第四号、四三頁。
- (35) 同上、第一一年第八号、九三頁。
- (36) 伊澤修二（一八五一～一九一七）、明治・大正時代の日本の教育者、文部官僚。長野の生まれ。明治八年に米国に留学し、洋楽を学び、帰国後文部省にはいり、「小学唱歌」の編集や教科書検定制度の確立につくす。晩年は楽石社をつくり、吃音矯正事業に尽くした。著作に「教育学」「学校管理法」、作曲に「紀元節」など。
- (37) 帝国婦人協会『日本婦人』第一二年第三号、六五頁。
- (38) 同上、三九～五一頁。
- (39) 同上、第一一年第四号、四一～四二頁。
- (40) 同上、四三頁。
- (41) 同上、第一〇年第一二号、八四頁。
- (42) 同上、八五頁。
- (43) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一四〇頁。
- (44) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第四号、五六～五九頁。
- (45) 同上、第一二年第三号、六五頁。
- (46) 同上、第一〇年第六号、七七～七八頁。
- (47) 石井洋子「中国女子留学生名簿一九〇一～一九一九」『辛亥革命研究』第二号、一九八二年三月、四九頁～六九頁。
- (48) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、四〇二～四〇八頁。
- (49) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第八号、九三～九四頁、「清国留学生卒業式」。
- (50) 同上、第一二年第三号、六五頁。
- (51) 遊学生監督処『官報』第四二期、四三期。
- (52) 同上、第四一期。
- (53) 同上。
- (54) 同上、第三五期、四二期、四三期。

第四章 留学生遺族へのインタビュー調査：崔可言の日本留学とその後の軌跡

はじめに

前章の考察の結果として、一九〇七年に奉天省が実践女学校に二三名の官費女子留学生の多くは、実践女学校で三年間の留学教育を受けたあと、帰国して女子教育の事業に従事した。そのなかに、崔可言（一八九二～一九九二）という女性がいた。本章では、奉天省の官費女子留学生の個人例として、崔可言の日本留学の体験と帰国後の軌跡をめぐる生涯を取り上げながら、主に以下の三点からのアプローチを行う。

（一）帝国婦人協会の機関誌『日本婦人』を用いながら、①実践女学校清国留学生部の舎監兼教諭であった坂寄美都子（生卒年不詳）による中国人女子留学生の寄宿舎生活の紹介資料、②奉天省が派遣した女子留学生の卒業式、③実践女学校創立満一〇周年の記念会における祝辞発表などの記事に基づいて、崔可言の奉天省官費女子留学生の日本留学の実態を検討する。

（二）『官報』の記載により、崔可言の三年間の留学生活における病気診察の状況や薬代の記載を発見しており、健康を通しての彼女の留学生活の一側面を明らかにする。

（三）二〇一四年七月から同年九月にかけて筆者が行った、崔可言の遺族である、次女盧鶴柏（九月六日）と六男盧鶴維（現名劉華）（七月三一日と八月三日二回）への電話でのインタビューと、五男盧鶴紋の自宅を訪れた（八月二八日）インタビューの結果をまとめた上で、崔可言の日本留学前後の生活実態の情報を収集する。崔可言が開明的な思想を持つ家に育ち、キリスト教の信徒である父の勧めで官費留学生という身分で日本へ赴き、帰国後、夫とアメリカで二年間の生活を経て奉天省にて家庭を持ち、天津へ転居した後も東北大軍閥の張作霖（一八七五～一九二八）の一家と親しい関係を持っていたことなどを明らかにする。

これらを通して、清末に日本へ留学し実践女学校に在学した、秋瑾の後輩である崔可言の生涯について語っていきたい。さらに、崔可言の日本への留学を可能にした要因と、崔可言が秋瑾と異なった穏やかな百年の人生を歩んだ原因を究明しようとする。

一 崔可言の出身と留学背景

崔可言は一八九二年四月二十三日⁽¹⁾に奉天承德（今瀋陽市）の実家に生まれた。父は崔昱林、字が権久であり、本籍が河北省博陵郡（今蠡県南）であった。崔の父は瀋陽に家をつくり、私塾で四書五経を教え、のちに学堂で教鞭をとっていた。キリスト教の信徒でも

ある崔の父は、子供の教育を重視していたため、男女を問わず、崔可言の姉妹兄弟に四書や五経などを学ばせ、良質な教育を受けさせていた。崔可言の五男盧鶴紋の記憶によると、キリスト教の信徒であった崔の父が、五人の子供に一人もキリスト教に入信させなかったのは、確かなことであった。

また、旗人⁽²⁾ではない家だが、崔の父は次女の崔可言も含め、姉妹三人誰にも纏足をさせなかった。崔可言は読み書きをはじめ古典の書を学習しながら、元気に子供時代を過ごした。五人きょうだいで⁽³⁾、金持ちでもないが、中流以上の家庭であった。住所が現在の瀋陽市周辺の田舎に当たるところで、二つの中庭のある四合院⁽⁴⁾であった。崔可言は、五歳から私塾で習字をはじめ、十歳ごろから小学堂に入学し、のちに奉天省女子師範学堂で勉強した。

詳しく前述したように、当時の奉天省では、女子教育はもとより、教育事業全般が浙江省や湖南省などの地方に比べてかなり遅れていた。そのため、地方教育を振興するため、奉天省政府は一九〇五年から師範や軍備などの在學生たちを選出し、日本留学に派遣するようになった。また、奉天省学務官熊希齡（一八七〇～一九三七）は日本の教育視察⁽⁵⁾の結果として、下田歌子（一八五四～一九三六）が校長である実践女学校と、毎年十五名の留学特約を取り結んだ。翌年の一九〇六年には、奉天省学務処は奉天省女子師範学堂（旧称は奉天省城官立女子師範学堂）を設立した。一九〇七年に清政府により『女子師範学堂章程』と『女子小学堂章程』が頒布された直後、奉天省は女子教育重視の政策として、女子師範生から日本への官費派遣留學生の募集を実施するようになった。

奉天省女子師範学堂に在学中の崔可言は、キリスト教の影響を受け開明的な思想を持った父に、日本への留学を勧められた。まだ一四歳でしかなかった崔可言は、母親などから反対され⁽⁶⁾、迷ってしまい、どうしたらいいのか思案していた。日本の女子教育がより進んでいることがわかっていた崔の父は、家族の反対にもかかわらず、留学が絶好のチャンスであると思っていたようである。新しい知識を身につけさせようと次女の崔可言に期待を持っていたため、勝手に留学させることを決めてしまったのであった。

こうして、一五歳未満の崔可言は、一九〇七年の三月に官費派遣留學生の資格を得た。他の奉天省師範学堂の女學生二二名と共に日本へ赴き、五月に下田歌子が校長を務める実践女学校に入学した⁽⁷⁾。

二 実践女学校での留学時代

1. 寄宿舎の生活

『実践女子学園一〇〇年史』の記載によって、奉天省学務議紳である戴裕忱（生卒年不詳）は、派遣された師範女學生たちが入学した時に、実践女学校の副校長である青木文造

(一八五四～一九一九)と「契約書」を交わしたことがわかる⁽⁸⁾。二三名の女学生はクラスに編成できないため、実践女学校の清国女学生学則第六条によって、特に契約を結んだものであった。また、「契約書」では、毎年、私費留学生は食費、舎費、衣服費などを含め、二〇〇円五〇銭の費用がかかることになっていた。

これに対して、崔可言のような官費女子留学生たちは、極めて経済的に余裕があった。彼女たちは、清末の当時、毎年四五〇円ほどの最も高額な官費に恵まれていた。この経費は、本研究の第三章で述べたとおり、留学生自身が毎月、清国遊学生監督処まで請求するという形で受け取るようになっていた。崔可言は、奉天省の官費女子留学生として、毎月三七円五〇銭程度の官費を受けているため、経済の面で何不足なく就学できるはずと推測できる。また、清国留学生部の規則に従い、寄宿舎に泊まっており、衣食住に関しては、日本人の舎監や教諭の管理下に置かれていたことが明らかになっている。

しかし、それまで前例がなかった日本留学ということは、崔可言のような女学生たちにとって、決して容易なことではなかった。日本人の教師や舎監とのコミュニケーションに使う言葉はもちろん、基本的な生活習慣、例えば衣食住などにおいては、想像できないほど不慣れなところが多くあった。筆者が『官報』に基づいて作成した「一九〇七年に奉天省が官費派遣した女子留學生病氣診察・入院記録一覧」(附録参照)のデータから、留学中に頻繁に病院へ行って診察を受けたり、重病で入院して治療を受けたりした女学生は少なくなかったことがわかった。崔可言の場合には、留学の三年間に三回だけ病院へ診察を受けに行った記録があった。何の病気でどの病院へ診察を受けに行ったかなど、詳しい情報は『官報』に記入されていなかったが、それぞれ五円五銭(一九〇八年九月)、一円五銭(一九一〇年二月)と二円二銭(一九一〇年四月)の治療費或は薬代がかかった⁽⁹⁾ことから、それほど重い病気ではなかったことが推測できる。

以上の考察のごとく、崔可言は日本留学時に経済的な心配は全くなかったが、家族と離れて暮らすことは初めてだったので、ホームシックになり非常に苦しかったようである。無論、それは崔可言一人だけのことではなかった。留学生たちは就寝の前に、家族のことを話し合いながら、涙をこぼし、泣いていたこともよくあったという。そのとき、先に入学した中国人の女子留學生の先輩たちが慰めに來ていた。

後年、崔可言は回顧して、次のように語っている。「その前に留学していた秋瑾の話を例にして、家族を懐かしむ心を慰めてくれた先輩がいて——家族のことを思いださないで、せっかく留学する機会を得ているのだから、このようにめそめそしたりするより、もっと時間を惜しんで必死に勉学することが肝心だ——という話だったの⁽¹⁰⁾」。

2. 実践女学校創立記念会における祝辞発表

実践女学校では、崔可言が所属していた清国留學生部師範科の教育主旨を、「清国女子にして能く教育に任じ又は能く一家を主宰する者を養成するを以て目的と為す故に品性陶

治に於て特に重きを置く」と定め、留学生が外出或は外から来る学校外の人と面会する時間や場所についても、衣服装飾や衛生管理及び治療診察に関するものまで、その規則も箇条書きに制定していた⁽¹¹⁾。

崔可言は、留学中に実践女学校の規則を遵守しながら、修身や日本語などの科目の学習に励んでいた。入学後二年も経たない一九〇九年三月二七日に、実践女学校創立一〇周年の記念会が開かれた。崔可言はその記念会において、清国女子留学生総代として、日本語で次の祝辞を述べた。

わたくしが、御校に参りましたのは、ちょうど明治四十年の夏でございました、わが国はまだ女子の教育が進歩しておりませんので、弊国の者で勉強したいと思う者共は、三々五々袖を連ねて、お国に参りまして、進歩しているお国の文明を、学ぼうとしているのでございます。私ども数十人の留学生は、幸いにもこの大変親切な情けの深い御校にお世話様になりましたので、初めは一寸した御国言葉のお挨拶も、また一つ二つの数え方さえも存じませんでした。私どもを朝夕に教え導いてくださいます、ちょうど私どもは親の膝元で勉強をしているような心持ちがいたしております。

伺えばこのお懐かしい御校は、もはや、御創立なされてから、本年度で満十年に達せられたそうで、私ども六七十にあまる留学生たちは、かねて先生から伺いましたときは真に真に何とも言われないうれしい感じがいたしました。これはまったく下田先生の立派なお学徳と、また非常な御熱誠とによることではございますが、猶また多くの先生方の一方ならぬ御尽力とによることではございましょうとおもっております。それで本年の御祝いに際しまして、私共一同は、どうしてお祝いを申し上げてよいのかわかりません。殊に言葉もまだまだ不十分でございますので、思う事の万分の一も述べることができませんのは、はなはだ残念に存じます。

それで私共は、この後も一生懸命に先生のお教えに従いまして、できうる限りの勉強をして、他日帰国の後は、本国の為に少しでも益する事のあるように考えております。もしも考えどおりに少しでも国の為になりましたならば、それこそ御校の御高恩の幾分にも、お報いができることかと思っております。今日この多くの貴賓方のご来臨の栄を得て、一同ここに集いまして、このおめでたい式を挙げられますことは、誠に私共にとりまして光栄この上もないことではございます。このお祝いの式場に臨みまして、留学生一同に代わりまして、一言お祝いを申し上げまして、かたがた思うところの一端を申し述べるしだいではございます⁽¹²⁾。

崔可言が、日本語でスピーチしたことから見ると、日本語の発音や表現力などが留学生の中で特に優れていたことが推測できる。実践女学校の創立記念会で演説した清国留学生

は、崔可言が初めてであった。これは、以下に述べる、数十年後の、崔可言の子どもによる証言とも符合するものである。

五男盧鶴紋の記憶によると、それは崔可言が八〇歳を過ぎたある日のことであった。盧鶴紋が仕事の関係で知り合った人に、日本人の妻を持っている男性がいた。母の崔可言が早年留学したことを聞き、その日本人の妻は崔可言の家まで訪ねてきた。二人は日本語で挨拶し会話を交わした。そして「お母さんは日本語の発音がきれいで、もう六〇年以上も前なのに、まだ覚えているとは素晴らしい！」と、その友人の妻が驚嘆したという。

3. 留学卒業日の確認

崔可言を含め二三名の女子留学生は、奉天省から派遣される時、実践女学校の師範科に入学し、修業年限が三年間であると定められていた。

一九一〇年三月二六日午後一時に実践女学校第十回卒業式が開かれた。この卒業式において、生徒、教職員全員及び来賓一同着席し、敬礼唱歌の後、青木副校長の学事報告を聞いた。次に卒業証書の授与式が行われ、崔可言は清国留学生部の師範科卒業生の一員として卒業証書を授与された。ほかに、同じ奉天省出身の九人（馮淑歆、馬淑桓、陶淑鳳、韓淑玉、周秀貞、韓淑娃、曾淑琛、徐錦屏、楊啓東）と、浙江出身の李錫錦、合計十一名の奉天省が派遣した留学生は、師範科卒業の証書を受け取った。また、江西省出身の欧陽雅と、広東省出身の林演存も師範科の女子留学生であり、その年、実践女学校から清国留学生部の師範科卒業生計十三名が卒業証書を授与されたことが判明した⁽¹³⁾。下田校長は訓辞において、「今日諸子が毅然として抱ける神霊なる観念と厳粛な精神とを永く頭脳に印象して、終生の心とせよ云々」⁽¹⁴⁾と述べた。馮淑歆は留学生代表として答辞を述べ、「口頭にてその意を述べたるが、清朗円滑なる日本語の巧妙さ、本邦生徒もをさをさ及ばざりき」と評価されている⁽¹⁵⁾。

さて、崔可言の卒業年次についてであるが、実践女学校卒業台帳には、一九一〇年三月の留学生卒業名簿に崔可言の名前が記されていると同時に、一九〇九年七月の卒業台帳にも重複して名前が見える。二回とも清国部留学生部の所属であり、同じ師範科の卒業生として記録されている。が、前節で考察した結果として、帝国婦人協会の機関誌である『日本婦人』の「実践女学校彙報」の欄に載った記事により、崔可言が一九一〇年三月二六日に行われた卒業式で卒業証書を授与されたことは明らかである。現存する実践女子大学現存の卒業台帳は、原本ではなく、実践女子学園の歴史資料を整理する職員が写した物と推測されることから、その段階で誤りが生じたと理解することが妥当である。

三 帰国後の生活

『官報』の記録によれば、崔可言が一九一〇年三月に卒業して、直ちに監督処に旅費

を支出して帰国したことわかった⁽¹⁶⁾。崔可言は帰国後、瀋陽市大南関女子小学校で教鞭をとった。一九一二年に結婚した後、間もなく教職を辞めたので、わずか約二、三年間しか教えなかった。一九一六年からアメリカへ留学していた夫盧景貴と共に、アメリカで二年間生活を送った。一九一八年に一家そろって奉天へ戻り、大帥府の教師として張作霖の夫人たちと親交を結んだ。第二次世界大戦の直前に一家は天津に移り住み、夫と子供（六男三女）の世話をしながら家庭を支えていた。

1. 夫の盧景貴について

盧景貴（一八九一～一九六七）は瀋陽の生まれで、字が介卿、原籍が山東省掖県（今萊州市）である。盧の父盧士義は一八歳のとき生活の糧を求めて、一人で中国の東北部に出て来た。経営の法を得て、布の店をだすことで成功し、瀋陽に家を構え定住した。盧景貴は四人兄弟のうちの末っ子であり、経済的余裕のある家に育った。彼は七歳から私塾で学び、奉天中学堂を経て、一九〇八年に奉天高等学堂に入学した。一九〇九年の秋、試験を受けて、北京にあった北平農業部高等実業学堂に合格し、機械専科で勉強することになった。一九一一年武昌蜂起⁽¹⁷⁾の影響で、北京の学校がすべて休校となったので、のちに天津直隸公立実業専門学堂の機械科二年に編入され勉学を続けた。

崔可言と結婚後の一年後、一九一三年の冬、盧は奉天省の官費派遣によるアメリカ留学の資格を得て、アメリカのイリノイ大学（University of Illinois）の機械工学学科に留学した。そして、一九一七年に機械工学学士号をとった。その後、盧はパデュー大学（Purdue University）の大学院に進学し、修士学位を目指して研究を進めた。

この期間に、一九一四年六月七日に崔可言と盧景貴の間に長男が生まれた。崔可言は当時中国に居残って、一人で息子を育て、盧の父母の家に住んでいた。一九一六年に、崔可言は幼い長男を連れ、渡米し一家揃って生活を始めた。翌年、次男がアメリカで生まれた。しかし、盧景貴がまだ学業を終えないうちだが、奉天省から帰国命令が届いたため、やむを得ず家族四人で国へ帰った。

盧は帰国後、しばらく奉天省工業専門学校の創立にたずさわり、主任教授を担当した。その後、留学先で学んだ蒸気機関の技術が抜きんでていたため、東北地方の強力軍閥である張作霖に目をかけられた。間もなく一九二三年に四洮鐵路管理局局長、兼洮昂鐵路工程局局長に命じられた。一九二八年に東三省交通委員会総務処主任会員の職に就き、委員会の業務全般を実際に担っていた。

崔可言の一家は、アメリカで約二年間の生活を終え帰国してから、ずっと夫の実家に住んでいた。かなり大きな二つの中庭が付いた四合院であった。子供が次々と生れるにつれ、やがて一九二〇年代の初めごろ、瀋陽に自分の家を建てた。当時の官僚街に位置している、三階建ての広い庭がついている住宅は、現存している（写真3参照）。



写真3 崔可言一家の三階建ての奉天旧宅。
(現在瀋陽市和平区六緯路十号。二〇一四年十月四日撮影。)

一九二八年に起こった張作霖爆殺事件⁽¹⁸⁾のあと、張作霖の息子張学良(一九〇一～二〇〇一)が奉天軍閥を引き継いだ。盧景貴は張学良の指示の下で、日本の南満洲鉄道(満鉄)に対抗するための新しい幹線鉄道を計画し、奉天省の鉄路建設に大いに貢献した。しかし、一九三一年の柳条湖事件⁽¹⁹⁾の直後、張学良は電報で全軍に不抵抗・撤退を命じた。鉄路関係の要職を務めていた夫盧景貴には、日本関東軍から「協力してもらえば、一家の安全を守ってあげる」という意のメッセージが伝えられてきた。それを聞いた盧は絶対に「漢奸」になるものかと思い、迷わず上り汽車を呼び、家族そろって「関内」⁽²⁰⁾へ避難した。そして、仕事関係の友人や近所の隣人などに「行きたいのなら、一緒でもかまわない」と呼びかけ、何も持たずに着の身着のまま奉天を離れて天津に行った。そのとき、崔可言の一家は既に息子六人、娘三人合わせて一一人の大家族であった。

崔可言の一家は、天津でイタリアの租界(清国と中華民国の内の外国人居留地)にあるマンションを買い上げ暮らし始めた。一九三六年から一九三七年まで、盧景貴は上海で川黔鉄路公司の技術処処長を勤めた。その間、崔可言は天津の家と子供たちを自分の姉に任せ、夫と二人だけで上海に住んでいた。(写真4参照)崔可言は時折夫の仕事関係でパーティーや宴会にも参加、仕事を助けた。しかし、のちに戦争態勢が悪化したため、盧景貴はその職も辞めるほかなかった。

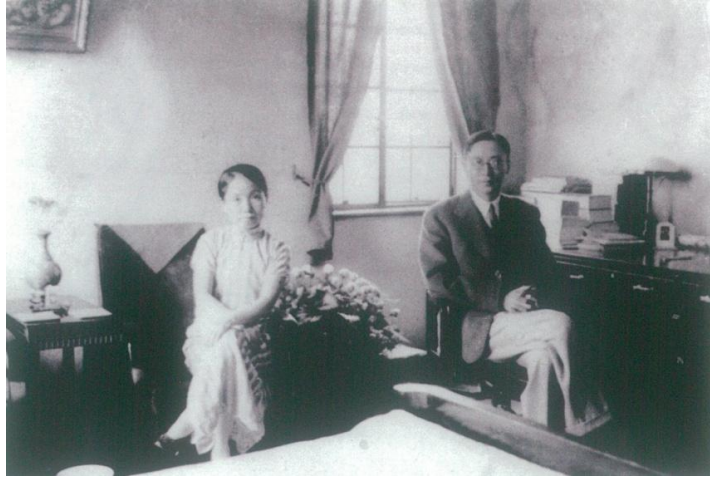


写真4 上海での崔可言夫婦。
(旧上海の霞飛路にある借家でハイヒールを履いた崔可言と夫。一九三六年頃撮影。盧鶴紋提供。)

専門知識や技術を思うように発揮できない盧景貴は、やむを得ず家で一心に本を執筆したり、翻訳したりするなどして、学問に集中した。機械工学の出身だが、特に天文学に強い興味をもっていたため、中国一九三〇年代の天文学会会員となったのみならず、一九三六年に初めての翻訳の本『月理初編』⁽²¹⁾も出版した。また、一九三七年に中華書局から出版された『高等天文学』(上下巻)を著した。この本では、実用天文学、弧三角天文学、理論天文学、天体力学、物理天文学および宇宙創造学を融合しており、当時の中国の古代天文学と国際先進的な天文学知識を統合する先駆けと称されるに至った⁽²²⁾。

2. 子供の教育

崔の一家は、天津へ引っ越した後、家計や子供の世話などの家事一切をほぼ崔可言が一手に引き受けていた。子供が九人であったが、生まれつき温和な性格の崔可言は、限りない母の愛情を注ぎ、息子と娘たちをかわいがって育てていた。特に、男女を問わず良質な教育を受けさせ、大学に入学させることは、崔可言と盧景貴夫婦が共に抱いていた望みであった。崔可言はすべての子の生後五ヶ月のときに、記念写真を撮っていた。そして九人の子供の写真をまとめて『九福五瑞図』と名づけた。(写真5参照)



写真5 九福五瑞図
(右から長男、次男、長女、次女、三男、三女、四男、五男、六男。盧鶴紋提供。)

夫の盧景貴は寡黙な人であったが、子供の勉強には厳しかった。息子たちが字を汚く書いたり、試験の点数が低かったりすると、罰として木の板で掌をたたくことや、ずっと跪かせるなどとした。ひとこと弁解することも許されず、折檻したという。そのたび、母である崔可言は、時機を見ては、仲介役をつとめた。また、「君達、しっかり勉強しなさいよ。お父さんはねえ、小さいころから優秀で出世も若い時に果たしたから、おこりっぽいけれど、君達にも大きな望みを持って期待しているんだよ…」と、ひそかに息子たちを慰めながら励ました。

奉天省では貴婦人のように暮らしていた崔可言は、天津へ転居してから、家族の世話などで種々の苦勞を味わっていたが、一言も文句を言わなかった。そして、娘に家事なども一切させなかった。「良い妻、賢い母」を養成する良妻賢母思想がその理念であった、明治期の女子教育を受けたが、崔可言は娘の教育について、女の子でも真面目に勉強し、知識や技能など身に付けるより大切なことはないと思っていたという。日本で勉強した家政、修身などの知識も、娘たちには教えなかった。その理由として、将来、結婚した後、そのつもりになったら自然に家事ができるようになるし、家族との付き合いも順調にできるようになるなど、わざわざ教わる必要はないという強い意識を、崔可言は持っていた。

五年余りアメリカに留学していた夫の盧景貴は、娘たちに対してとても特別な扱いをした。六人の息子には極めて厳しくあたったが、三人の娘はとてもかわいがった。息子の不勉強で激怒しているときでも、放課後、帰宅してきた娘たちを見ると、態度が軟化してしまい、娘たちから何か心配な話を聞くと、すぐに気分が沈んだ。このようなことから、盧景貴が父親としても女性を尊重し、大切にしていたことが窺える。これはおそらくアメリカでの留学時に馴染んだ、女性の地位が中国より遥かに高かった西洋思想の影響が関わっているのかもしれない。

このように、生活面で、母親から行き届いた世話を受け、勉学の上で、父親による熱心な指導をうけたおかげで、九人の子供は全員大学に入学し、質の高い教育を受けたのであった。特に、長男盧鶴紋はアメリカのミネソタ大学で修士・博士号を取得し、帰国後、原子

物理科学者として原子エネルギー研究領域で顕著な研究成果をあげ、「中国の原子エネルギーの父」と称されている⁽²³⁾。アメリカでの留学記念として、一九九八年にアメリカのヒューストンには、盧鶴紘の彫像が立てられ、「盧鶴紘科学実験室」も設立された。

崔可言と盧景貴の九人の子供たちについては、下記のとおりまとめた。

長男、盧鶴紘（一九一四～一九九七）、一九三六年燕京大学卒業後、アメリカ University of Minnesota 留学、修士・博士号（一九四一年四月）を修める。一九四一年帰国後、中山大学、復旦大学、北京大学など教授歴任。一九六〇年中国科学院原子核研究所副所長。一九九七年上海で死去。子供は男の子が四人。長男盧永強、中国原子核物理学者、二〇〇〇年アメリカで死去。長男の娘盧嘉、ハーバード大学応用物理学博士。二〇〇四年アメリカ大統領賞受賞。現在 University of California, Irvine 教授。

次男、(米) 盧鶴紳（一九一七～）一九三六年兄と共にアメリカ University of Minnesota 留学。アメリカ有数の航空会社の主任技師、航空設計専門家。現在ニューヨークに住む。子供は男の子が三人。

長女、盧鶴松（一九一八～二〇一二）燕京大学歴史学科卒業。河北大学で教鞭をとった、定年退職。子供は一男二女。

次女、盧鶴柏（一九二〇～）燕京大学西洋文学学科卒業。天津中紡紗工場を定年退職。現在天津に住む。子供は男の子が二人。

三男、盧鶴綬（一九二二～一九八九）天津工商学院国際貿易学科卒業。天津電話設備工場で貿易担当。子供が一男一女。

三女、盧鶴桐（一九二四～二〇一一）北京大学中退。地方公営の企業に就職。子供は男の子が二人。

四男、盧鶴絢（一九二五～）天津工商学院建築学科卒業。張家口建築工程学院副院長、天津建築設計院退職。現在天津に住む。子供は女の子が三人。

五男、盧鶴紋（一九二六～）一九四七年燕京大学入学、のち南開大学に転学、経済学科卒業。南開大学、天津外貿学院講師、副教授。天津市港務局、天津市政治協商委員会副秘書長など歴任。退職後天津に住む。子供は一男一女。

六男、盧鶴維（現名劉華）（一九二七～）燕京大学入学、のち清華大学に転学、機械電子工程学科卒業。天津共青団市委大学部部长、中国在ネパール・スーダン・トルコ大使など歴任。現在北京に住む。子供は女の子が二人。

また、子供たちの進学や結婚などに関しては、崔可言夫婦はひと言も干渉したことはなかった。ただ、息子二人（長男と次男）の留学については、盧景貴は積極的に支持した。そのほか、九人の子女の結婚相手など、全部自分自身で決めさせたのであった。ここから、共に留学経験のある崔可言夫婦による子供の意思を尊重し、十分に自由にさせた教育理念が明らかとなった。

3. 大帥府⁽²⁴⁾との付き合い

崔の一家は、奉天に住んでいたとき、東北の軍閥であった張作霖の一家と親しい関係にあった。前文で触れたように、アメリカから帰国後、間もなく盧景貴は、「東北王」と呼ばれるほどの威力を誇っていた張作霖に重用された。張作霖は東北三省（奉天省、吉林省と黒龍江省）の支配権を獲得した当初、全地域の経済などあらゆる面の発展を目指すため、専門的な人材を渴望していた。彼は、大帥府ドイツ製の暖房施設の修理の件で、盧景貴の才能を非常に高く評価した。このことをきっかけに、蒸気機関の知識と技術を身に付けた盧景貴に、東北地域の鉄道事業の重役を命じた。そして、仕事に全力を注ぎ、人柄も優れた盧景貴と義兄弟に近い関係を結ぶほど信頼していた。また、張作霖が一九二八年に満洲にいた日本関東軍によって「皇姑屯事件」で爆死させられ、息子張学良が東北の事業を受け継いだ時代にも、盧景貴はまた張学良にとっても最も頼りになった官僚であった。この親子二世代にわたった重用と信頼を受け、盧景貴は高級技師としても官僚としてもその能力を十分に発揮することができた。

同じように、崔可言も大帥府の夫人たちとも篤い友情を結んだ。留学経験もあり、十年間以上の教育を受けた女性としての崔可言は、大帥府の夫人たちと令嬢たちの教師役を務めていた。「崔先生」と呼ばれ、非常に尊敬され、自由に大帥府に出入りすることも可能だった。奉天にいた約十年間に、夫人たちと令嬢たちに読み書きなどを中心に教え、親交を深めた。そのとき、大帥府には夫人が六人いたが、全府の内務をおさめたのは張作霖の第五夫人張寿懿⁽²⁵⁾であった。その関係で、崔可言は、張寿懿との付き合いが一番深くて長かった。

奉天の大帥府の時代のみならず、崔可言は天津でも張作霖の夫人たちと旧交を温め続けた。柳条湖事件後、奉天省の旧官僚の多くは大体崔可言の一家のように天津へ移り住んだ。間もなく第五夫人が第六夫人を連れ⁽²⁶⁾、天津へ避難した。それ以降一九四八年に台湾へ行くまで天津に住んでいた。正月や節句のたびに、必ずお互いの家までお祝いの挨拶にいらっていたという。張寿懿が崔可言の家を訪れたとき、夫の張作霖を支えてきた盧景貴に対して、正式なお礼をするのが普通であった。またその時、盧景貴の息子たちも親の命に応じ、必ず張寿懿夫人に跪いて叩頭し、敬意を表さなければならなかった。

つまり、第五夫人張寿懿は、盧景貴を元張作霖の部下として扱うのではなく、夫の義兄弟に近い礼節を重んじていた。また、崔可言に対して、子供や家族の教師として尊敬の念を抱きながら、二人で親しく会話を交わしていたことがよくあった。

4. 日本人に対する印象

日本の実践女学校にほぼ三年間留学していた崔可言の日本や日本人に対する印象は、現在、崔可言の子供たちの記憶によってわかる⁽²⁷⁾。盧鶴紋たちは母親から日本留学のことについて、実践女学校で下田歌子校長をはじめ教職員たちが非常に親切に指導してくれた

話をよく聞いたという。これは、前文で資料を引用しながら述べたように、舎監兼教諭であった坂寄美都子の話からも窺えるものである。

そして、日本人全体のイメージについては、特に日本人女性たちがきれい好きで、性格も優しいというものであった。例えば、掃除のときに、既にとてもきれいに見えても、まだ力を入れて床を磨いたり、机を拭いたりするなどの情景が印象的であったという。そのような日本人女性の持つ勤勉さ、真面目さにも驚くほど感心したことも、晩年までずっと覚えていたようである。

また、崔可言は帰国後にも、日本人と対面したことがあった。それは、柳条湖事件のあと、崔可言の一家が奉天の家から「関内」へ避難するときのことであった。日本関東軍に見つからないように、家族全員で何も持たずに慌てて逃げ出したので、ほかの物には気を配る余裕もなかった。それで、崔可言は自分一人だったら目立たないと思い、家のお金や貴重品などを取り戻そうと決めた。そうしないと一家は天津に行っても生きていけないかもしれないと思ったからである。崔可言は一人で家から貴重な持ちやすいものを鞆に詰め込んで、「関内」へ向かった。その時、既に満洲と関内の境とされていた山海関では警戒されていたため、予想どおりに日本軍に検問された。崔可言は慌てず、標準語の日本語でゆっくりと応対した。威張っていた日本兵は全くこの婦人の来歴がわからず、すっかり日本人女性だと思い込んで恐縮しながら通行させたようだったという。

このことから、崔可言は、戦争時に出会った日本人が、普通の日本人とは全く違うイメージだと子供たちに語った。日本に留学していた時、東京の町へ出た時に見た日本人も、礼儀を重んじ、人に優しく接することなどが印象的だったと言っていた。

崔可言は一九九二年二月一九日⁽²⁸⁾に天津の家で死去し、ほぼ百年の人生を終えた。

四 崔可言の日本留学を可能にした要因

以上の考察から、崔可言の日本留学が可能になったことには、次のような要因が窺える。

まず、第一に、一九〇五年から一九〇七年にかけて、奉天省政府による女子教育政策が積極的に実施されたことである。

奉天省では、清末における教育事業の開始は遅れたが、改革派の官僚と知識人の推進により、女子教育を含め学校教育が急速に発展した。一九〇五年に湖南省が二〇名の女性を実践女学校へ送った後、奉天省は女性教員を育成するため、日本への女子留学生を派遣する準備に着手した。同年、盛京將軍趙爾巽（一八四四～一九二七）の推薦により、奉天省学務官熊希齡が清政府の出洋視察団に随行した。熊希齡は日本の実践女学校を視察し、師範教育を学ばせる目的で下田歌子校長と女子留学生の受け入れ契約を結んだ。一九〇六年に、奉天省女子師範学堂が創設され、奉天省最初の女子教育機関が登場した。清政府が頒

布した『奏定女子師範章程』『女子小学堂章程』よりも一年早いものであった。一九〇七年に官費派遣の政策を取るまで、これらの一連の女子教育対策の実施は、奉天省の女子師範生に日本留学の第一条件を提供したといってもよい。

第二には、崔可言が開明的な思想のある家庭に育てられたことである。

崔可言は次女として、五人きょうだいの真ん中に生まれた。姉には、留学経験がなかったが、女学校の教員履歴は比較的長かった⁽²⁹⁾。当時、結婚にさしさわるなどの配慮から、留学には不適當だと父に判断されたことが推測できる。崔可言はまだ一五歳になっておらず、勉学に好適な年齢であると思われ、父から日本留学を勧められた。そして、崔可言だけではなく、のちに妹と弟も父親はそれぞれフランス留学とイギリス留学に行かせたという。奉天省で学校教育がそれほど整備されなかった時代に、子供五人のうち、三人も外国へ留学させたのは、崔の父崔昱林の快挙であるといえるだろう。

清末という封建的な思想が深く根付いた時代において、娘三人に誰も纏足をさせなかったのは、まず親として非常に賢明な決断であった。そして、男女問わず子供に平等に教育をさせたのも、かなり進んだ思想の持ち主としての行動であろう。キリスト教の信徒である崔の父が、如何にキリスト教を経由してその開明的な思想を得たかについては明確ではないが、結果として、子供の教育に大きな影響を与えたことは明らかである。

第三には、崔可言が優れた勉学力と適応能力を有することである。

崔可言は開明的な思想の家庭に育てられ、豊かな愛情を両親から受けた。幼い頃から勉学に優れ、成績もよい崔可言のことを、父親はとても自慢に思っていた。崔可言は習字にも秀で、特に楷書がうまかった。留学や就職で一人暮らしをしている彼女の子供に、美しい楷書で手紙をやり取りしたり、晩年になっても続けて時々習字をしたりしていたという。実践女学校に留学していた時、二年目に留学生の代表として、学校創立記念会において日本語で祝辞を述べたことから、彼女の抜きんでいた勉学力が窺える。また、『官報』に掲載されている留学生たちの治療費をめぐる調べた結果、頻繁に通院した女子留学生もいれば、ひどい病気で入院して多額な医療費がかかった状況もあったが、崔可言の場合、三年間の留学中に三回だけ病院へ診察を受け、少額な薬代だけであることがわかった。そのことから、本来体質が良好のほか、生活習慣の異なった環境に対する適応能力が比較的にかかったことが推測できる。

まとめ

以上、一九〇七年から一九一〇年まで、奉天省の官費で派遣された女子留学生の二三名の一人として日本の実践女学校に学んだ崔可言の、女子留学生としての留学体験の実相、留学が彼女の人生に与えた影響、及び帰国後の生活を、新たに発見した歴史資料や崔可言

の遺族のインタビュー調査によって明らかにすることができた。これまで清末に日本留学をした中国人女性像は、秋瑾のような女性革命家を中心に形成されてきたが、本稿は、現実には多様な留学目的や留学の実態があったことを崔可言の留学を通して考察した。今後の女子留学史の研究、中日交流史の研究に新たな一視点を提供することができれば幸いである。

注

- (1) 崔可言の生年月日について、現在実践女子大学所蔵の実践女学校『支那留学生証書台帳』により、「光緒十九年一〇月一〇日」と記載されているが、『東三省政略』の『附奉省東西洋官費游学生一覽表』により、「年歳十七」と記されている。崔可言の家族と確認した結果、一八九三年（光緒十九年）一〇月一〇日でもなく、一八八九年（十七歳で換算した結果）でもなく、一八九二年四月二十三日（陰暦）の生まれというのが確実である。
- (2) 旗人は、清朝の支配階層である八旗に属する満洲人のことを指す。清朝では、満洲人を中心にモンゴル人、漢人、朝鮮人、ロシア人、トルコ人なども含まれ、多くの面で一般人と明確に区別されていた。もともと遊牧民族であった旗人は女性が纏足しないが、漢人は清末でも纏足をしている女性が少なくなかった。
- (3) 崔可言は真ん中の次女で、上に兄、姉、下に妹、弟があって、ちょうど兄弟姉妹それぞれ一人がいた。
- (4) 四合院とは、中国の北方にある伝統的家屋建築である。規模は大小様々だが、富裕層や王族の住居である場合はいくつもの中庭や建物がある場合もある。
- (5) 一九〇五年一二月に、熊希齡は盛京將軍（奉天省の最高軍政長官）趙爾巽（一八四四～一九二七）の推薦により、清国の出洋視察大臣団の一員として日本や欧米の国を訪れ、法政や教育などを視察し、翌年帰国した。
- (6) 五男盧鶴紋の記憶の中で、崔可言の母親について、これ以外の情報は無いという。
- (7) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一三一頁。
- (8) 同上、一三一～一三三頁。
- (9) 遊学生監督処『官報』第二二期、第三九期、第四二期。
- (10) 筆者が二〇一四年七月三十一日に崔可言の六男盧鶴維（現名劉華）を電話でインタビューした調査による。
- (11) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一三九頁。

- (12) 帝国婦人協会『日本婦人』第一一年第四号、四一～四二頁、清国女子留学生総代 崔可言祝詞。
- (13) 同上、六七頁、第一二年第四号第拾回卒業生姓名。
- (14) 同上、六五頁、実践女学校第十回卒業式詳報。
- (15) 同上。
- (16) 遊学生監督処『官報』第四二期。
- (17) 「武昌起義」とも呼ぶ。一九一一年一〇月一〇日に中国の武昌で起きた兵士たちの反乱。清政府の統治を倒そうとするのが目的で、辛亥革命の幕開けとなった事件である。
- (18) 一九二八年六月四日、中華民国・奉天（現瀋陽市）の近郊で、日本関東軍によって奉天軍閥の指導者張作霖が暗殺された事件。国民党軍の北伐開始により、張は北京から奉天に撤退しようとしたが、関東軍は満洲占領をねらって彼を爆殺した。
- (19) 「九一八事変」とも呼ぶ。一九三一年九月一八日、満洲奉天（今遼寧省瀋陽市）近郊の柳条湖の付近で、関東軍が日本の所有する南満洲鉄道（満鉄）の線路を爆破した謀略事件であった。これを中国軍による犯行と発表することで、満洲における軍事展開および占領の口実として利用し、のちに全面的攻撃に移った。第二次世界大戦のアジア戦場の幕開けとなった。
- (20) 山海関以西の地域である。満洲の範囲外のところである。中国明清以来、北方では、今の遼寧省、吉林省と黒龍江省に当たる地域が「関東」或は「関外」と呼ばれる。
- (21) 盧景貴訳『月理初編』百城書局、一九三六年。原著は、イギリスの数学者、天文学者 Ernest W. Brown（一八六六～一九三八）『An Introductory Treatise On The Lunar Theory』Cambridge University Press, 1896.
- (22) 崔可言の五男盧鶴紋が提供した、銭偉長主編『二〇世紀中国知名科学家学術成就概覽——天文卷：盧景貴伝』（科学出版社、二〇一一年）による。
- (23) W. Lee Shimmin, Shi Ming Wang, Shui Qing Wu. Hoff Lu :The Father of Nuclear Energy in China . Saint Michael's Press, 1998. また、盧永亮と呉水清ほか「盧鶴紋在核能領域中的卓越貢獻」（『自然弁証法通訊』二〇〇二年第一期、第七五頁～七九頁）。
- (24) 張作霖官邸及び私邸であった建物であるが、張学良の時期に「少帥府」と呼ばれた。指定史跡として、一九八八年一二月から博物館化し、現在「張氏帥府」と通称されている。
- (25) 第五夫人張寿懿は度胸があり礼儀もわきまえている女性といわれ、張作霖にかなり誇りに思われていた。常時の大帥府の内務を管理するが、軍隊視察の際、兵士へ訓戒を垂れたこともあったという。また、この第五夫人には、柳条湖事件の直後、張作霖が既に爆死させられた真相を隠すため、張作霖生死の情報を狙って大帥府まで来訪

した日本総領事吉田茂夫人に、円滑に対応した逸話もあった。

- (26) 張作霖の第六夫人馬氏は、最初に第五夫人の侍女の名義で大帥府に入った故、のちに第六夫人になった後も第五夫人と親しかった。二人は張作霖の死後、天津から台湾まで、第五夫人が一九六六年の死去まで共に暮らしていた。
- (27) 筆者が二〇一四年八月二八日に崔可言の五男盧鶴紋氏の家を訪れて、行ったインタビュー調査による。
- (28) 中国の古い習慣に沿って陰暦の年月日を用いる。西暦は一九九二年三月一日である。
- (29) 五男盧鶴紋氏が以前、母の崔可言から聞いた話により、崔可言の姉は崔可言より教職歴が長かったという。だが、具体的に何ヵ年かわからない。

第五章 日本社会やメディアとに映された中国人女子留学生像

はじめに

これまで奉天省が官費派遣した女子留学生の日本留学実態について考察の結果、実践女学校で学習に専念して、日本語、家政修身のほか、教育管理（教育理法、学校管理法、教育法、実地練習など）、心理要論、理科（植物、動物、鉱物、生理、衛生、化学、地理）、地理歴史、幾何算術、図画、体操、英語など一四、五科目を興味深く学んで、成績も優れている女学生もいたことがわかった。健康上や寄宿舎の生活に不慣れなことなどで、中退で帰国してしまった者もいたが、師範科と工芸科合わせて卒業率は七〇%以上に達していた。そして、彼女たちは日本留学の三年間に身に付けた知識や能力を生かして、帰国後東北地方の女子教育事業の発展にさまざまな形式で力を注いだことも明らかになっている。

しかしながら、これらの官費女子留学生は日本留学時において単なる孤立した、ひと塊の女子留学生ではなく、清末に生まれ育った日本留学を体験した中国人女性全体に属しているものであった。換言すれば、彼女たちは日本留学中に、必ずほかの女子留学生と付き合い合ったり、一緒に課外活動に参加したりしており、留学先の周りの人びとあるいは日本社会の視点からみたら、限られた集団とした「清国女学生」というしるしをつけられるようになった。それでは、当時の中国人女性が留学していたその時代の日本人或は日本社会は、これらの清末に海を渡ってきた女子留学生について、どういうイメージを持っていたのか、という疑問は自然に頭に浮かんでくる。本章は、その課題を究明するために、明治期の新聞の関連記事に基づいて、報道されている「清国女学生」像をまとめて、清末中国人女子留学生の群像を捉えてみる。また、日本女性作家宮本百合子（一八九九～一九五一）の小説『二つの庭』に登場している中国人女子留学生を例に、文学世界に反映している近代中国人女性の人物像を探る試みをして、日本メディアと文学に映された中国人女子留学生像を明らかにしていく。

一 明治期の新聞記事における「清国女学生」

日本では、十九世紀半ばから、西洋の先進諸国から積極的に技術を導入し、思想、教育などの面で西洋文明を吸収することによって社会全体の近代化が進められ、その情勢は明治期を貫いていたものであった。特に、その頃西欧の啓蒙思想の影響で女子教育や女性問題の論争が激しかった日本社会では、女性への関心が急速に強まっていった。ちょうどこの明治日本に留学していた清末の中国人女性については、元来想像上の「纏足」の姿をしながら、女学校の制服・束髪とを合わせられたという様子は、写真史料から見ることができるが、その日本の現実社会の雰囲気にも囲まれ、実際、どのような状況であったのだろうか。

今回、明治期の『読売新聞』と『東京朝日新聞』を調べてみた結果、清末女子留学生の日本留学に係る記事には、彼女たちの出身、年齢などの基本情報を始め、入学・学習・社会参加・卒業帰国に至るまで、一挙一動はつねに日本メディアの注目を浴びていたことが分かった。

1. 女子留学生の「新来」と「入学」

少人数にもかかわらず、日本の女学校に受け入れた清末の女子留学生たちについては、それぞれの入学情報が新聞記者の関心を寄せていた。一九〇二年六月十八日の『読売新聞』は、湖南、江蘇とその周辺出身の八名の女学生が、実践女学校と女子高等師範学校に入学したことを掲載している。八名のなか、曹麗雲（二二歳）と陳彦安（二一歳）二名を「既に人の妻にて」と特に指摘していた。これらの女子留学生は、清政府の電務局総弁の経蓮珊の引率下で日本に赴いた者であったという。

一九〇五年七月二三日の同紙の朝刊には、駐日公使楊枢や範源廉、楊度の協力下に、湖南省から二〇名の女学生が同月一八日より実践女学校の師範工芸科に収容されたと報道されている。彼女たちは「庶士の出多く年齢は四十八歳を頭として十四歳まで」と、一年間の速成留学を目指していた。

また、一九〇七年一〇月三日の同紙にも「十七名の清国女学生一時に入学」という見出しに、牛込区河田町の奎文美術高等女学校が今学期に一七名の中国人女子留学生を受け入れたことが記されている。この一七名の女子留学生は、湖南省の出身者が六名で、ほかに浙江三名と、江蘇、直隸、奉天各二名と、北京、山東各一名であった。年齢に関しては、母子関係のある者が七名に及んでいるため、一〇代から三〇代それぞれであった。そして、奎文美術高等女学校で造花、編物、裁縫、日本画、刺繍などを熱心に練習していたという。これらの中国人女性の多くは、振武学校などで留学中の男性の家族と共に留学してきたことも明らかされている。

以上三記事は、同時に入学人数の比較的に多い女子留学生に関するものであった。実際、家族と共に日本まで行って散在していた女性も少なくなかった。ただ、新聞記者にとっては、各々の入学情報の把握にはそれほど容易ではないことであった。

それに対して、官費派遣された女子留学生の日本留学には日本の新聞が重大な関心を寄せていた。まず、『読売新聞』には、一九〇七年四、五月に三回ほど奉天省官費女子留学生の到来を報道した。四月一日付けの朝刊では、清政府が「官費留学生を選抜して同校（実践女学校、筆者注）の新学期より入学せしむる筈にて何れも既に出発来航の途にある由なり」と予告したが、五月一日と二日に連続してこれらの女学生が着京し、入学したことを報道した。彼女たちは一〇代～二〇代の年齢で、漢軍廂白旗や廂藍旗の出身者もあったなどと触れられている。また、今回二〇名以上の女学生を一斉に受け入れたため、実践女学校の清国留学生部は、教場及び寄宿舍が狭隘になった現状に直面するようになった。それを解決する為に、奉天省が半額の建築費を補助し、実践女学校と共に校舎の拡大に協力する約束をしたと、二記事ともに言及していた。

一方、『東京朝日新聞』は奉天省の女子留学生の入学について、同年三月から九月にかけて、三回報道していた。三月三日付けの記事で、趙爾巽將軍が奉天省女子師範学堂から女子留学生二五名を日本の実践女学校に「留学せしむることに決定し不日出發の筈」と記述している。六月二三日には、五月二日に実践女学校に入学した奉天省の官費女学生について、服装や受講、運動そしてお互いの関係までも触れ、入学直後の状況を披露している。また、同紙九月一七日の記事は、「清国女子留学生の新来」を見出しに、「米国歴遊の帰途本邦に立寄り親しく我国の学事を視察」した経験のあった、奉天省農商局総辦熊希齡が五月二日に入学の「留学生の成績頗る良好なり」ということを知り、「信賴の念又弥々厚く今回第二回の留学生として新に自己の親戚なる趙顧玫（二十四）朱徽（二十五）の兩人を送り数日前同校に入学の手續を了し去十三日より寄宿せりと」という報道を追加した。

以上挙げた両新聞に載った記事は、主に当時日本留学の中国人女性の出身や、年齢、受け入れ校などの基本情報の紹介を中心に、入学前後の関連事情を記述しているものである。そのなかで、官費女学生派遣の背景にも少し触れたところがあった。ただ、これらの記事には、女子留学生の人数などの情報が、前章で行った史的考察の結果と食い違いが見られた。それは記者にとっては、取材の時点による女子留学生の情報も動的なものであったからと想像できる。

2. 熱心に研究している「清国女学生」

前節で挙げた明治期の新聞記事に記されているとおりに、清末女学生が日本の女学校に受け入れられると、主に美術や師範、工芸などの学科に所属されていた。これらの学科は、留学まで清朝の「女学」で四書五経などを習わせられた女性にとっては、知識のみならず技芸の上においても挑戦するものであつただろう。彼女たちが入学後、日本の女学校における学習は順調に進んでいるかどうか、寄宿生活の不慣れがあるか否かなどについては、明治期の新聞記事からも窺えることができる。

一九〇六年五月二六日の『読売新聞』の朝刊記事では、女子奎文美術学校に在学の女子留学生の九名には、一人が日本画を、そのほか裁縫、造花、編物などを専攻していると報道されている。彼女たちはいずれも既婚者で、そのうち三名が母となったが、日本語に通じて授業の通訳を担当できる者もいた。また、「数学をも学び居れるが西洋数学の教授を卒り昨今漸く加へ算に入りたる」というかなり学業が進んでいる女性もいた。この記事の末文では、「我国の尋常二年生位の所を人の妻となり母となり三十歳に近くして遥かに日本に来つて初学から就学するとは洵に嘉す可き事ならずや」と記者がそれを、日本女性の事情と比較しながら評価している。そこから、中国人女子留学生には、学習に対する執念とそれに挑戦する勇気を有している者も存在していたことが分かった。

美術を専門する女学生のほかに、東京蚕業講習所では、男子留学生や韓国の女学生と一緒に、製糸研究に励んでいた女子留学生の関連情報も披露されている。一九〇七年二月二三日の『東京朝日新聞』によると、潘英（三三歳）と葉若萱（二二歳）の二名は、「兩人の夫も皆同所に留学し居るが彼等は多少日本語を解し得るも講義の筆記等は矢張他生徒のを

借受けて漢譯し居れり」と、懸命に勉強していたという。而も毎週の水、木、金、土曜日の実習日を持って、「絲を紡ぐ事、真綿を延ばすこと、座繰、足踏、蘭生絲の検査等を」練習するようにしていた。夫婦共に留学しているが、この両女は「熱心に製絲の業を究め居れり」という留学の様子が描かれている。

また、師範や工芸などを学習していた女子留学生はさらに、授業の聴講や、手先の器用などにおいて抜きんでるようであった。例えば、一九〇七年六月二三日の『読売新聞』の記事から、同年五月に実践女学校に入学した二三名の奉天省の官費留学生について、入学の最初に日本語の能力が不十分のため、普通学よりも語学に重点をおいて教授されていたが、「日本語を以つて総べての事物を实地教授しつつあれば比較的語学の習得に敏捷なる彼等は遠からずして巧みに日本語を操るに至らん」と、学習の効果が期待できることが分かった。一年後、これらの女子留学生たちは果たして、「日本語は比較的早く覚える半年余も経つと一通りの話は出来るやうになる」と日本語の学力も向上してきた。この点については、女子留学生の留学実態について考察する際、第三章と四章で既に言及しているとおり、これらの女子留学生たちは、実践女学校の重大な行事や例年の卒業式などに於いて、日本語で祝辞や、謝辞・送辞などを口頭発表するに至っている。日本語の学習のみではなく、他の科目では、

又一般の成績も男留学生から見ると屑が少い、中に非常に抜けて善くできる者もあつて若手の中には折々日本の学生と一緒に試験をされても算術や幾何など立派に満点を取る者もあり又自ら望んで全科目共日本の学生と一緒に業を受けてゐる者もある、殊に彼らの得意なのは手先の仕事で造花や刺繍や編物など日本の学生も及ばぬぐらゐ器用にやる、卒業生の中には本国へ帰へつて堂々たる女学堂や工芸学校を起こしてゐる者も少なくない⁽¹⁾

というように日本人学生と一緒に試験を受けても、算数や幾何など満点を取れた者さえもいた。特に手芸に関係する科目は得意のようで、日本人学生よりも手先が器用であったと記されている。

これらの新聞記事から、日本留学中の清末女性には、学習に専念し、知識や技能などを身に付けて活用できる者も少なくなかった。

3. 女子留学生の「奮起」と「態度」

日本で留学していた女学生には、学習のかたわら、男子留学生と同様、革命運動や政治事件に対して敏感であった者もいた。一九〇三年に日本に留学していた中国人学生の中で、「拒俄運動」が起こった。ロシアが撤退条約を無視しているばかりか、強硬な態度で清政府を脅迫したからである。四月二八日の日本の新聞でそれを知った留学生たちは、騒ぎ出して、「切齒扼腕時事を横議」した。五月六日の『読売新聞』には、「清国女学生の奮起」を題に、女子留学生たちも活発な活動を組織していた様子が描かれている。

悲歌慷慨の壮士のみならず中には芙蓉を面となし楊柳を腰となせる可憐の処女も七八名花唇火を迸らし織手を戟して摂政御侮の索如何、俄国の暴状憎むべし、一死を賭して社稷を護するは妾等の当に努むべき所なりなどと縦横に弁じ立つる由なるが之に就て老儒の称ある某博士の言に曰く流石は数千年来蟄居主義の陋習を破り東瀛万里の天に笈を負へる程ありて鶯喉宛転乍ち蘇張をして辟易せしめ三寸の弓鞋も大地を踏裂んづ勢ひにて髭眉の男子を圧倒せり言ふ勿れ婦女の徳は只貞淑静を守るに在りと若し今日の危機を傍観し不幸にして社稷の傾覆を致さば彼等再び何れの国にか還へるできぞ孟蜀の花蕊婦人国亡びて後宋祖の宮中に拘せらるるや「君王城上樹降旗、妾在宮中那得知。四十万人齊解甲、会無一個是男兒」と其詩千古に伝称せらるるも徒らに無傷男子を罵倒せるのみ亡国の余韻果たして何の効果ある、若かず其未だ亡びざるに先ち大廈支持の力を尽さんには、婦女子にして既に此の如くんば懦夫も亦立つべし聞けば清国留学生の義勇同盟二千の多数に達し不日海を航し帰国の途に就き馬を長城の窟に飲ふ準備をなす覚悟なりと是亦巾幗者流の奮起によりて激動せられたるにはあらざるか⁽²⁾

実際、これらの女学生は、男子留学生が義勇隊を組織したことを聞いて、協力するために女子留学生の会議を開いた。参会者は涙を流しながらみんなで奮起しようと演説もした。女子留学生の運動参加について、「実にや英雄一怒為紅顔と頻りに其挙を賛せしが果たして然る理のものにや或ひは馬鹿馬鹿しと誇るもあらん」という評論を付け、記者が中立の立場を表明しているが、実際、これらの女子留学生たちは、日本社会において女性によって組織されている赤十字社篤志看護婦会に啓発され、「愛国心」を持つ国民としての義務を果たそうという意識を表した。

一九〇五年末、日本に留学していた中国人学生の間では、「取締規則」事件が起こった。この事件は、一九〇五年一月二日に文部省が「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」を公布した後に発生した、中国人留学生がそれに講義する学生運動であった。彼らはその規定にある「校外取締」や「性行為不良」などの言葉の使用に憤慨して、演説を行い、文部省に対する反対の声明を発表した。女子留学生たちも、実践女学校に在学している秋瑾を代表として選出した。彼女は中国人留学生会議に出席して「女性の愛国心を發揮せよ」と女子留学生に呼びかけて演説をし、同盟休校を提議した。

同年一二月二〇日の『毎日新聞』には、「清国女生の態度」と題する記事が報道された。その記事から、東洋女芸学校や実践女学校に留学していた女学生たちが二週間前に同盟休校に参加したことが分かった。実践女学校の場合、本教場にいた一六名の女子留学生は、学生の革命運動に反対主義の下田歌子の管理下に「平日の如く就学しつゝある」が、秋瑾と同じく分教場に留学していた女子留学生は「全然休学の有様にて何時でも出発のできる様行李を調へ居れり」。秋瑾をはじめ、姚寧生と黄輝の三名は「退学して他に下宿し次回の便船を待ちて帰国の途に就くべく」と報道された。また、ほかの一三名の女学生には、聶

緝熙（四八歳）、黄蕙裕（四三歳）、王勗（四二歳）などの「老女学生」は「あえて軽躁なる行動のなき様にと年少の同窓を戒めつゝある」の態度であった。この記事から、「取締規則」に反発した中国人留学生在が抗議の態度をしめたり、同盟休校をしたりする必要はないという新聞の立場が明らかであった。

しかし、日清戦争以降に、中国人留学生在は既に日本政府の侵略行為に憤懣を感じていた為、この事件を通して、胸いっぱいの強烈な民族責任感を表してきた。秋瑾を代表とする女子留学生在は国の一員として、愛国主義を具現した。東洋の女性教育の連帯を主張した、日本の教育家でもある下田歌子は、帝国婦人協会や日本愛国婦人会を組織したが、中国人女子留学生在が一九〇三年の「拒俄運動」と、一九〇五年の「取締規則」事件などの学生運動の参加には強く反対するという立場であった⁽³⁾。ここからも、明治日本の女子教育の根底、さらに中国人女性を対象に行った留学教育の実質も見えてこよう。

4. 女性団体の活動に出た「清国女学生」

清末の女子留学生在は、学習のほか、女性団体の活動にも参加していたことが、明治期の新聞記事にも掲載されている。

一九〇四年三月六日の『東京朝日新聞』には、女子留学生在が赤十字社篤志看護婦会に出席していたことを報道する記事があった。参加者は日本の宮内貴族婦人を始め、ほかの貴婦人数十名であったが、看護法や後出血などについての講演、包帯利用の注意事項の説明などが主な内容であったという。中国人女子留学生在がこの会に参加する切っ掛けとしては、前節で触れられた一九〇三年に中国人留学生在の「拒俄運動」のことがあった。「拒俄運動」が発生する前に、女子留学生在たちによる「日本留学女学生共愛会」が既に組織されていた。「二億女子を救い、元の権利を取り戻し、国家思想を持たせ、これを持って女子の国民の天職を自ら果たす」という目標であった⁽⁴⁾。

また、日本留学していた中国人女学生は「共愛会」（一九〇三年）のほかに、「中国留日女学生会」（一九〇六年）、「女子復権会」（一九〇七年）、「留日女学会」（一九一一年）などの組織を結成した⁽⁵⁾。一九〇八年一二月二六日の『東京朝日新聞』によると、秋瑾が留学中に組織した「白話会」の代わりに、二五日に神田三崎町一丁目の大成学館で「清国女子教育談話会」の発会式が挙げられたという。当日の講演者は、お茶の水の高等女学校主事篠田利英、学習院女子部教授安井哲子と中国人女性二、三名であったが、来賓は、胡惟徳勅使の母親をはじめ、公使館学生監督の担任などであった。そして、本会は、「社会上の新知識を開発して清国女学生を指導する」ことを方針とし、「一切男子の聴講を許さず」、東京に留学中の女学生八〇余名がすべて聴講するとされていた。

ほかには、一九〇五年四月七日の同紙においても、東洋婦人会が、今後鍋島榮子会長をはじめ、「長岡副会長、青太子爵邸其他会員の自邸、清国公使館等」において、次回四月十五日に清国公使館で開会すると、月に一回中日韓三カ国の女性のための談話会を開くという決議をした報道があった。これによって、日本留学中の中国人女学生も談話会に出席した可能性も考えられる。

以上、明治期の新聞に報道されている「清国女学生」の関係記事をまとめてみれば、日本留学していた清末の中国人女学生には、①初期は家族に連れられ、或は自費の女学生が多いことに対して、後期には官費資格を持つ者が増加、②名門貴族のような清末社会の上級階級の出身者が多い、③年齢の差が甚だ大きいのみならず、母子共に在学していた留学者が多かった、④学習に熱心で、政治や社会への関心も持っており、男子留学生に劣らないなどの性質があった。

このほかさらに、中国南部に出身の女学生は「比較的漢学の素養がある」が、「凡て纏足の習慣になっているから見るから苦しそうで麗をふらふらとさせながらも矢張り楽しげに手を振り身體を曲げなどして決して欠席することはない」⁽⁶⁾とイメージされているが、北方や奉天の辺りに出身の女学生は、「正直一方で柔順らしい、母国に何んな事が出来ようが頓着しない」⁽⁷⁾や、「纏足の風なければ南清婦女の如く歩行の困難なく従つて運動遊戯自由なり」⁽⁸⁾というような印象を与えていた。

二 小説における女子留学生の登場——宮本百合子『二つの庭』を例に

日本の女性作家宮本百合子によって書かれた自伝的小説『二つの庭』(一九四七)は、『伸子』(一九二八)に続いて、離婚後の主人公伸子が素子との共同成長を中心に描かれた小説で、後の『道標』(一九四八)と合わせて長編小説の三部作となっている。

明治三十年代に生まれた宮本百合子は、自信をモデルにして伸子という主人公の物語を戦後の小説『二つの庭』で語っていた。そのなかに、清末に生まれた戦前の中国人女学生の登場から、作家であり、女性解放思想の持ち主である彼女のような、日本人女性としての視線も映し出されている。中国人女子留学生が『二つの庭』に登場しているのは、全部で三つの場面であり、いずれも「十」の部分におさめられている。日本側の婦人としての主人公の伸子も、作家の身分で茶話会に招かれ、中国女性に対する好奇心に引かれたが、中国人女子留学生像に関する記憶も呼び出された。

1. 結髪と海老茶の袴に纏足という存在

伸子が通っていた女子大学の、崔という中国人女子留学生のことであった。「纏足した小さな足で」「めいさんの日本服にエビ茶の袴をはいていた」「むくんだような顔色の上に古風なひさし髪を結い」と描写されている。そして、留学生崔の「沈んだ顔色や言葉も足も不自由な姿」から、「日本の生活が中国の留学生にとって愉快なものでない」ということも伸子に判断された。

このような女子留学生は、明治期に日本の女学校でよく見かけた姿とほぼ同じであった。『東京朝日新聞』の記者が中国人女子留学生が在学している女学校を訪れたら、彼女たちは「服装は矢絣の単衣に海老茶の袴を着け下げ髪をリボンにて括り中には故国の風采のままなるもあれど坐臥進退の比較的日本化せられたる」というように描かれている⁽⁹⁾。ただ、纏足しているかないかは女学生の出身によるものであった。

2. 「中国女性の強さ」と「政治的な力量」

伸子がアメリカに留学している時、出会った中国人女子留学生のことが、茶話会に招かれたのをきっかけに、記憶のなかの中国人女学生の姿が呼び出されていた。当時伸子は、中国人女子留学生たちと一緒にアメリカの大学附属の寄宿舎暮らしをしていたため、彼女たちの「集団的な」活動ぶりは印象的だったという。彼女たちの「集団的な行動と、中国の実情を外国に知らそうとする熱心さ」に伸子が心を打たれて、「中国女性の強さと、政治的な力量のようなもの」などが印象的だったと叙述されている。

3. 女子教育権への弾圧に強い反論

『二つの庭』で中心的に展開されたのは、ある新聞社に招待される茶話会で出会った、三つ目の中国人女学生の登場であった。茶話会では、師範生らしい十六七人の「黒い髪を肩までのおかっぱにしてきりさげ、支那服を着て、きわめて行儀よく並んでいた」中国人女学生の見学団がみえた。司会者の話により、「新しい中国の教育のために活動しようとしている女性たちの希望ある前途を祝福する意味での小さい集り」とするのは、茶話会の目的であるという。通訳者を通して聞いた早川閑次郎（長谷川如是閑がモデル）の講演では、中国古代の孔子の「男女七歳にして席を同じゅうすべからずとか、女子と小人は養いがたしとか」という道徳は、「有益なことを親切に教えています」という話を紹介し、「男女同権を主張」するのは、「結局のところ女の不幸になる」、「男尊女卑ということは、女の樂園、パラダイスだと思う」との観点だった。最後に教育を受け、のちに教育者として活躍したい中国人女学生に、「下らない新しいがりはおやめになるのが賢明である」というアドバイスも早川先生は行った。

それに対して中国女学生たちは、通訳の終わりを待ちきれずに「シェンション！」「シェンション！」とどンドン手をあげて呼んだ。結局「茶色っぽい服を着た、ほっそりした体つきの女学生」が指名され、「ハヤカワ・シェンション」と合わせて三回呼びかけながら、「激怒した口調の中国語で」先生の意見に反対するという話をしたのである。

私たち中国の若い教育者は、真に故国を文明国とし、人民を幸福にしたいと希望している。早川先生の孔子に対する見解は、私たち中国の若いものが孔子を見ている見かたと正反対であります。孔子と儒教は、中国の女を不幸にし、若いものを老人の圧迫の下においている。恐らく日本でもそうでしょう。

という激しい反駁を伝えたという。また、

論争の中心点をそらした返答をうけて、女学生たちはしばらく沈黙した。やがて灰色っぽい綾織の服をきた、すこし年かさらしい一人の女学生が立って、努力して感情をおさえながら、自分たちが、中国を独立した文明国にしたいと願う心、民族を向上させたいと思っているところは、諷刺の問題ではないと思う、といった。

このような、女学生らが評論家早川の講演に対して不服・不満をたくさん持つという結果は、司会者側が予想していなかったらしい。その後の日本女学校校長の挨拶は、「日本と中国の友誼と文化の協力について、もともと印刷されているような言葉」だったという。「もう一人、婦人運動にしたがっている婦人の話があり、その人は、それぞれの国の貴重な伝統を新しい生活の中へ新しい形で生かしてゆくべきである、という意味のことをいった。」

小説の主人公伸子は、この茶話会の場面から、中国人女学生たちが孔子の話に腹立つだけでなく反論しようが日本語が不自由で不満を抑えていることも実感できるという。さらに一九二七年中国での上海大ストライキや、蒋介石の革命者弾圧・虐殺事件なども連想した。

官費で勉強している師範学校の女学生たちであるきょうの中国女学生たちは、そういう激しい中国の動きにどういう関心をもっているかはわからない。けれども激動する中国の空気はこれらの若い女学生の精神を敏感にしていることだけはたしかだった。彼女たちが、孔子の話に腹立つ感情は伸子にも実感されるのだった。

と結局、小説において伸子の中国人女学生に対する観察と心理活動を介して、作者が近代化が進んでいる社会に、女性が依然として面しなければならない激動する現実問題を示唆し評価している。

『二つの庭』は『伸子』、『道標』と並んで宮本百合子の自伝的な三部作であるが、宮本百合子がプロレタリア文学同盟を経て、戦後の文学運動に参加していた時期に、生き生きと描かれた茶話会の中国人女学生は、伸子の時代の記憶にある中国人女子留学生像とは全く異なり、鮮明的な対比の形で現れた。この三つの場面に映された中国人女学生の人物像は、ちょうど清末に生まれ育った中国人女性のそれぞれの縮図であった。

要するに、一九二〇年代を語った宮本百合子の小説でも、清末に生まれ育った南方出身の女学生が「纏足した小さな足」や「沈んだ顔色や言葉も足も不自由な姿」というのが典型的な様子であった。そのため、普通の日本人の考えでは、中国女子留学生像というのは、確かに纏足・着物・結髪という風で不自然な存在であることとされていたであろう。同時に、造花、編物、裁縫などの手芸の練習に留まらず、心理学、地理、算数、英語など師範科の学業を専念していた女子留学生は、女子教育の必要性をこの身で感じとっており、帰国後国の女子教育の近代化に活躍していた女子留学生は、『二つの庭』に伸子が、茶話会で出会った「観察のために眼と心とを鋭くひらいて東京へ」きた若い女性のようにであった。一方では、先覚的で西欧の自由民権思想を馴染んできた明治の女性の目には、封建社会に生きていた女性のわりには、かなり政治的な力量、特に自己主張という意欲が感じ取れていることが、小説の創作背景にあるかもしれない。

ついでに、作者の宮本百合子は、一九二〇年代という作品の時代に、茶話会の若い中国人女性の言動を介して、到底男尊女卑の立場の上からなる良妻賢母主義教育の日本女子教

育に反論を持っていたのである。日本の女子教育を学んだ中国人女性は、既に良妻賢母から男女同権へと、女性の社会的地位を求めながらと独立な思考様式を取るように行動していると示唆している。

まとめ

以上、明治期の『東京朝日新聞』、『読売新聞』と『毎日新聞』に報道されている「清国女学生」の関連記事と、宮本百合子の小説『二つの庭』にある中国人女学生の描写を取り出して、さまざまな日本留学の清末中国人女性像をまとめた。

清末の中国人女子日本留学生は、実践女学校のほか、東亜女学校や高等奎文女子美術学校、日本女子大学校、東洋女芸学校、女子音楽学校など二〇校余の日本女学校に受け入れられ留学していた。一九〇七年に女子留学生の人数は一三九名に達し、一九一〇年までに毎年百名以上の清末の女性が日本の女学校に在学していた⁽¹⁰⁾。周一川によっては、「名門出身」が多く、「異国で勉学に励み、新文明、新思想に触れ、組織と雑誌を作って」、国内にいる女性同胞と「反帝・反封建闘争及び女権運動に参加して、中国の女性の覚醒に貢献をした」などの共通性を指摘されている⁽¹¹⁾。一方、下田歌子の目から見た清末女子日本留学生たちには、「三つの長所があげられる。一つ、聡明で、学習がよくできる。一つ、交際が上手で対応も宜しい。一つ、性格が明るく、アメリカの女性によく似ている⁽¹²⁾」

要するに、明治期において、日本社会やメディアに映されていた中国人女子留学生像としては、多様な性質を持っていた。新聞記事を通して、出身は中国南方のほうが多かったようだが、年齢はそれぞれであり、母子や親族関係のある女性も同校する場合も少なくなかったという。奉天省の官費女子留学生の大多数のごとく、学習や研究に熱心な女学生もあれば、秋瑾のように女性解放運動や愛国運動に身を投じた女学生も少なくなかった。

また、宮本百合子の小説では、外国に留学や見学の目的で来日した中国人女性像については、孔子の説を挙げながら男尊女卑のままでいいと主張している「早川先生」に反論を出したり、「政治的」性質や「強さ」のあるなどがイメージされたりしたと描かれ、評価されている。決して「封建的、儒教的な不動性のなかのあれら永劫の流浪民」、「よそもの」⁽¹³⁾のような生きものではない、そういう女性像が鮮明である。これについては、中国の清末民初に理想的な女性モデルが花木蘭、ジャンヌ・ダルクやロラン夫人、ピーチャーあるいはソフィアたちであった⁽¹⁴⁾ということから考えれば、理屈に合う文学的人物像の設定となっているだろう。一方、水田宗子が宮本百合子の『伸子』にいて指摘しているとおり、それを「真に作品としたのは、敗戦であり、戦後の女子解放思想であった」や、近代文学における「女性像が社会や歴史の変化を敏感に反映するよりは、原理についてステレオタイプとして描かれつづけてきた⁽¹⁵⁾」ものであった。『二つの庭』もその意味でほぼ同じだと考えられる。つまり、戦前の中国人女性が登場した作品である『二つの庭』自体と、作者の思想、読者の思想の間には、一九二〇年代という時代の歴史と社会背景が確定され、女

性教育はもちろん、女性の国民としての一切の権利まで求める解放運動で、女性たちが自ら覚醒し反論を主張することなどによって、近代中国人女性像が形成している。

注：

- (1) 『東京朝日新聞』一九〇八年一二月二八日、朝刊、六頁。
- (2) 『読売新聞』一九〇三年五月六日、朝刊、四頁。
- (3) 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年、一二八～一三〇頁。
- (4) 黄福慶『清末留日学生』台北中央研究院近代史研究專刊三四、一九七五年、二六六頁。
- (5) 石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」『史論』、一九八三年三月、四一頁。
- (6) 『東京朝日新聞』一九〇八年一二月二八日、朝刊、六頁。
- (7) 同上、一九一一年五月二十七日、朝刊、六頁。
- (8) 同上、一九〇七年六月二三日、朝刊、六頁。
- (9) 同上、一九〇七年六月二三日、朝刊、六頁。
- (10) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、八四頁。
- (11) 周一川「清末・民国初年における日本留学中国人女子学生像の変遷」『お茶の水女子大学人間文化研究年報』一九九五年、第一九号、二-七〇頁。
- (12) 下田歌子「教育中国婦女の事」『順天時報』一九〇七年一月一二日。崔淑芬「近代中国における女子留学」『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』一八、二〇〇七年八月、一四九頁。
- (13) ジュリア・クリステヴァ著、丸山静ほか訳『中国の女たち』せりか書房、一九八一年、一二〇頁。
- (14) 孫峰茗「清末日本留学女子学生から見る明治良妻賢母主義教育の影—「中国新女界雑誌」を通して」『言葉と文化』第三号、二〇〇七年、一一六頁。
- (15) 水田宗子『ヒロインからヒーローへ』田畑書店、一九九二年、二一～二二頁。

終章 中国女性史における清末女性の日本留学の意義と位置づけ

本研究は、今までの中国人日本留学史の研究成果のなかで十分な注目を集められていない、一九〇七年に奉天省が実践女学校に派遣した官費女学生の、日本留学史の実態の究明を主な目的としている。このような課題を設定の上、奉天省の女子師範生の日本留学の前後を中心に、留学生を派遣する歴史的背景から、女子留学生の人数と名簿をめぐる再検証と留学実態、及び彼女たちの卒業と帰国に至るまで、新たな中日両国の文献資料を発掘し、総合的な分析を通して追跡してきた。同時に、その中の一人崔可言という留学生の、遺族へのインタビュー調査も行い、個人例の研究を通して、彼女の留学が実現できた要因や留学そのものが彼女の人生へ与えた影響などを含めて、可能な限り、女学生像を掘り出して検討してきた。このプロセスは、本研究の基盤であり、本論分の核になっている。

しかし、奉天省が清末に日本に派遣した女子留学生たちは、生まれそだった清末といい、留学先の明治日本社会といい、その限られた時代や空間においては、孤立した断片或は小単位の人の集まりだけではなかった。清末に生きていた女性という身分で政府の官費資格を得て日本留学に派遣された一方、留学中に日本社会の視線によって眼差された「清国女学生」として、船を降りて異国の土に足をつけた瞬間から帰国するまで、ずっと印付けられていた。そのため、これらの女子留学生を清末女性の全体に入れて考えなければならないだろう。さて、日本社会やメディアに映された清末女性の日本留学像はいったいどのようなものであろうか。それを明らかにすることを目指して、明治期の新聞記事（『東京朝日新聞』と『読売新聞』を主として）や、近代女性作家宮本百合子の『二つに庭』を例に、日本社会に反映していた中国人女学生のイメージをまとめてきた。ひとくち清末という時代の女性の日本留学でも、留学に至る経緯や留学の目的、留学中に日本社会との接触などの面においては、さまざまな留学実態を、彼女たちが経験して、そして異なる形で留学後の人生の軌跡や社会にもたらしたことは明らかになっている。

換言すれば、清末における中国人女性の日本留学には多様な性質が発見され、その多様性というものは、最初の清末女子留学生金雅妹⁽¹⁾をはじめ、周一川の研究でまとめて考察した初期の「随伴留学生」と学生運動や革命運動に活躍していた愛国女学生⁽¹⁾、および奉天省の官費女学生に至るまで、さまざまな日本留学のパターンに現れている。ここでいう清末女性の日本留学の多様性については、直接的な要因としては女子留学生の個人的な身の回りの環境によるものであるが、その根底には、歴史時代のゆえのみならず、世界的国際関係、西欧思想の影響、そして中国革命運動などが総合的に働いた結果でもあり、客観的な産物でもあった。いずれにせよ、清末女性の日本留学は実際に、近代中国女子教育の発展のみならず、女性解放運動と近代革命運動にも積極的な役割を果たした。

一 清末女性の日本留学の多様性について

清末における近代中国人女性の海外留学は、男性とは全く違ったものであった。そこには、二千年来の封建社会の歴史的背景が一番大きな原因があった。男尊女卑の社会根底には、女子が家庭においても社会においても従属的な地位に置かれている。女子の日本留学においても、だいたい仕事や留学の関係で日本で滞在している父兄に随伴して、日本の女学校などで学課を修めるのは、清末における最初の形態であった。周一川氏の考察によって、一八七〇年代日本に行った浙江省出身の金雅妹が、日本留学の最初の中国人女性であった。彼女は、養父マッカーサーというアメリカ人宣教師に日本まで連れて来られたことがきっかけで、日本で約十数年間教育を受けた⁽²⁾。その後、二〇世紀初め頃になって、日本の実践女学校や東亜女学校に受け入れられた女子留学生は、ほとんど家族や親戚の関係による者であった。例えば、当時実践女学校の最初の中国人卒業生銭豊保（夫銭稻孫）と陳彦安（夫章宗祥）と二人とも典型的な代表人物であった。しかし、周知の通り、家族を国において自費で日本に赴いた後、革命運動の道に辿った「女傑」といわれている秋瑾のような中国人女性もいた。秋瑾は日本留学中に、日本人女性の愛国行動に啓発され、国の女性解放を呼びかけ、革命運動に身を投じた激しくて短い一生を過ごした。日本留学経験もある、中国人女性としての強い印象を後世に残した。秋瑾をはじめとする留学中に革命運動や女性団体に積極的に参加した女性の群像が、彼女らの活躍を通して明らかされている。まとめて言えば、今までの研究のなかで、周一川によって「社会的危機・民族的危機に直面していた清末の女子留学生は、日本において、個別的な学問より社会を学習する方を重視した」⁽³⁾と指摘されている。それに対して、本研究では、奉天省が派遣した官費女子留学生を対象に、清政府の監督機関や留学先の実践女学校をめぐって史料を収集し、総合分析の結果として、もう一部の中国人女性の留学史を補足する試みをした。

しかし、これらの女学生の留学実態を日本社会に映っている「清国女学生」像と関連して分析してみたら、留学目的や留学意欲の有無か、留学中の管理監督の体制化、帰国後に恵まれた環境などによるものであることが分かった。ここで、一九〇七年に奉天省の官費女子留学生崔可言と、周知の女性革命家であった秋瑾の日本留学との比較を例にして、分析していく。

まず、明確な留学目的や強烈的な留学する意欲の有無である。ほぼ三〇歳の時に留学した秋瑾に対して、崔可言は、一五歳未満で実践女学校に派遣された。いわば「無知の者は恐れず」のように、ただ父親の勧めに従っただけで受動的に日本へ留学に行った。かなり子供の教育を重んじて自由な家庭に生まれ、また師範在学の際に官費で派遣する留学の資格を得た崔可言は、秋瑾のように封建的束縛から逃げ出そうという自発的な目的も持たず、積極的に留学機会を求める体験もしなかった。崔可言にとって、日本留学とは、単に教育

重視の父親の指示に従い、受動的に教育を受けたことであったことが明白である。

次に、官費派遣の留学生として、崔可言たちは実践女学校や清国遊学生監督処などに厳格に管理されていたことである。実践女学校の清国留学生部の規則から、崔可言のような女子留学生たちが、衣食住の生活や学習などの多方面において、舎監や教諭の許可なしに自由に行動することを禁止されたことは明らかである。同時に、官費派遣のため、経済的に不自由なくとも、清国遊学監督処や清国の公使館などから制約されていた。清国皇帝皇太后両宮の崩御で数回の哀悼式から、実践女学校と清政府によって行われた留学生監督の厳しさが窺える。それらは、崔可言が実践女学校で師範科の勉強に専念し、平穏な留学生生活を終えることができた客観的な要因となった。秋瑾の場合は、一九〇四年八月に日本人の友人服部繁子の紹介で実践女学校に入学したが、間もなく男子留学生と一緒に革命運動に活躍していた。日頃から演説したり、日本亡命した女性陳擷芬、潘英などと「実行共愛会」を改組して、女性雑誌や女学論文などに力を注いでいた。それゆえに、実践女学校での学業は十分想像できるだろう。秋瑾は「取締事件」の直後帰国するまで、足かけ一年半しか日本にいない、日本留学は短期間に終わった。

また、女性として尊重され、自由に活躍できる環境に恵まれたことである。日本留学で帰国後、崔可言は女学校の教員として約二年間仕事をして、同じく知識を重んじる盧景貴と結婚した。夫の盧景貴は、アメリカへの四年間ほどの留学の影響と考えられるが、女性を尊重し自由にさせる方針で、生活のことはすべて妻に安心して任せていた。仕事の面でも、崔可言から手助けをもらったこともあったという。また、盧景貴の義兄弟に当たった張作霖には夫人が六人もいたのは言うまでもなく、ほかの奉天の官僚には夫人を二人以上持っていた男性が一般的であったが、盧景貴の場合は、崔可言のほかには特別な女性はいなかった。このような尊重しあう夫婦関係は、当時の官僚や名士には稀なものであった。つまり、崔可言の帰国後の人生には、明治日本の「良妻賢母」育成のための女子教育による影響があまり見えず、同時に夫婦関係や子供教育の面において男性中心の家父長制という思想の残余も少なかった。

一方、これらの中国人女性が留学していた日本は、明治期そのものにある時代背景もあった。西欧から影響を受けたフェミニズム運動も活発化し、近代的女性解放や男女同権を求める運動思想も溢れていた。一九一〇年ごろ、那須塩原事件を機に、性差別や男尊女卑の社会で抑圧された女性の自我の解放を意識した平塚らいてうをモデルに描かれた『煤煙』（森田草平）や、ほかの女性作家が連載した文学作品および、のちに創刊した『青鞥』に集まった女性解放運動家の論説など、彼女らは「良妻賢母」の教育へ強く反発した。それも清末の女子留学生が多様化する性質を導いた一つの大きな要因であるかと考えるのは、中国人女子留学生を対象に考察する際には、甚だ深い意味のあるテーマであり、今後の課題となっている。

二 良妻賢母主義という留学教育の実質とその背後

前述のとおり、清末の中国人女性が日本の女学校で留学して、手芸や師範、美術などを学習するのは一般的であり、ほとんど良妻賢母思想に基づいた中等教育に当る水準であった。所謂良妻賢母思想は、小山静子が「明治啓蒙期における賢母論にその端を發し、日清戦争後の女子教育論の隆盛、高等女学校の公布という状況の中で、国家公認の女子教育理念としての地位を確立した女性観であった⁽⁴⁾」と指摘しているとおおり、その成立はちょうど、清末女性が日本に赴き始めた明治三十年代始め、即ち二〇世紀の初め頃であった。

一方、中国では、第一次アヘン戦争の敗北から、その後一連の通商や布教など特権付きの条約を締結した後、宣教師による西洋の教堂、学校、病院などが入り始めた。そのなか、西洋列強の軍事的侵入や西欧帝国主義の政治、経済政策と密接に関わっている教会女学校は、布教の目的と同時に、欧米の女性解放や男女教育平等などの理念を中国社会に導入して、旧来の倫理道徳に大きな衝撃を与えた。しかし、西欧列強のみならず、清朝は日本やロシアからも侵略を受けられ、相次ぐ敗戦のために立国基盤は動揺し始めた。清政府の革新官僚や有識者による「維新変法」が提唱されるなか、女子教育の必要性も唱えられ、ようやく一九〇四年に清政府の学部によってはじめて女子教育に言及したが、家庭教育に内包される規則から、やはり本格的な女子教育を制限し、女性の社会活動に対して予防線を引いたとみえる⁽⁵⁾。

その時期に、教会女学堂のほか、中国人教育先覚者による女子教育思想も提唱され、女学堂なども出現した。近代中国教育史における早期の女子教育の提唱者は、近代中国の啓蒙思想家梁啓超とされている。一八九八年に、中国人による初めての女学校「中国女学堂」が上海で開設され、梁啓超は「中国女学堂」のために書いた「倡設女学堂」のなかで、正式に「賢妻良母」の養成を女子教育の目的であると主張している。この「賢妻良母」という教育方針は、それ以降の中国近現代の女子学校教育の主旨となっていた⁽⁶⁾。ところが、政治環境の急変で、「中国女学堂」は二年も経たないうちに閉校せざるをえなかった。その後、各地で設立された一連の女学校も教育経費や、生徒の人数などの原因で短命を避けられなかった。そういう背景に、既に女子教育の必要性を意識してきた清末の中国人は、近代的体制を取り入れた日本の女子教育に目を転じた。良妻賢母思想を鼓吹しながら、日本女学校の教科書や日本人教員など教育の至るところで影響を受けていた。明治日本の女子教育は、「為政者としては良妻賢母を作って、富国強兵のために賢い国民を作ろうという考え⁽⁷⁾」が理念であった。同時に、前述したとおり、明治政府から政治的野心も働いていた上で、清末女性の日本留学が歴史の舞台に上がるようになった。

しかし、梁啓超の「強国保種」論が代表であった清末革新派の提唱や、下田歌子の「帝

国のため、男のため」という女子教育論と違って、国家・民族の危機を直面していた清末の女性のなかに、日本留学中に西洋思想、社会制度に感動し、女性としての自立・救国などの使命感が強くなった者も少なくなかった。彼女たちは、国内の女性雑誌『女学報』、『女子世界』などで文章を発表して、「女性に人権を返せ」という時代的要求を呼びかけ、女性解放のスローガンを提唱した。⁽⁸⁾ 河南省出身の女子留学生燕斌（煉石）は、一九〇七年に発刊された『中国新女界雑誌』の編集長に務め、執筆者たちと女性の伝記、基礎的な科学知識の解説や、留学中の寄宿生活、女性による新思想などを雑誌に掲載し、「男性と同じも目線で話し合える」知識と地位を持つ新しい女性像を目指していることを、『中国新女界雑誌』の発刊詞からうかがえる⁽⁹⁾。

このような中日両国の歴史背景を遡ってみたら、清末女性の日本留学の実質は日本の良妻賢母思想に基づいた女子教育である根底には、近代欧米の女子教育理念が旧来の儒教思想が基盤とした東方文化への衝撃の結果であるとも言えるだろう。

欧米の女性解放運動は、既に一七八九年にフランスにおける「人間宣言」の発表から始まった。この宣言は女性の教育、経済、政治的諸権利から展開され、私法上の権利までも要求した⁽¹⁰⁾。日本は江戸時代から、西欧の近代的思想と接触し始め、政治体制においては女性が容易に入らないが、女性による現実直視と批判の合理的な知的精神は、文明開化の風潮とともに成長してきた。この女性解放の思いは、西洋から婦人論・教育論の直訳としてではなく、日本女性自身にある痛切な響きを持っており、特に女性をめぐる社会制度、メディア、教育の発展によって、女性表現という形で現れていた⁽¹¹⁾。その雰囲気の中、自由民権者やキリスト教の女性は女性論を演説し、雑誌に掲載した。中島湘煙の演説に感奮して民権運動に参加した女性、『青鞥』で「新しい女性」について貞操問題、墮胎問題、売娼制度など女性を巡る社会問題を論争した女性達⁽¹²⁾は、良妻賢母が女性の道と見なされた明治末年から大正へと展開され、実際の日本社会やメディアに主導的な思想勢力であった。

その思想・論争で激動中の日本社会のなかに、清末女性が留学を経験したのであった。現在は史料の限りで、彼女たちは街頭で演説した日本女性と出会った瞬間の表情や、或は新聞や雑誌を通して、どのような内容の評論、文字裏の意味をどれぐらい読み取って考え込んでいたかなどについては、未知のままに止まっている。ところが、これらの中国人女性留学生は、明治日本に生きて活躍していた女権論者、解放先覚者たちとの同時代性を持っていたことは疑いない。それゆえ、日本留学の清末女性には、留学生会での演説や女性雑誌の創刊などをした秋瑾、「女学を新興、女権を恢復、国民としての役割を果たす」を主旨とする「共愛会」を組織した胡彬夏、「中国留日女学生会」を設立した湖北出身の李之登など、女権と中華民族の振興を主張した女子日本留学生も出現した。彼女たちは、女性雑誌への投稿や演説会などを通して、国内にいる女性の同胞に女性解放思想を伝え、近代中

国女性の解放運動に先駆的な役割を働いた。

そのため、良妻賢母思想に基づいた日本女学校の留学教育を受けていたが、清末の中国人女性は個人的原因、例えば異なった出身地方や、家庭教育、帰国後の環境などによって、日本留学の目的や意欲から、修業学科、帰国後の人生の軌跡まで、さまざまな女性の姿で登場する一方、明治日本の社会・メディアに溢れている「新しい女性」をめぐる論争のなか、異国の女性としての成長とともに、必ず何らかの形で異質な影響を与えられたと想像できる。史実としては、専門女学校の学業に専念して、学校教育が提供した知識を身につけ、帰国後女子教育に従事していた女性もあれば、生まれそだった封建社会の雰囲気と違う西欧の啓蒙思想を、敏捷に感じ取っており、女性に対して改めて権利と地位を思考し、自由と平等を提唱する女性解放運動家もあった。崔可言のような、キリスト教思想に影響された出身の女学生と、陳擷芬、秋瑾や何香凝のような女性解放運動家、革命家とは、留学目的や意欲の有無と関係なく、いずれも西欧の女性解放思想に直接か間接的に影響され、中国近代女性史において、一人ひとり生き生きとした女性像を表した。

三 中国女性史における意義と位置づけ

清末女性の日本留学は、まだ国内で女子ための本格化な教育が成立していない時代に地平を切り開こうとした真に意味深い試みである。留学経験を持った女学生自身からいうと、「内憂外患」という清末に、まだ纏足のまま自由に歩けない女性が多かった時代、国境を越えて、異国の文化を味わいながら外国語を操る女性と交流することは、どれほど豊かな人生体験であろう。実践女学校の最初の中国女子留学卒業生の一人、夫錢稻孫と共に日本留学していた錢豊保（本名包豊保）の姑単士厘は、外交官の夫錢恂に日本まで連れられ、下田歌子の『家政学』を翻訳した纏足の女性であった。一九〇三年に夫について日本から中国上海、朝鮮、ロシアを回り、纏足の足で二ヵ月半の旅行見聞を日記で記録し、のちに『癸卯旅行記』を出版した。この中国人女性によってはじめて書かれた旅行記の中で、単士厘は息子の嫁錢豊保二人と大阪の博覧会を参観したと記しており、息子を含めて家族の若者四人が同時に日本留学していることを自慢していた⁽¹³⁾。また、女子教育の推奨、纏足への批判など知識女性としての観点を主張し、日本の女性について「国民」という言い方にも感心していた⁽¹⁴⁾。単士厘は女子留学生ではなかったが、女性特有の視点から当時の日本社会の雰囲気を感取っていた、一つの証拠となっているだろう。彼女も含めて、また女子留学生など明治日本に暮していた清末の女性たちは、旅行や留学の形で「外地」体験をしているなか、それまでの封建社会に「異質なものを価値として取り入れることによる再生、新生が必然的な現実になっていく過程を表している⁽¹⁵⁾」ため、近代中国人女性史における女性の自己表現、思想変革や文化変容などとの繋がりがうかがえる。

また、帰国後の女子留学生について、これまでの考察によっては、奉天省が官費で派遣した女学生たちの場合、帰国後に女子教育に従事する者が多かったことが分かったが、一九三〇年代から第二次世界大戦の勃発により、特に「満洲政権」の支配下にあった東北地方においては、女性の社会進出はほとんどなくなった。にもかかわらず、崔可言のような女性は、異国留学と生活の経験を家庭の管理や子育てに活用しながら、社会へ教育経験のある女性としての働きを果たしたことが、彼女の人生軌跡や遺族の陳述からも窺える。

このほかに、革命に投身した秋瑾、何香凝、女権運動の先駆者の林宗素、唐群英、張漢英、名門出身の康有為の娘康同荷、楊度の娘楊荘、陳範の娘陳擷芬などがいた。また、のちに辛亥革命に命を捧げた方声洞の妻王穎、姉の方君瑛もいた。彼女たちは帰国後の生き方と生活は様々であったが、ほとんど帝国主義、封建主義に反対する愛国民主、抗日救国の運動に投身した⁽¹⁶⁾。中国女性史研究において、彼女たちは女性世界への影響を重視するのみならず、社会活動を通して中国社会の進歩と女性地位の向上に大きな役割を果たした⁽¹⁷⁾ という意味では、清末女性の日本留学は中国人女性のあり方、近代社会における彼女たちの生き方などについての探索に、かけがえのない積極的な影響を与えていた。

要するに、本研究は、奉天省が派遣した官費女子留学生を中心に、清末に生まれて多様な日本留学を経験した女性についての考察を通して、近代中国人日本留学史研究の空白を埋めるのみならず、近代中国女性史における画期的な一頁を明らかにし、近代中国の女子教育が、女子学制改革、民族主義運動及び女権運動に深く関わっていたことに証拠を提供している。「女性」というものは、「近代」、「国家」、「民族」、「独立」、「解放」などの政治概念に密接に関連し並列しており⁽¹⁸⁾、女性の自立や地位の向上も、近代化というものと結び付いてきたのであった⁽¹⁹⁾。女性は排斥するものではない、排斥されるものでもない。どんな世界情勢でも、そんな政治環境でも、女性が男性と肩を並べて人類の歴史を描いているものである。清末に日本留学の女性は単に中国人留学生史の一般的な登場人物のみではなく、近代中国女性史、同時に中国近代史のヒロインという役割を担っていたのである。さらに、日本留学をはじめ、近代中国に生まれ育った女性たちが海外留学で多様な「女性の移動」を果たして、その移動は、ジェンダー・女性学という視点からみて、「その移動が文化や社会制度などを変容させる大きな力になってきた⁽²⁰⁾」と、想像以上に世界的な影響力を及ぼすものとなっているだろう。そこには今後の研究につながっている課題がある。

注：

- (1) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、五五～九四頁。
- (2) 同上、第五六頁。

- (3) 周一川「清末・民国初年における日本留学中国人女子学生像の変遷」『お茶の水女子大学人間文化研究年報』一九九五年、第一九号、二一六五頁。
- (4) 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九一年、五一～五二頁。
- (5) 夏曉紅『纏足をほどいた女たち』朝日新聞社、一九九八年、五三頁。
- (6) 崔淑芬『中国女子教育史—古代から一九四八年まで』中国書店、二〇〇七年、一七〇～一七三頁。
- (7) 濱田麻矢「帝国日本の内外一女の衣服と言葉」(水田宗子編『外地と表現』学校法人城西大学出版会、二〇一五年所収)、一七〇頁。
- (8) 周一川「清末・民国初年における日本留学中国人女子学生像の変遷」『お茶の水女子大学人間文化研究年報』一九九五年、第一九号、二一六五頁。
- (9) 関根ふみ「中国の教育近代化と女性への影響—『中国新女界雑誌』に見える女性観の考察を中心として」『慶応義塾外国語教育研究』第九号、二〇一二年、一三～二二頁。
- (10) 崔淑芬『中国女子教育史—古代から一九四八年まで』中国書店、二〇〇七年、一五四頁。
- (11) 北田幸恵『書く女たち—江戸から明治のメディア・文学・ジェンダーを読む』学藝書林、二〇〇七年、二〇頁。
- (12) 岩淵宏子『『青鞜』と日本女子大学校—平塚らいてうと成瀬仁蔵』「新しい女」研究会編『『青鞜』と世界の「新しい女」たち』翰林書房、二〇一一年、九頁。
- (13) 当時、駐日公使銭恂の息子銭稻孫、銭稔孫、娘の婿董鴻禕と息子の嫁銭豊保同時に日本留学していた。邱巍『吳興銭家—近代学術文化家族的断裂与传承』浙江大学出版社、二〇〇九年、二一九頁。
- (14) 陳暉『近代化と中国女性の生き方—中国近・現代女性史として—』城西国際大学国際文化教育センター、一九九九年、五四頁。
- (15) 水田宗子編『外地と表現』学校法人城西大学出版会、二〇一五年、二五七頁。
- (16) 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、九五頁。
- (17) 王曉丹『歴史鏡像—社会変遷与近代中国女性生活』雲南大学出版社、二〇一一年、九四頁。
- (18) 張念『性別政治与国家—論中国婦女解放』商務印書館、二〇一四年、三〇四頁。
- (19) 水田宗子編『ジェンダーとアジア』学校法人城西大学出版会、二〇一六年、二三三頁。
- (20) 水田宗子編『家父長制とジェンダー』学校法人城西大学出版会、二〇一四年、二九八頁。

参考史料（五〇音順）

- 王樹楠ら編『奉天通志』東北文史叢書編集委員会、一九八三年
- 学生タイムス社『学生タイムス』一九〇七年一月一五日
- 「学部咨留日女生酌定補官費弁法札飭提学司遵照文」『大清法規大全』卷七、一九一〇年
- 「学部奏定女子小学堂章程」『大清光緒新法令』第一三冊、一九〇七年
- 下田歌子データベース『下田歌子関係資料』
- 実践女学校『支那留学生證書臺帳』
- 実践女学校『奉天官費生学資一切契約書』
- 実践女学校『欧羅巴大陸地誌』
- 実践女子学園八十年史編纂委員会編『実践女子学園八十年史』実践女子学園、一九八〇年
- 実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編『実践女子学園一〇〇年史』実践女子学園、二〇〇一年
- 『順天時報』一九〇六～一九〇七年
- 『女子世界』第二卷六号、一九〇七年
- 徐世昌ら編『東三省政略』吉林文史出版社、一九八九年
- 『盛京時報』一九〇七年三月一日
- 中国第一歴史档案馆所蔵趙爾巽全宗档案第一七七号～一七九号、マイクロ文献
- 帝国婦人協会『日本婦人』一八九九年一二月～一九一〇年九月
- 『東方雜誌』第二卷第六期、一九〇五年
- 『東京朝日新聞』一九〇四～一九一一年
- 遊学生監督処『官報』一九〇六～一九一〇年
- 『読売新聞』一九〇二～一九〇七年

参考文献（五〇音順）

1. 著書

- 阿部洋『中国の近代化と明治日本』福村出版、一九九〇年。
- 王晓丹『歴史鏡像——社会変遷与近代中国女性生活』雲南大学出版社、二〇一一年
- 大里浩秋、孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、二〇〇二年
- 大里浩秋、孫安石編『近現代中国人日本留学生の諸相：「管理」と「交流」を中心に』御茶の水書房、二〇一五年
- 大庭脩、王晓秋『日中文化交流史叢書・歴史』大修館書店、一九九五年
- 夏曉紅『纏足をほどいた女たち』朝日新聞社、一九九八年
- 上垣外憲一『日本留学と革命運動』東京大学出版会、一九八二年
- 北田幸恵『書く女たち——江戸から明治のメディア・文学・ジェンダーを読む』学藝書林、二〇〇七年
- 暨南大学歴史系（等）編『記念廖仲愷何香凝』文物出版社、一九八七年
- 邱巍『吳興錢家——近代學術文化家族的断裂与伝承』浙江大学出版社、二〇〇九年
- 嚴安生『日本留学精神史——近代中国知識人の軌跡』岩波書店、一九九一年
- 黄尊三著、さねとうけいしゅう・佐藤三郎訳『清国人日本留学日記』東方書店、一九八六年
- 黄福慶『清末留日学生』台北・中央研究院近代史研究所、一九七五年
- 小島淑男『留日学生の辛亥革命』青木書店、一九八九年
- 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九一年
- 崔淑芬『中国女子教育史——古代から一九四八年まで』中国書店、二〇〇七年
- 桜井役著、土屋忠雄解説『女子教育史』日本図書センター、一九八一年
- 実藤恵秀『中国人日本留学史』くろしお出版、一九四九年、同書増補版一九七〇年
- 実藤恵秀『中国人日本留学史稿』日華学会、一九三九年
- シャルル・メイユール著、辻由美訳『中国女性の歴史』白水社、一九九五年
- 周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年
- ジュリア・クリステヴァ著、丸山静ほか訳『中国の女たち』せりか書房、一九八一年
- 尚小明『留日学生与清末新政』江西教育出版社、二〇〇七年
- 尚明軒『何香凝伝』北京出版社、一九九四年
- 舒新城『近代中国留学史』中華書局、一九二七年
- 錢偉長主編『二〇世紀中国知名科学家學術成就概覽——天文卷：盧景貴伝』科学出版社、二〇一一年
- 孫石月『中国近代女子留学史』中国和平出版社、一九九五年
- 武田泰淳『秋風秋雨人を愁殺す：秋瑾女士伝』筑摩書房、一九八五年
- 段躍中『現代中国人の日本留学』明石書店、二〇〇三年
- 中国女性史研究会編『中国女性解放の先駆者たち』日中出版、一九八四年

- 中国女性史研究会編『中国女性の一〇〇年—史料にみる歩み』青木書店、二〇〇四年
- 張念『性別政治与国家—論中国婦女解放』商務印書館、二〇一四年
- 陳学恂『中国教育史研究（近代分卷）』華東師範大学出版社、二〇〇九年
- 陳暉『近代化と中国女性の生き方—中国近・現代女性史として—』城西国際大学国際文化教育センター、一九九九年
- 仲俊二郎『凜として—近代日本女子教育の先駆者下田歌子』栄光出版社、二〇一四年
- 永田圭介『競雄女侠伝：中国女性革命詩人秋瑾の生涯』編集工房ノア、二〇〇四年
- 水田宗子『ヒロインからヒーローへ』田畑書店、一九九二年
- 水田宗子編『外地と表現』学校法人城西大学出版会、二〇一五年
- 水田宗子編『家父長制とジェンダー』学校法人城西大学出版会、二〇一四年
- 水田宗子編『ジェンダーとアジア』学校法人城西大学出版会、二〇一六年
- 宮本百合子『二つの庭』（日本文学全集 22）河出書房、一九七〇年
- 山崎純一『教育からみた中国女性史資料の研究—『女四書』と『新婦譜』三部書—』明治書院、一九八六年
- 李喜所『近代中国的留学生』人民出版社、一九八七年
- 李喜所『中国留学通史（晚清卷）』広東教育出版社、二〇一〇年
- 李又寧、張玉法編『近代中國女權運動史料：一八四二～一九一一』伝記文学社、一九七五年
- 劉振生『近代東北人留学日本史』民族出版社、二〇一五年
- 劉振生『満州国日本留学史研究』吉林大学出版社、二〇〇四年

2. 論文・報告

- 飯塚幸子、大井三代子「下田歌子と家政学」『実践女子短期大学紀要』二八号、二〇〇七年三月、一～一三頁
- 石井洋子「辛亥革命期の留日女子学生」『史論』三六号、一九八三年三月、三一～五四頁
- 石井洋子「中国女子留学生名簿一九〇一～一九一九」『辛亥革命研究』第二号、一九八二年三月、四九頁～六九頁
- 岩淵宏子『『青鞜』と日本女子大学校——平塚らいてうと成瀬仁蔵』（「新しい女」研究会編『『青鞜』と世界の「新しい女」たち』翰林書房、二〇一一年所収）、九～三二頁
- 蔭山雅博「清末奉天省の教育近代化過程—初等教育の普及過程を中心として—」『調査研究報告』四〇号、一九九三年六月号、七九～一〇五頁
- 上沼八郎「下田歌子と中国人女子留学生——実践女学校「中国留学生部」を中心として——」『実践女子大学文学部紀要』第二五集、一九八三年、六一～八五頁
- 川島真「日本と台湾における清末民初留日学生関係資料——中国留日学生監督処文献・外務部檔案・教育部檔案」『中国研究月報』五五七号、一九九四年七月、三一～四一頁
- 胡穎「『官報』からみる清末日本留学生の生活実状について—医療問題を中心として—」『ア

- ジア文化研究』一六号、二〇〇九年六月、七七頁～九〇頁
- 胡穎「清国留学生教育協議会」について『アジア文化：総合文化誌』三〇号、二〇〇八年一二月、五一頁～六二頁
- 胡穎「清末留日学生の留学経費について——公費生を中心に」（大里浩秋、孫安石編『近現代中国人日本留学生の諸相—「管理」と「交流」を中心に』御茶の水書房、二〇一五年所収）、四五～七九頁
- 崔淑芬「近代中国における女子留学」『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』一八号、二〇〇七年八月、一四一～一五五頁
- 周一川「清末・民国初年における日本留学中国人女子学生像の変遷」『お茶の水女子大学人間文化研究年報』一九九五年、第一九号、二一六五～七一頁
- 周一川「清末留日学生中的女性」『歴史研究』一九八九年第六期、四九～六四頁
- 謝長法「清末的留日女学生」『近代史研究』一九九五年第二期、二七二～二七九頁
- 初国卿「中国近現代女性期刊剪影」『中国近現代女性期刊匯編』（二）線装書局、二〇〇七年、序言
- 関根ふみ「中国の教育近代化と女性への影響—『中国新女界雑誌』に見える女性観の考察を中心として」『慶応義塾外国語教育研究』第九号、二〇一二年、一三～二二頁
- 孫峰茗「清末日本留学女子学生から見る明治良妻賢母主義教育の影—「中国新女界雑誌」を通して」『言葉と文化』八号、二〇〇七年三月、一〇三～一一九頁
- 竹内理樺「何香凝と日本留学」（法政大学国際日本学研究所編『「日本意識」の根底を探る：日本留学と東アジア的「知」の大循環』法政大学国際日本学研究所、二〇一四年所収）、二六三～二八六頁
- 竹内理樺「国民革命と何香凝」『国際文化学』二号、二〇〇〇年三月、三五～四八頁
- 竹内理樺『中国国民党革命委員会の研究—何香凝の活動と思想的変遷を通じて』神戸大学博士論文、博士(学術)、二〇〇二年
- 張曉明「論清末奉天地区女学」『鞍山師範学院学報』二〇一四年第五期、二七～三〇頁
- 陳燕燕「近代中国における「女国民」の誕生」『人文社会科学研究』第一九号、二〇〇九年、二二八～二四八頁
- 陳暉『明治教育家成瀬仁蔵のアジアへの影響—家族改革をめぐる』第一六六回日文研フォーラム、国際日本文化研究センター主催、二〇〇三年十一月一日
- 成田静香「ある中国人女性の神戸における医療伝道—金雅妹の前半生」『人文論究』四八(三)、一九九八年一二月、一七四～一八八頁
- 濱田麻矢「帝国日本の内外—女の衣服と言葉」（水田宗子編『外地と表現』学校法人城西大学出版社、二〇一五年所収）、一六九～一九八頁
- 楊曉「中国伝統女学的終結与近代女子教育的勃興——戊戌变法時期女学思想探析」『學術研究』、一九九五年第五期、七八～八二頁
- 李皓「趙爾巽与奉天新式教育的崛起」『歴史档案』、二〇〇九年第二期、一〇四～一一二頁

李潤沢「清末の近代教育普及と教育をめぐる日中の相克—奉天省の状況を中心にして」『法
政大学大学院紀要』第六五号、二〇一〇年、五三～七五頁

麗澤生「秋瑾自筆『滬上有感』のことども」『清末小説研究』第四号、一九八〇年、三六五
～三六六頁

謝辞

本論文の執筆にあたり、実に多くの方々にお世話になって、感謝の意を表したいと存じます。

まず、城西国際大学院に入学し、研究ができたことは、日中連携大学院の設立や運営にご尽力くださった日中両国の先生方のおかげであり、衷心より感謝の意を述べさせていただきます。博士課程への進学及び本論文のテーマの設定にあたり、修士課程の恩師でもあった王秋菊先生からは貴重なアドバイスをいただき、日頃の研究の悩みや問題などを親身になって話を聞いていただきました。本研究を進めるにあたり、指導教員の北田幸恵先生には、丁寧なご指導をいただき、いつも暖かい励ましの言葉をかけてくださいましたことに深く感謝の意を申し上げます。先生のご指導がなければ、この論文の完成はなかったと思います。杜鳳剛先生、陳岩先生には、中国人留学生史研究をめぐる先行研究や史料の調査方法に関して、多大な教示をいただいただけでなく、史的考察と論述の細部まで貴重なご指摘をいただきました。また、博士課程入学して以来、水田宗子先生、三木紀人先生、岡田美也子先生、倉林真砂斗、袁福之先生をはじめ、連携大学院の先生方にも、有益なコメントを数多くいただきました。

その他、七年間の研究や論文の作成にご支持ご助言をくださった日本及び中国の友人、東北大学の同僚、学生など実に多くの方々にお世話になったことにも感謝の意を表したいと存じます。

また、博士課程在学中に、住友化学株式会社から多大なご支援をいただいたことにも、お礼を申し上げます。

留学生遺族のインタビュー調査にご協力をくださった、吳水清教授、崔可言の遺族盧鶴紋、盧鶴維、盧鶴柏兄弟とご家族の皆様にご心からお礼を申し上げます。

最後に、学位論文をまとめるまでの長い期間、常に理解と愛情を持って励まし、大いに支えてくれた家族に深く感謝の意を表したいと思います。

付録

一 一九〇七年に奉天省が官費派遣した女子留学生病氣診察・入院記録一覧

	氏名	時間	診察回数	医薬費	入院期限	入院(病院)	治療費(入院日数、応扣額)	誌号
1	周秀貞	1908.8	2	7.8 円	/	/	/	22
		1908.8	1	0.4 円	/	/	/	22
		/	/	/	1909.3.8-4.8	至誠	101.4 円 32 日 19.2 円	29
		1909.4	2	3.85 円	/	/	/	30
		1909.6	1	6.2 円	/	/	/	32
		1909.12	1	0.2 円	/	/	/	38
		1910.4	2	28 円	/	/	/	42
		1910.5	1	12 円	/	/	/	43
2	馮淑歆	1908.8	1	0.27 円	/	/	/	22
3	韓淑娃	1908.8	1	1.96 円	/	/	/	22
		1908.8	1	0.71 円	/	/	/	22
		1909.1	2	8.16 円	/	/	/	27
		1909.2	2	2.73 円	/	/	/	28
		1909.4	2	0.29 円	/	/	/	30
		1909.5	1	1 円	/	/	/	31
		1909.6	2	10.8 円	/	/	/	32
		1909.7	1	6 円	/	/	/	33
		1909.8	1	0.05 円	/	/	/	34
		1910.2	1	1.1 円	/	/	/	39
		1909.10	1	0.38 円	/	/	/	36
		/	/	/	1909.3.21-4.7	脳病院	30.58 円、 18 日 10.8 円	31
		/	/	/	1909.6.17-6.25	東京病院	24.46 円、 9 日 5.4 円	32
		/	/	/	1909.6.26	東京病院	3.23 円、 1 日 0.6 円	33
1910.3	1	9.12 円	/	/	/	41		
/	/	/	1910.4.2-4.20	赤坂	70 円、 19 日 11.4 円	42		
4	崔可言	1908.9	1	5.5 円	/	/	/	22
		1910.2	1	1.5 円	/	/	/	39
		1910.4	1	2.2 円	/	/	/	42
5	曾淑琛	1908.8	1	0.1 円	/	/	/	22
		1908.11	1	1.47 円	/	/	/	25
		1909.7	1	0.1 円	/	/	/	33
		1909.12	1	0.82 円	/	/	/	38
6	馬淑桓	1908.8	1	1.27 円	/	/	/	22
7	陳崑玉	1908.8	2	1.62 円	/	/	/	22
		1908.11	1	3 円	/	/	/	25
		1908.12	3	7.2 円	/	/	/	26
		/	/	/	1908.11.1-11.6	山田	22.1.5 円	26
		1909.4	1	1.7 円	/	/	/	30
1909.5	2	9.5 円	/	/	/	31		

		1909.6	1	1円	/	/	/	32
		/	/	/	1909.5.17-5.26	至誠	37円 10日6円	32
8	陶淑鳳	1908.8	2	3.64円	/	/	/	22
		/	/	/	1908.12.25-12.31	楠田	7.7円、 7日4.2円	27
		1908.11	1	6.8円	/	/	/	25
		/	/	/	1909.1.1-1.30	楠田	43.4円、 30日18円	28
		1909.2	1	2.34円	/	/	/	28
		1909.7	1	4.5円	/	/	/	33
		/	/	/	1909.12.25- 1910.1.8	楠田	33.83円、 15日9円	39
		1910.5	2	8.95円	/	/	/	43
9	徐錦屏	1908.8	1	0.3円	/	/	/	22
		1908.12	1	3.6円	/	/	/	26
		1909.4	2	0.65円	/	/	/	30
		1909.8	1	0.46円	/	/	/	34
		1909.10	1	0.51円	/	/	/	36
		1909.11	1	1円	/	/	/	37
		1909.12	2	18.02円	/	/	/	38
		1910.2	1	2.73円	/	/	/	39
		1910.4	2	22.43円	/	/	/	42
		1910.5	3	2.98円	/	/	/	43
10	徐秀榮	1908.8	1	0.1円	/	/	/	22
		1908.11	2	2.33円	/	/	/	25
		1908.12	2	0.74円	/	/	/	26
		1909.3	1	1.15円	/	/	/	29
		1909.4	1	1.4円	/	/	/	30
		1909.5	3	8.78円	/	/	/	31
		1909.6	1	3.31円	/	/	/	32
		1909.7	1	3.85円	/	/	/	33
		1909.8	2	14.72円	/	/	/	34
		1909.10	2	10.09円	/	/	/	36
		1909.11	1	7.69円	/	/	/	37
		1909.12	3	34.96円	/	/	/	38
		1910.2	1	14.89円	/	/	/	39
		1910.2	1	5.5円	/	/	/	40
		1910.3	2	30.595 円	/	/	/	41
		1910.4	1	5円	/	/	/	42
		1910.5	1	18.55円	/	/	/	43
1910.6	1	3円	/	/	/	44		
1910.7	1	13.8円	/	/	/	45		
1910.12	1	10.5円	/	/	/	50		
11	楊啓東	1908.8		6.83円	/	/	/	22
		1908.12	3	3.85円	/	/	/	26
		/	/	/	1908.12.25-12.31	楠田	14.7円、 7日4.2円	27
		/	/	/	1909.1.1-1.30	楠田	44.36円、 30日18円	28
		1909.2	1	8.4円	/	/	/	28
		1909.4	2	1.41円	/	/	/	30
		1909.8	1	0.1円	/	/	/	34
		1909.10	1	1.2円	/	/	/	36
1909.12	1	2.85円	/	/	/	38		

		/	/	/	1909.12.25- 1910.1.8	楠田	32.2円、 15日9円	39
		1910.2	1	0.87円	/	/	/	39
		1910.4	1	7.23円	/	/	/	42
		1910.5	2	2.69円	/	/	/	43
12	韓淑玉	1908.8	1	2.8円	/	/	/	22
		1909.8	1	0.2円	/	/	/	34
13	耿桂英	1908.8	1	6.63円	/	/	/	22
		1908.8	1	3.82円	/	/	/	22
		1908.11	1	1.24円	/	/	/	25
		1908.12	4	9.41円	/	/	/	26
		1909.1	2	13.36円	/	/	/	27
		/	/	/	1909.1.16-2.15	金杉	187.7円、 31日18.6円	28
		1909.2	1	1.3円	/	/	/	28
		/	/	/	1909.2.1	順天堂	2.7円、 1日0.6円	29
		/	/	/	1909.2.26-3.25	東京病院	91.48円、 28日16.8円	29
		/	/	/	1909.3.26-4.8	東京病院	57.1円、 14日8.4円	30
		/	/	/	1909.4.24-5.17	東京病院	111.37円、 24日14.4円	32
		1909.6	2	21.74円	/	/	/	32
		1909.7	1	6.3円	/	/	/	33
		1909.11	1	1.81円	/	/	/	37
		/	/	/	1910.1.7-1.25	杏雲堂	69.48円、 19日11.4円	39
		1910.2	3	7.23円	/	/	/	39
		/	/	/	1910.1.26-2.13	杏雲堂	71.63円、 19日11.4円	40
		/	/	/	1910.2.13-2.20	産科婦人科	53.49円、 8日4.8円	40
		/	/	/	1910.2.11-3.30	婦人科	111.7円、 28日16.8円	41
		/	/	/	1910.3.21-4.31	産科	252.64円、 42日25.2円	42
		1910.4	1	0.6円	/	/	/	42
		/	/	/	1910.5.1-5.18	産科婦人科	116.56円、 18日10.8円	43
		1910.5	2	4.36円	/	/	/	43
14	陶淑貞	1907.11.23	1	/	/	順天堂	/	12
		1908.5.25	1	/	/	順天堂	/	18
		1908.8	1	8.43	/	/	/	22
		1908.8		1円	/	/	/	22
		1908.11	1	2.08円	/	順天堂	/	25

		1908.12	3	4.51 円	/	/	/	26
		1909.1	1	1.05 円	/	/	/	27
		1909.2	1	2.1 円	/	/	/	28
		1909.3	1	2.17 円	/	/	/	29
		/	/	/	1909.3.16-3.25	/	30.56 円	29
		1909.6	1	0.98 円	/	/	/	32
		1909.7	1	8.2 円	/	/	/	33
		1909.10	1	1.56 円	/	/	/	36
		1909.11	1	2.3 円	/	/	/	37
		1910.2	1	10 円	/	/	/	39
		1910.2	1	0.35 円	/	/	/	40
		1910.3	1	26.82 円	/	/	/	41
		1910.4	1	25 円	/	/	/	42
		1910.5	1	6 円	/	/	/	43
		1910.6	2	46.6 円	/	/	/	44
15	李錫錦	1908.8	1	2.23 円	/	/	/	22
		1908.11	1	2 円	/	/	/	25
		1908.12	1	0.15 円	/	/	/	26
		1909.2	1	0.56 円	/	/	/	28
		1909.6	1	1.65 円	/	/	/	32
		1909.7	2	3.6 円	/	/	/	33
		1909.7	1	0.3 円	/	/	/	34
		1909.9	2	6.34 円	/	/	/	35
		1909.10	1	0.3 円	/	/	/	36
		/	/	/	1909.11.14-11.21		36.2 円、 8 日 4.8 円	38
		1909.12	3	11.73 円	/	/	/	38
		1910.3	1	2.15 円	/	金杉	/	41
		/	/	/	1910.4.2-4.20	赤坂	70.45 円、 19 日 11.4 円	42
16	張珺	1908.8		0.1 円	/	/	/	22
		1909.1	1	5.92 円	/	/	/	27
		1909.2	1	1.96 円	/	/	/	28
		/	/	/	1909.3.23-4.6	胃腸	47.03 円、 15 日 9 円	30
		1909.4	2	1.18 円	/	/	/	30
		1909.7	1	2.6 円	/	/	/	33
		1909.8	1	0.4 円	/	/	/	34
17	蕭延蘊	1908.8		0.98 円	/	/	/	22
		1908.11	1	5.92 円	/	/	/	25
		1908.12	3	2.54 円	/	/	/	26
		1909.4	2	0.35 円	/	/	/	30
		1909.5	1	9.42 円	/	/	/	31
		/	/	/	1909.6.1-6.8	胃腸	35.6 円	32
		/	/	/	1909.6.22-7.13	胃腸	110.81 円、 22 日 13.2 円	33
		1909.8	1	1 円	/	/	/	34
18	陶淑仙	1908.8		0.2 円	/	/	/	22
		1908.11	1	1.05 円	/	/	/	25
		1908.11	1	6.75 円	/	/	/	25
		1909.1	1	8.95 円	/	/	/	27
		1909.3	1	2 円	/	/	/	29
		1909.4	2	1.18 円	/	/	/	30

19	東静涵	/	/	/	1908. 4. 25	胃腸病院		17
		/	/	/	1908. 6. 2-7. 5	胃腸病院	139 円	22
		1908. 8	1	11. 43 円	/	/	/	22
		1908. 11	3	9. 98 円	/	/	/	26
		1909. 1	2	8. 66 円	/	/	/	27
		1909. 2	1	1. 96 円	/	/	/	28
		/	/	/	1909. 3. 9-3. 16、 3. 21-4. 7	脳病院	46. 52 円、 26 日 15. 6 円	31
		1909. 5	1	1 円	/	/	/	31
		1909. 6	1	2. 15 円	/	/	/	32
		1909. 7	1	2. 43 円	/	/	/	33
		1909. 10	1	2. 15 円	/	/	/	36
		1909. 12	1	3. 38 円	/	/	/	38
		1910. 2	1	1. 08 円	/	/	/	39
20	呉汝震	1908. 8	5	4. 8 円	/	/	/	22
		1908. 8	1	0. 45 円	/	/	/	22
		1908. 12	1	1. 4 円	/	/	/	26
		1909. 1	2	4. 53 円	/	/	/	27
		1909. 4	2	5. 45 円	/	/	/	30
		1909. 5	1	2. 75 円	/	/	/	31
		1909. 6	1	3. 12 円	/	/	/	32
		1909. 7	3	1. 75 円	/	/	/	33
		/	/	/	1909. 7. 22-7. 31	順天堂	22. 1 円、 11 日 6. 6 円	34
		1909. 8	2	6. 7 円	/	/	/	34
		1909. 12	1	4. 02 円	/	/	/	38
1910. 3	2	2 円	/	/	/	41		
21	郭珊	1909. 8	1	3. 25 円	/	/	/	34
		1909. 9	1	5. 23 円	/	/	/	35
		1910. 3	1	0. 8 円	/	/	/	41
22	郭華	/	/	/	/	/		
23	饒儀先	1908. 8	1	4. 11 円	/	/	/	22
		1908. 10	1	8. 29 円	/	/	学校来单補 支	24

*この一覧は、主として一九〇八年～一九一〇年の『官報』「調査報告」の欄に掲載された毎月の「送病院学生及医薬費細数並応扣住院費表（留学生入院医療費・診察医薬費の統計表）」の統計に基づいて、筆者が作成したものである。

*なお、『官報』には留学生が入院して医療を受けた場合、その病院名が明記されているが、ただ診察を受けて薬をもらった場合、病院名は記入されないことになっている。また、第 25 期からは西暦で記され、それまでは陰暦としている。

二 奉天省の官費女子留学生崔可言の遺族へのインタビュー

1. 盧鶴紋の自宅でのインタビュー

時間：二〇一四年八月二八日

場所：盧鶴紋の自宅にて

方法：対談、録音

盧鶴紋 一九二六年生まれ、崔可言の五男。一九四七年燕京大学入学、のち南開大学に転学、経済学科卒業。南開大学、天津外貿学院講師、副教授。天津市港務局、天津市政治協商委員会副秘書長など歴任。退職後天津に住む。子供は一男一女。

馬：まずお母さんが留学前のことをご紹介していただけますか。

盧：母は一八九二年陰暦の四月二三日の生まれで、小さい頃から私塾で勉強した。当時彼女の父親つまり私の祖父が私塾の先生だったから、その私塾で勉強した可能性が高いです。(写真を出す)この人は祖父です。彼は知識人で、キリスト教の信徒でもあった。子供が五人で、私の母が次女で、ちょうど真ん中の子だから、姉妹兄弟それぞれ一人がいました。祖父は河北省の出身だったが、瀋陽に家を作って、私塾で四書五経を教えていた。のちに、学堂で教鞭をとっていた。(手書きの原稿を出す)言い忘れないように、私は記憶のなかから祖父に関する情報を整理しておきました。差し上げます。

馬：ご用心どうもありがとうございます。お祖父さんはキリスト教の信徒でしたね。子供のお母さんたちも、みんなキリスト教信徒だったのでしょうか。

盧：いいえ。母の話によりますと、五人の子供たちは誰もキリスト教を信じなかったのです。これも私たち子女に理解できないところなんです。また、母と彼女の姉妹とも纏足をさせられなかったです。これはキリスト教に影響された祖父の立場から理解しやすいことですが、どうせ纏足は女性の健康を損なう中国封建社会の悪習で、キリスト教の思想に許せないということだからね。母と一緒に留学した女学生には、纏足をしていた女性もいたし、ほかに纏足をしなかった女性もいたそうです。私は母の実家にいったことがなかったが、一番目の姉が行ったことがあって、母の実家は現在の瀋陽市周辺の田舎に当たるところで、それほど大きくないが、二つの中庭のあった四合院だったそうです。母は、五歳頃から私塾で習字をはじめ、十歳ごろに小学堂に入学し、その後奉天省女子師範学堂で勉強したそうです。

馬：お母さんは奉天省女子師範学堂の在学生として、官費資格を持って、一九〇七年に日本の実践女学校に派遣されたことが明らかにされてきたんですね。お母さんから、そのときに選抜試験や基準あるかどうかなど聞いていらっしやいましたか。

盧：それは聞いてなかったが、当時の師範学堂は現在の小学程度や中学程度のどれかにあたるかは分からないもんですね。でも、母は小さいごろから勉強好きで、成績も優れ

て、特に習字が得意だったそうです。祖父はそれを自慢していたことも聞きました。私たち大学時代や留学の時にも、母親からとてもきれいな楷書で書かれた手紙をもらったことがあったんです。母が留学に行くとき、実家は金持ちの家でもないが、中流以上の家庭のようでした。当時、彼女の母親つまり私の祖母を含めて、ほかの家族から強く反対されて、母もどうしたらいいのかと迷っていましたが、彼女の父親は、やはりキリスト教の影響で開明的な考え方から、娘に日本留学を勧めた。日本の女子教育がより進んでいることが理由で、新しい知識を身につけさせようと、母に期待を持っていたためでしょうか、最後に勝手に次女を留学させることを決めてしまったのだ。

馬：お母さんは実践女学校に入学されたのは一九〇七年ということですね。留学中のことについて、お母さんからどのように思われていましたか。

盧：母は一九〇七年に留学する時、未だ一五歳未満だったの。いつも留学が四年間だと言ったんですが、帰国するのは四年目で、六学期という可能性が高いと私が推測しております。周一川先生の著書の附録に、母の卒業日の記録が二回と記されていることに気づきまして、とても不思議に思います。また、母一人だけではなく、ほかの数名の女学生にもそのような複数の卒業日を記されているようです。

馬：私も、彼女たちの卒業日の記録に矛盾しているところにも気づきました。それで、新しい史料を探して、彼女たちの卒業日について再検証できました。結果として、まずお母さんは一九一〇年三月二六日に師範科を卒業したことを確認できました。また、お母さん崔可言が一九〇九年に実践女学校の一〇周年創立記念式において、祝辞を述べたことを記す資料も見つかりました。『日本婦人』という雑誌の記事に載っているものですが、コピーしておきましたので、差し上げます。ぜひご記念に。

盧：誠にありがとうございます。これは何より大切なものです。母から聞いたことが全くありませんが、家族のものはきっとみんな喜びます。本当に感謝でいっぱいです。実は実践女学校で留学中のことについて、母から少し聞いたのは、学校の先生や学生はみんな優しく、親切に扱ってくれたということなど。もっとも、彼女たちはホームシックで非常に苦しかったようで、寝る前に、みんなで家族のことを話し合いながら、涙をこぼし泣いていたこともよくあったという。そのとき、彼女の先に入学した中国人の女子留学生の先輩たちが慰めに来て、留学していた秋瑾の話为例にして「家族のことを思いださないで、せつかく留学する機会を得ているのだから、このようにめそめそしたりするより、もっと時間を惜しんで必死に勉学することが肝心だ」という話だったの。

馬：あの時代に、留学することは一〇代ぐらいの女の子にとって、確かに大変なことでしたね。外国でいろいろな困難を乗り越えなければ、卒業できないということは、今にも想像できますね。お母さんは卒業して帰国後、どんな仕事をしましたか。

盧：母は帰国した後、瀋陽市大南関女子小学校に勤めていた。記憶のなかで、母がいつも

「しばらく女学校に勤めていた」と言ったんですが、私は、母が一九一二年に父と結婚して、一九一四年に一番上の兄が生まれたので、計算するとその頃まで約三、四年間ぐらい教師の仕事をしたと思います。どうせその時代ですから、女性が母となった後も仕事をする可能性は低かったのではないかと。また父親の実家は経済的余裕のあったようで、嫁に教職を続けさせることはないだろう。兄が生まれる前に、父親は奉天省の官費でアメリカに派遣され留学にいったので、一九一六年に母が二歳の兄を連れて、アメリカへ行ってそこで三人家族で暮らし始めました。それから、二番目の兄が生まれて、研究に熱心な父親がイリノイ大学を卒業して、機械工学学士号をとった後、パデュー大学の大学院に進学して、修士学位を目指して研究を進めました。けれども、途中で奉天省政府から留学生帰国令が届いたので、仕方がなく家族四人で国に帰ってという。

馬：お母さんはアメリカに暮らしている時、仕事などをしましたか。

盧：それは聞いておりませんでした。多分家庭の主婦だけだったと思います。父は留学生なので、二人の兄の世話もあるしね。でも、アメリカでの生活については、東西文化の違いをつくづく感じてきたとよく言いました。例えば、女性がね、子供を産んだら、中国の習慣では一ヶ月特別療養で、冷たい食べ物や複雑な家事など絶対だめだということに対して、アメリカのほうは一切自由で、アイスクリーム食べたいなら好きにどうぞというほど全く休養しない習慣でした。それにしても産婦にもなにか不具合も生じなかったという。母にとってその体験が印象的だったから、私たち子女はみんな覚えております。

馬：お母さんは一〇代に日本に留学して、結婚後アメリカの生活体験ができ、本当に豊かな若年時代を過ごしていましたね。

盧：そうですね。母はアメリカから帰国後に、父の仕事の関係で「東北王」張作霖の「大帥府」の家庭教師をしていました。奉天にいた約十年間、張作霖の夫人たちとお嬢様に読み書きなどを教えて、いつも「崔先生」と呼ばれて、非常に尊敬されていたので、自由に大帥府に出入りもできるほどだった。そのとき、大帥府には夫人が六人もいたのですが、全府の内務をおさめたのは張作霖の第五夫人張寿懿で、母は、張寿懿との付き合いが一番深くて長かったという。うちが天津へ移り住んで間もなく、第五夫人は第六夫人と二人で天津へ避難するようになりました。それ以降一九四八年に第五夫人は台湾へ行くまで天津に住んでいたもので、正月や節句のたびに、母と二人で必ずお互いの家までお祝いの挨拶にいらしたという。私の記憶のなかに、春節に来訪した張寿懿夫人に跪いて叩頭し、敬意を表したこともありました。第五夫人は夫の張作霖を支えてきた父親に対して、いつも正式なお礼をしましたが、子供や家族の教師として尊敬の念を抱いた母とは、二人で親しく会話を交わしていたことがよくありました。

馬：盧さんはどこで生まれましたか。ご両親がアメリカから帰国ご、お祖父さんの家に住んでいましたか。

盧：両親は二人の兄と一緒に帰国したとき、しばらく父親の実家に住んでいました。私の一番上の姉の話ですが、祖父の家は瀋陽市内にあって、大きい四合院だったという。私はこの前に仕事で瀋陽に出張した時、友人を頼んで、祖父の家を探してみたが、失敗でした。けれども、私が生まれたときに、両親が自分で建てた三階建ての住宅が見つかりました。写真を持ってありますよ。(写真を出す) ほら、これです。住所は六緯路一〇号で、この間瀋陽に旅行に行ったとき、まだあることを確認しました。現在でもあるはずだと思います。私は両親、姉妹兄弟とそこで五年間ぐらい住んで、裏の庭が大きくて、とうもろこしが植えていた記憶があります。

馬：ご一家は天津へ避難に行くというのは、どのようなことでしたか、ご紹介いただけませんか。

盧：父はアメリカから帰国後、しばらく奉天省工業専門学校の創立に協力して、主任教授を担当していた。アメリカで学んだ蒸気機関の技術が抜きんでいたので、間もなく張作霖に四洮鐵路管理局局長、兼洮昂鐵路工程局局長に命じられた。一九二八年に東三省交通委員会総務処主任会員の職に就き、委員会の業務全般を実際に担っていた。この部分は資料の中にあります。(資料を示す) その年、張作霖が日本関東軍に暗殺された。父は張作霖の息子張学良の指示のもとで、日本の南満洲鉄道に対抗するための新しい幹線鉄道を計画し、奉天省の鐵路建設に心血を注いでいました。でも、一九三一年の柳条湖事件の後、張学良が不抵抗・撤退の命令を出して、日本関東軍から、鐵路関係の要職を務めていた父に「協力してもらえば、一家の安全を守ってあげる」という意のメッセージが伝えられてきました。手術をうけたばかりの父は、それを聞いて、絶対に「漢奸」にならないと決心して、迷わず上り汽車を呼び、家族そろって山海関内へ避難して行きました。そして、仕事関係の友人や隣の人などに「行きたいのなら、一緒でもかまわない」と教えて、息子六人、娘三人合わせて一人の大家族で、何も持たずに奉天を離れて天津に行った。馬さんは母のことを記録するためにいらっしやいますね。じゃあ、話題をまた母のことに戻しまね。実は、天津へ避難するときに、母のとてもすばらしい経験を紹介したいのです。

馬：ぜひ聞かせていただきます。

盧：私たちは、日本関東軍に見つからないように、何も持たないで慌てて逃げ出したのですね。で、荷物や貴重品など片付けて持っていく時間はなかったのですよ。それでね、家族は山海関を出た後、母はもし自分だったら目立たないだろうと思って、一人で家のお金や貴重品などを取り戻そうと決めたの。たいへん危ないことだが、そうしないと一家はたとえ安全に天津に行っても、生きていけないかもしれませんからね。それ

で、母は一人でひそかに家に戻って、持ちやすいものや貴重品などをスーツケースに詰め込んで、また、山海関内に行きました。その時、山海関は満洲と関内の境とされて、日本軍に警戒されていたので、関内に行こうとしたら、必ず検問されますよ。母は慌てることなく、標準語の日本語でゆっくりと答えた。内容は今の私には覚えなかったけれども、威張っていた日本兵はぜんぜんこの女性の来歴がわからないが、すっかり日本人の女性だと思い込んで、恐縮しながら通行させたということでした。この物語は私たち子女みんな語れるほど覚えておりますよ。

馬：そのときはどれほど危なかったものか。お母さんはほんとうに知恵と勇気をともに備えている、偉い女性だと思います。たいへん敬服しております。

盧：私たち子女でも母がすごいなあと思います。でもその体験から、母は日本人に対する印象が少し変わりました。留学時代に学校の先生や、東京の町へ出た時に見た日本人も、礼儀を重んじて、人扱いもやさしいなどが印象的だったが、戦争時に出会った日本人が普通の日本人とは全く違うイメージだと私たち子供よく言いました。

馬：天津に移してきた後、ご一家の生活はどのような状態でしたか。

盧：その後、母が命がけで奉天から持ち帰ったもののおかげで、天津でイタリアの租界（清国と中華民国の内の外国人居留地、筆者注）にあるマンションを買い上げ暮らし始めました。父は一九三六年から、しばらく上海で川黔鐵路公司の技術處處長を勤めました。その間、母は天津の家と私たち九人の子供たちを、自分の姉、つまり私のおばさんに任せて、父と二人だけで上海に住んでいた。（写真を見せる）これは当時取った写真です。具体的な時間は覚えておりませんが、一九〇六年頃だと思います。その時、母はよく父の仕事関係でパーティーや宴会などに参加して、父の仕事を助けた。ほら、母がハイヒールを履いた写真ですよ。しかし、一九三七年になって間もなく戦争態勢が悪化したので、父はその職も辞めて、母と天津に戻ってきました。

馬：お母さんは盧さんたち子供の目のなかで、どのようなお母さんだったのか、うかがいたいのですが。

盧：なかなか優しいお母さんでした。父は逆に怒りやすい、話も少ない人で、特に私たち子供の勉強には非常に厳しかったのですよ。もし私たちは字を汚く書いたら、或は、試験の点数が低かったら、きっと罰として木の板で掌をたたいたり、ずっと跪かせたりしたんだ。また、少しでも弁解することもだめという。そのとき、いつも、母は仲介役をつとめてくれました。「君達、しっかり勉強しなさいよ。お父さんはねえ、小さいころから優秀で出世も若い時に果たしたから、おこりっぽいけれど、君達にも大きな望みを持って期待しているんだよ…」と、ひそかにわたしたち息子を慰めながら励ました。でも、父は姉たちにとっても優しくったんですよ。とてもかわいがった。私たちの不勉強でかんかんしているときでも、放課後帰ってきた姉たちを見ると、態度が

すぐ穏やかになってしまいますよ。もし彼女たちから何か心配な話を聞くと、すぐに気分が沈んだというほどだった。でも、私たちの進学や結婚などのこと、両親はあまり干渉しませんでした。ただ、二人の兄の留学については、父は積極的に支えてあげた。そのほか、私たち九人の結婚相手など、全部自分自身で決めさせてくれたのだった。ところが、天津に来た後買ったマンションは今にもありますよ、ちょうどこの近くにあります。内装しようと思ひまして、最近この家に住んでおります。後で、そのあたりを案内してあげます。

馬：お母さんが何十年間暮らしていた所ですね。尊敬しながら、ぜひ周りでもいいご参観よろしくお願ひいたします。

盧：ええ、そうですね。母は一九三一年に天津に来て最後まで、大体そこで過ごしました。母は一九九二年陰暦の二月一九日になくなって、ほぼ百年間生きていた。六〇歳ごろなくなった父に対して、母のほうが長寿でした。まだ生きているうちに、ほかの人に「なぜこんな長寿なの？」と聞かれた時、母はいつも笑いながら「何も気にしないでさあ、心が大きいから」と答えたのです。私の考えでは、その原因はまず母が本来体質がいい。若い時にも薬などあまり飲まなかったのです。でも、父は逆に四〇歳頃からずっと体の具合が悪かったの。また、母が年を取った時、毎日公園に行つて一時間ぐらい体を動かして、運動を続けましたのよ。ここに、私たち母親が白寿の祝い式に取った写真があります。(写真を出す) ほかには、父や私たちの遺族に関する紹介資料も用意しておいたが、そのなかで母のことにも触れていますので、ご参照ください。

馬：いろいろ聞かせてまたわざわざ資料を整理していただき、ご親切なご協力本当にありがとうございます。

盧：こちらこそ、ありがとうございます。母のことを論文に書いてくださいます、本当に私たち家族みんな喜んでおります。おかげさまで、母の人生を振り返つてみることで、敬意を申し上げます。馬さんのご論文の上梓を期待しております。

2. 盧鶴柏へのインタビュー

時間：二〇一四年九月六日

場所：日本文京区・日中友好会館後楽寮

方法：電話でのインタビュー

盧鶴柏 一九二〇年の生まれ、崔可言の次女。燕京大学西洋文学学科卒業。天津中紡紗工場を定年退職。現在次男（著名な眼科医者）の一家と天津に住む。子供は男の子が二人。長男はアメリカに住む。

馬：清末に生まれ育ったお母さんは、日本やアメリカの文化などに影響を受けましたね。
今日は、お電話でお邪魔致しまして、主に、お母さんは妻と母として、一人の家庭のなかで、娘の盧さんの眼から見て、どのような存在だったのかについて、うかがいたいのですが。

盧：母は奉天にいた時、大帥府の教師でしたが、天津に来てから、家族の世話などでいろいろ苦勞をしました。研究に熱心で、家で学問ばかりに集中していた父に対しても、一言も文句を言わなかったようです。そして、私たち娘に家事なども一切させませんでした。女の子でも真面目に勉強し、知識や技能など身に付けるより大切なことはない、母は思っていました。その理由は、将来、結婚した後、そのつもりになったら、自然に家事ができるようになると、夫の両親やほかの家族との付き合いも、順調にできるようになるなどで、わざわざ私たちに教える必要はないという強い意識を、母は持っていたの。

三 明治期の『東京朝日新聞』の「清国女学生」関係記事

1. 一九〇四年三月六日 朝刊 4頁 東京朝日新聞

赤十字社篤志看護婦会

去る四日午後一時より本社に於て開会北白川宮富子殿下華頂宮郁子殿下閑院宮智恵子殿下梨本宮伊都子殿下を始め奉り会長鍋島侯爵夫人副会長千家男爵夫人幹事毛利安子上野幾子落合信子田中子爵夫人及び会員三条公爵夫人、山内、蜂須賀、西郷各侯爵夫人、戸田、阿部、佐野、酒井各侯爵夫人英国公使夫人外二三の外国婦人清国女子留学生其他貴婦人数十名にして二等軍医正の看護法及後出血に就て講話あり夫より奥庭に於て人体模型に就て繃帯の練習を為し終つて清水俊氏は開戦以来婦人会の執りし事業の報告旁々婦人会より其筋に出願して既に許可を得たる實地看護の場合に際し会員の覚悟すべき重要な事項及び目下病院に於て調製しつつある献納繃帯に関する注意等に就き演説し午後五時散会せり

2. 一九〇五年三月十五日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

神田雉子町の東亜女学校では、清国より来る女子留学生のために師範学堂といふ者を設け高等なる普通学一般を授くるとの事である

3. 一九〇五年四月七日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

東洋婦人会の決議

清国女子留学生の益々増加せんとする傾向あるを以て左の三項を決議したり

- 一、清韓国婦人と親交を厚くするため、鍋島会長、長岡副会長、青太子爵邸其他会員の自邸、清国公使館等に於て毎月一回談話会を開き国々の相互の親交を？るること
- 二、四月十五日清国公使館に於て談話会を開くこと
- 三、清国留学女生の保護監督の為に、公使館各州学生監督等の紹介を以て本国父兄との交論連絡の道を開き又神戸、横浜等にては新来留学生のため船着の便を計り東京に於ては学校の選択、寄宿舍、日本語講習等につき各種の指導便宜を與ふること

4. 一九〇五年八月二七日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

清国女学生の不纏足会

目下在京中の実践女学学校清国留学女学生四十名を始め約六十名は昨今非纏足を主張し女学生等の最も信頼する趨町區富士見町の苑源麗夫妻の如きも陰に不纏足会なるものを組織して声援し居れるが女子美術学校在学曹汝錦（二十三）外数名は演説会を開きて頻りに非纏足を鼓吹し居れりと。

5. 一九〇六年九月八日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

怪しの清国女学生

清国女留学生の數漸く増加を加へ昨今既に六七十名の多きに達したるが彼等の中には二名の買春婦上りありて盛んに同国留学生を誑かし、あり最初兩人は某美術学校に入学せんとせし際同校は他より注意を受けし為め断然其入学を拒絶したる事あり右の二婦人が如何にして我東京に來りしかといふに豫て上流社会の子弟等と情を通じたる末情夫の日本留学生と共に渡來し許嫁或は親戚などと稱して情夫の附近に下宿し資金は一切男の方より仰き居るも此の女学生こそ最も注意すべき人物にて日本女学生の支那留学生と慇懃を通ずるは多く右二婦人の媒介によるものなりとの噂あり又日本女学生にして支那留学生を相手に不都合なる振舞あるものは神田品西小川町一二丁目の横丁裏に頗る多しとは苦々しきこと共なり。

6. 一九〇七年二月二三日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

清国女学生の製絲研究

清国学生の続々來朝する中に府下西ヶ原なる東京蚕業講習所に於ては是等の学生が養蚕製絲に就いての研究に便し現に十数名の清国男女学生在学し居れり

○現在の学生

同所の養蚕講習所にては男学生四十五人（内清国人五人）製絲講習科には四十四人（内清国人七人）女学生二十人、別科同三十八を有し尚韓国学生二名あり而して右清国人の内には潘英（三十三）葉若萱（二十二）の二女学生ありて熱心に製絲の業を究め居れり

○最初の韓国女学生

是より先を明治廿九年の頃韓国の女学生林春喜なるもの同所養蚕科に入学せしが當時は別に女学生殊に外国人に対する規定なかりしより同女は随意研究の未帰国し今は故国にて貴婦人の設立したる養蚕所の長となり居れり、其夫某も嘗て我高等工業学校機械科に留学せしものなりと

○今の清国女学生

其後外国婦人にして入学せしは即ち潘英、葉若萱の二女なり目下は既に留学生に対する規程も設けられ潘女は一昨年十月、葉女は昨年十月入学し兩人の夫も皆同所に留学し居るが彼等は多少日本語を解し（同所は日本語を解せざる者は入学せしめざる規定なり）得るも講義の筆記等は矢張他生徒のを借受けて漢譯し居れり又一般生徒は寄宿舎に入るべき規則なれど夫婦者として両女共通学し居れり

○授業の方法

女学生は水木金土の四日を以て実習日と定め男子は学科を主として教授し一週の内月火曜に実習時間を興ふるのみ而して学科は、午前実習は午後にして絲を紡ぐ事、真綿を延ばすこと、座繰、足踏、蘭生絲の検査等を実習せしむ又女子は製糸のみにてニヶ年修了、男学生の本科は三年間を期限とせり尤も女子に限り十ヶ月卒業の別科を設けあり

○監督と学費

学生の監督は最も嚴重にして日曜大祭等に午前七時より午後十時迄（女子は午後五時迄）

外出せしむる外面会者は舎監の許可をと要す、学費は授業料を徴収せざる故比較的小額にて辨じ平均一ヶ月十圓あれば足りといふ今同所にて調査したる概算を聞くに左の如し

「男学生」食費一ヶ月凡五圓乃至六圓炭油費凡六十錢筆紙費同凡一圓五十錢 費同凡一圓五十錢器具費三ヶ年間凡四圓乃至六圓 費一個凡一圓三十錢制服費(冬夏共)凡二十四日圓位靴費三ヶ年間(三足)凡九圓。

「女学生」食費一ヶ月凡五圓乃至六圓炭油費同凡六十錢筆紙費同凡四十錢 費同凡五十錢器具費本二年間凡一圓制服費本科二年間褂袴一着二圓五十錢實 服二揃凡三圓。

7. 一九〇七年三月三日 東京朝日新聞

清国女子留学生派遣 (二日奉天特派員發)

趙將軍は当地女子師範学堂の女学生二十五名を日本実践女学校に留学せしむることに決定し不日出發の筈

8. 一九〇七年六月二三日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

滿洲の少女 実践女学校に於ける四十余名の留学生

去年五月二日渋谷の実践女学校へ入学せる奉天付近の官費女子留学生廿三名は其後先着の清国女学生廿一名と共に同一寄宿舎に在り服装は矢絣の単衣に海老茶の袴を着け下げ髪をリボンにて括り中には故国の風采のままなるもあれど坐臥進退の比較的日本化せられたるは事実なり先頃より学課の教授中なるが如何にも日語の不十分なれば昨今は普通学よりは語学に重きを置き教師にも通辯を附せず支那語を解する者に担任せしめ力めて日語を以て総ての事物を実地教授しつつあり目下は気候の変わり目ゆゑ往々健康を傷ふものあるより努めて体育に注意せしめつつあり併し幸ひなる事には滿洲の婦女には纏足の風なければ南清婦女の如く歩行の困難なく従つて運動遊戯自由なり又従来渡来せる彼国女学生には非常に親族関係を有して居り前回入学せるものは十人の内八人迄一親族なりしが新来の中には一人もなし唯陶淑仙(二十一)と李錫錦(十五)とが親族らしく姐々(姉)妹々(妹)と喚び居れるが這は彼国に於て親密なる間柄に於ける不(普)通の称呼なりと

9. 一九〇七年九月一七日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

清国女子留学生の新来

昨年七月奉天農商局総辨熊希齡氏が米国歴遊の帰途本邦に立寄り親しく我国の学事を視察し女子教育の發達せる現況に感ずる処あり帰国後管下の女子師範学堂より廿五名の留学生を選抜し去五月上旬を以て本邦に送り下田歌子女史の管理に係る実践女学校に入学せしめたるは支那官費女学生が海外留学生を企図せし嚆矢として当時噂高かりしが其後熊氏は本邦に於ける留学生の成績頗る良好なりとの報に接し信賴の念又弥々厚く今回第二回の留学生として新に自己の親戚なる趙顧玫(二十四)朱徵(二十五)の兩人を送り数日前同校に入学の手續を了し去十三日より寄宿せりと

10. 一九〇八年三月三〇日 朝刊 4頁 東京朝日新聞

異郷の花 感心なる清国女学生

清国湖南の産にて黄輝、同く広東の産にて邱新榮となん呼べる二個の才媛は共に此春下田歌子女史の主幹せる実践女学校を卒業し尚此上にも学の海を廣く深く究めんとて互に劣らじと励みあひけり記者は一昨日同校の卒業式に参列し式畢りてりて後下田校長青木副校長の紹介により親しく両嬢に面して其の所感を質すとを得たるが何れも芳季正に十八なりといふ容姿端麗、居作静肅にして何處のやんごとなき方の姫君にやと俤ばれ誠や郷黨にては名門の出なりといへばさもありぬべき事をもなり其言葉遣びも想ふに増して明晰にしていやしからず僅三年に足らぬ歳月の間によくも斯までに学び得られたるもの哉もかれぬ記者は先づ学科の嗜好は何なりや、貴国と此国との女性の間如何なる相違ありや、他日学成りて芽出度故郷に給はん暁には如何にせらるやなど問試みけるに、あれはとよ是までの中にて最も好める学科は歴史にして此後は交学に志さんと思居れり、まだ詳しくは存じ侍らぬで貴国を弊国もの女性の間には其Sづれにも善しと思はる節も悪あいと思はる節もありて一概には言ひ定めくなん、されどふしなべて言へは弊国の家庭の風習は余りに固陋にて好ましからず纏足の弊は言はずもあれ凡そ婦人間の交際の如きも貴国の如く盛ならず殊に教育の道の劣れると著しければ是等は総て善徒ひて改むるとそ肝要なるべけれ他日幸に(?) 婦女子の力のよし繊弱とも教育の普及、家庭の改良などに一人勉の願みなんとぞ思い侍ると答えぬ記者は更に妙齡の御身にして千里の波頭を超江学の道にいそしまる、こと誠に六尺の丈夫も及ばざる所能くこそ雄々しくも思い立たせられたれ、さるにても花の旦月の夕折にふれては故郷懐かしとは思ひ給はずやを問へばそは仰までもなし師の君学の友共に親しく優しく誨へ導き給へは身は異郷丹ありをもつゆ淋しとは覚えざれと故郷は矢張り戀しく懐かしき者について侍るぞかしされど学の海の舟路なほ遠ければ今帰らんを、は夢にだも思い浮かべずを答えつ、手を膝にして差し俯むき白色のリボン風なきに揺らぐは羈旅の情、懐郷の念、万感交起りて其の小さな胸に往来せしなるべし、ふと打つ見れば膝に置さたる白さ織さ手の甲には憫れや細かく龜裂は切れいたり、洒掃応対苦学の痕ににやあらん平素薰陶のはども思い遣れて床しとも床し、さて要なきことに囚らすも小さき胸を痛めしめしことよと心付きては挨拶もそこぞこにて別れを告げてかへりぬ、世には父母の膝下に在りて何一つだに不自由なく教養せられつ、ある身にて有りながら自然主義などいひ囃して他愛もなき妄想に想ひを憫ましはかなき迷ひに見を誤る若き婦女もありを聞く、あはれこの両娘の実話に鑑てよきが上にも素行を慎み給えや

11. 一九〇八年一二月二六日 朝刊 4頁 東京朝日新聞

清国女子教育談話会 男子の聴講を禁ず

清国革命黨の女傑と謡われ終に故国において斬罪に処せられたる錦秋と云ふ女史曾て我が邦に寄寓中白話会と云ふを組織して熾に氣焰を吐き散らしたることありしも彼の死後

は我邦に於て清国女子に関する談話会は断絶の姿なりしが神田三崎町一丁目なる大成学館にては本年十月より館内に清国女子師範学科なるものを設け既に十四五名の女学生を収容することとなりたる處より同館の磯部武者五郎及び早稲田大学生の康寶忠、明治大学生の羅述樟の三人主唱者となり二十五日午後一時より同学館内の講堂に於て清国女学生教育談話会の発会式を挙ぐる由なるが同日は一切男子の聴講を許さずとのこと弁士はお茶の水の高等女学校主事篠田利英、学習院女子部教授安井哲子及び清国婦人両三名にて重に社会上の新知識を開発して彼ら清国女学生を指導する方針なるよし猶胡公使の母堂を始め公使館学生監督其他の来賓ある筈同館員の語る處によれば今回の清国女学生談話会は先に錦秋等が催したる如き気狂ひじみたものにあらず鈍粋の教育談話にて在京の清国留学女生徒等八十余名の聴講ある都合なりと男子の聴講を禁じたる此会の発起人が早大や明大人留学する清国男生とは少しく眉に唾して聞かざるを得ず。

12. 一九〇八年一二月二八日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

清国女学生生活

△四十歳五十歳の老学生

△而も體操科が一番好き

○年齢が不揃

下田歌子女史の主管に成る実践女学校の清国女学生部は師範科中学科工芸師範科の三部に分かれ総體で六十名の清国女学生を収容してゐる何れも本国高官の子女許で大部分は官費留学生、自費生は僅かに四五名に過ぬ年齢は至って不揃ひで目下の最年長者が卅四歳又最弱年者が十四歳、前学年などには五十歳、四十六歳といふ老婆様も二三名あつて母子同級生たるの奇觀を呈したこともあつたさうだ校則では総て寄宿舎に入れる筈になつてゐるが夫のある者には止むを得ず通学を許してゐる目下妊娠中の学生が八名もある来春になると赤坊の展覽会が出来るとの噂だ。

手先が器用

南方の出身者は比較的漢学の素養がある北方満州辺の出身者となると其れすら極めて不十分なので碌さま筆談するともできず最初の内は教師も随分骨が折れて泣かされるさうだ其代わり日本語は比較的早く覚える半年余も経つと一通りの話は出来るやうになる又一般の成績も男留学生から見ると屑が少い、中に非常に出抜けて善くできる者もあつて若手の中には折々日本の学生と一緒に試験をされても算術や幾何など立派に満点を取る者もあり又自ら望んで全科目共日本の学生と一緒に業を受けてゐる者もある、殊に彼らの得意なのは手先の仕事で造花や刺繡や編物など日本の学生も及ばぬぐらゐ器用にやる、卒業生の中には本国へ歸へつて堂々たる女学堂や工芸学校を起こしてゐる者も少なくない

服装と食事

寄宿舎では支那服を着ることを許されてゐるが大抵は日本服を着けてゐる中々ハイカラな服装をしてゐる食事は出来る限り支那式にする方針を取つてゐるが其れがまた南北に

よつて非常に違つてゐるので之に対する不平が多く賄方は随分困るとのことだ一日の課業が済むと大抵自修室に閉じ籠つて復習をしたり洗濯や掃除などをしてゐる学課に中では體操が一番好きのやうで四十歳五十歳の老婆様も十四五の子供と一緒に平気でかつ愉快にやつている其勇氣には教師達も驚かされるさうだ南方の婦人は凡て纏足の習慣になつてゐるから見るから苦しさに腰をふらふらとさせながらも矢張り楽しげに手を振り身體を曲げなどして決して欠席することはない加之一週三時間の體操時間では満足ができず今三四時間も増して呉れと申し出ることもしばしばあるさうだ

我儘と自墮落

一寸考へると支那の婦人は子供の時から一室にばかり閉籠められて非常に内気な柔順のやうに思はれるが其實決して然ではない女尊男卑の實に我儘極まつた者だ良人や兄が訪ねて来ても外目も気の毒なやうな我儘をやる帰ると言つても見送りにも出ない況んや履物を揃へるなどいふことは（後略）

13. 一九一一年五月二七日 朝刊 6頁 東京朝日新聞

清国留学生（一）

現在猶三千有餘

明治四〇年を全盛として一時一萬に上つた清国留学生が漸次に減少した理由は曾て本紙に記したとおりであるが引き上げた連中は主に私立学校の者で官立学校や私立大学に居残つて真面目に遣つてゐるもの、その後新たに來たを合わせて現今尚三千人餘あるまだ是でも減り止めりでは無いらしい数の上のみから見れば憂ふ可き事の様なれども其實は必ずしも然でない文部省直轄学校又は私立大学の官費生は却て漸次増加してきた、これは本国政府の留学生の人数が八釜敷くなつた結果である。昨年五月の現在調によると全国を通じて総数三千九百七十九人中官立学校が七百九十九人普通学校が三千百八十八人、これを前年の五千二百六十二人中官立七百四十四人、普通四千五百二十二人に比較するに総数に於ては百八十七人を減じてるけれど官立学校で五十五名を増してゐる勘定だ、本年になつて一層此の傾向が見ぬてゐる様だ

留学生の分布状態

如何を見るに昨年五月調の官立学校の留学生数は左表に示す通りである

帝国大学法科	一三	同医科	七
同 工科	八	同文科	一〇
同 理科	五	同農科	四三
京大法科	四	同理工科	四
東京高師	一〇六	広島高師	五
東京女子高師	四	同志社*女	三
札幌農林大學	一四	盛岡高農林	一二
一高	一〇八	二高	六

三高	一二	四高	五
五高	七	六高	一五
七高	九	東京高商	四九
神戸高商	五	山口高商	七六
長崎高商	二九	千葉医学	三六
仙台医学	二六	岡山医学	一
金沢医学	五	長崎医学	一七
東京品工	五八	大阪高工	二五
名古屋高工	一七	仙台高工	二三
熊本高工	七	京都高工医	三
美術学校	五	音楽学校	九
学校外国語学校	三		

斯の如く清国留学生は我が国の官立学校の総てに行き渡つて居て此の外各私立大學にも夫々入学して居る、現在の調によれば、明治大学に四百八十四人、早稲田大学に二百四十一人、日本大学に百五十六人、法政大学に百二十人在る孰れも昨年より二三割減じて居る、このほか陸軍委託生として士官学校、経理学校、陸軍測量部等に二百四十六人、海軍生として商船学校 に八十九人ある

女学生は少数

で僅か百人内外に過ぎない、実践女学校の十五六人最多として美術学校、音楽学校、女子高等師範、青山女学院等に通学して居るが、それ等は皆相当の年配でその多くは夫と同棲しながら共に遊学して居る、夫婦はまだし&父子連れで留学してる者もある、又留学生の出身地は支那中部から南部に多く、殊に揚子江沿岸の湖南、湖北、浙江、江西、四川、雲南へかけて最も多く孰れも三百人以上はある北部でも直隸、山東は相当にあるが北部に進むに従つて、漸次減少し満州に到つては殆ど無い

南北人の相違

それで性格が全く異なつて北部の者は正直一方で柔順しい、母国に何んな事が出来ようが頓着しない南部の留学生は一体に才士肌で何事も目から鼻に抜けてるといふ風で顔付から異なつ居る何事かの集合とか会合の場合に騒動を持ち上げるのは必ず此の湖南、湖北、四川の連中と極つて居る、物に感じ易い彼等は母国の一挙一動に頭痛にして慷慨悲憤、折角の学問も頭に入らない一留学生は悄然記者に向ふて「国の事が心配になつて安心して学問をする事が出来ません」と語つた事があつた短所も此に在れば長所も亦此に存する

14. 一九一一年一〇月一七日 朝刊 5頁 東京朝日新聞

漢人の天下を祈る

△健氣なる清国女学生

異境に在る若き清国女学生等が這般故国の風雲に対して多少の優色あるべしと思ひき

や彼等は健氣にも其革命の成功を望むの語を紅唇に洩らせり、記者本郷の某女学校に通学せる清国江西省出身の某女を神田三崎町二の寓居に訪ふ、十八歳といへど大柄の方にて紅顔豊頬の支那式美人はキビキビと齒切れの好い明晰なる日本語の応対巧に先づ隣家に住へる同窓某女を招きて共に語つて曰く「只今東京に居ります者は六十人許り御座いませう、男子側の方では寄々會合など致して語り合て居ります様ですが私共は婢女の事で御座いますから 唯近い處に居る者同志が互に往来しては話し合ふだけのことですけれども 今度革命黨の旗挙を聞きましては何れも同様に真心から悦んで居ります私共の地方は片田舎でありますけれども貴賤を問はず満人政府の横暴を憤らぬ者は無く恐らく全省の十分の九までは皆革命を望んで居る者で御座いませう、元來滿洲人は本黨の支那人では御座いません、私共は一日も早く漢人の天下になるやうに祈つて居るのですけれども、併し之が事實となるのは果して何時の事で御座いませうか、それまで私共は此屈辱を忍ばねばならないので御座います、聞けば此一週間以來上海辺りから入国する清国人は一切上陸を禁じて居るさうで御座います、未だ故国からの音信はありませんけれども二週間も経ちましたら(後略)

四 明治期の『読売新聞』の「清国女学生」関係記事

1. 一九〇二年六月十八日 『読売新聞』 朝刊 四頁

来朝せる清国の女学生（再び）

既に記せし如く前清国電務局総弁経蓮珊氏は今回広東及江蘇の留学生四十四名南京格致学堂の留学生十三名上海私塾育才学堂の留学生十名都合六十七名を率る昨十六日上京せしが右留学生中には女子の留学生八名あり其出身地は無錫、蘇州、上海、陽湖等各地のものにて姓名は曹麗雲（二十二年）陳彦安（二十一年）華桂（十八年）胡杉（彬）華（夏）（十九年）周佩珍（十五年）兪文婉（九年）龔元（圓）常（十三年）吳芙（十四年）と呼び曹、陳の両女は既に人の妻にて右八名の中四名は現今下田歌子女史の許に在り遠からず女史の監督に係る帝国婦人協会の寄宿舎に入るべく他の四名は女子高等師範入学の様記せしが年齢の上より考へても訛伝なるべく委しくは次号に報じる所あるべし

2. 一九〇三年五月六日 『読売新聞』 朝刊 四頁

清国女学生の奮起

満洲撤兵の問題は東洋治安の保障に影響を及ぼす事とて我邦の先輩有識の士が一同痛心する所なるが在京の支那留学生も檄を伝へて奮起し此程毎夜の如く牛込の清風亭に集合し切齒扼腕時事を横議する旨本紙前号のイロハ便にも記したるが尚其様子を聞くに打集へるは鼎を扛げて翰を振ひ劍を抜て地を斫るてふ悲歌慷慨の壮士のみならず中には芙蓉を面となし楊柳を腰となせる可憐の処女も七八名花唇火を迸らし纖手を戟して撰政御侮の索如何、俄国の暴状憎むべし、一死を賭して社稷を護するは妾等の当に努むべき所なりなどと縦横に弁じ立つる由なるが之に就て老儒の称ある某博士の言に曰く流石は数千年来蟄居主義の陋習を破り東瀛万里の天に笈を負へる程ありて鶯喉宛転乍ち蘇張をして辟易せしめ三寸の弓鞋も大地を踏裂んづ勢ひにて髭眉の男子を圧倒せり言ふ勿れ婦女の徳は只貞淑静を守るに在りと若し今日の危機を傍観し不幸にして社稷の傾覆を致さば彼等再び何れの国にか還へるできぞ孟蜀の花蕊婦人国亡びて後宋祖の宮中に拘せらるるや「君王城上樹降旗、妾在宮中那得知。四十万人齊解甲、会無一個是男兒」と其詩千古に伝称せらるるも徒らに無傷男子を罵倒せるのみ亡国の余韻果たして何の効果ある、若かず其未だ亡びざるに先ち大廈支持の力を尽さんには、婦女子にして既に此の如くんば懦夫も亦立つべし聞けば清国留学生の義勇同盟二千の多数に達し不日海を航し帰国の途に就き馬を長城の窟に飲ふ準備をなす覚悟なりと是亦巾幗者流の奮起によりて激動せられたるにはあらざるか実には英雄一怒為紅顔と頻りに其拳を賛せしが果たして然る理のものにや或ひは馬鹿馬鹿しと誇るもあらん記者は只其事を記して読者に告ぐるのみ

3. 一九〇五年六月二四日 『読売新聞』 朝刊 三頁

女子奎文美術学校

本郷弓町の女子美術学校の向ふを張つて起こつた同校は昨今六十一名の生徒があつて盛運に向ひつつあるが此のほど清国直隸省より同校日本画、編物両科へ入学した余辺申君（二十二年）のあるを機に今後大いに清国女学生の入学を勧誘する筈にて特に造花と編物の二科は大いに清国に望みあるものとしてますます是れが發展を図るとのこと

4. 一九〇五年七月二三日 『読売新聞』 朝刊 三頁

清国女留学生

今回本邦駐札支那公使楊枢及び範源廉、楊度氏外十六名の清国有志者は自国の婦人教育の必要なるを認め本国に於て希望者二十名を募りて之を實踐女学校長下田歌子に依頼せしかば同校にては去る十八日より特に赤坂区檜町十番地に借り分教場を設け右の清国女学生二十名を収容し師範部工芸部の二部に分ちて一ヶ年の速成にて修業せしめつつあり其人種は庶士の出多く年齢は四十八歳を頭として十四歳までなりと云ふ

5. 一九〇五年八月一日 『読売新聞』 朝刊 五頁

清国女子教育の変遷

現今我邦に留学の清国女学生は漸次多きを加へ既に七十名の上に出でしが数年間張之洞の聘に応じて漢口にありし今の市教育課長戸野周次郎の語る所によれば元來清国今日の教育制度は近き過去に於て張之洞の手に成れるものにて幼稚園より大学に至るまで相当の制規あるも如何せん政權の把握者たる西太后が女子教育不賛成の首唱なれば張氏も其章程中には女学堂に関するものを省き比較的文明思想を有する張氏亦勢ひ消極的方針を執らざるべからざるに至り為め爾余の巡撫に至つては之を口にするものすら無き有様なるが独り現湖南の巡撫端方氏は熱心なる女学振興論者にして頻りに官費留学生を作り又官立幼稚園をも創設せり従來婚嫁の後に於て学習し来たりしものを漸く幼少より学ぶ者を出すに至りしと云ふ

6. 一九〇六年五月二六日 『読売新聞』 朝刊 三頁

清国女学生の日本美術研究

清国女学生と云へば下田歌子女史の實踐女学校に二十五名ある外他の女学校には僅か一二名を数ふるにすぎざりしが之度牛込市ヶ谷なる女子奎文美術学校に左の九名が一時入学するを見たり

黄 萃（二十七）湖南	陳德馨（二十六）浙江
黄 興（二十七）湖南	蔡少姐（二十）浙江
朱 英（三十三）徽州	葉若萱（二十三）徽州
胡蘊莊（二十二）北京	屈 競（十九）長沙
余辺申（二十六）江蘇	

何れも裁縫、造花、編物のみを専攻し居る中に胡蘊莊一人は日本画を専攻し居れり以上の

女学生は何れも夫あるものにて既に母となり居るもの三名もあり朱英は妊娠の為め昨今休学し黄萃余辺申の両女は能く日本語に通じ居るを以て自然通訳の任に当り尚随意科として数学をも学び居れるが西洋数学の教授を卒り昨今漸く加へ算に入りたるほどなり我国の尋常二年生位の所を人の妻となり母となり三十歳に近くして遥かに日本に来て初学から就学するとは洵に嘉す可き事ならずや

7. 一九〇六年六月二六日 『読売新聞』 朝刊 二頁

清国の女子教育

北京よりの報によれば教育局は学校に於ける女子をして家庭に於ける育児にも慣熟せしめざるべからざるの必要ありと認むるも之が標準となるべき法令あらざるが故に其方針も区々にして女子教育の進捗に障害あるべきを以て同局は法令を起草し勅許を得て後一般に公布する筈なりと云へり

8. 一九〇六年七月二一日（土曜日） 『読売新聞』 朝刊

実践女学校清国留学女生の第一回卒業式

昨日午前九時より渋谷なる実践女学校にては清国留学生速成師範科十二名のお為に卒業証書授与式を挙げたり式場には其正面に日清の国旗を交叉し其下に『善隣』と書したる扁額を掲げたるは何となく日清両国の交情を一層引き強むる感ありて頼母し、午前九時生徒、職員、来賓一同着席するや松本教諭の奏する嚙唳たるオルガンの音に合して君が代の唱歌あり十二名の清国女学生等は何時の間に練習せしか清らかなる声音もて我国歌を巧みに唱へしは来賓をして深く感せしめ次に青木副校長の学事報告ありて下田校長より卒業証書授与あり彼等は其年齢順によりて呼び出され覚束なき足取りにて日本流の礼式もて一々其証書を受領したる其動作の如き少しの滑稽なく極めて自然にして無理なかりしは平素心掛けの程も見えたり其れより下田校長の熱心なる告詞あり（？）すすり泣くを見受けたり之に依つて観れば彼等が如何に職員生徒と親しかりしかを朴するを得べし、猶聞く所によれば師範科の李樵松、工芸科の呉雙、胡懿瓊の三人は今後猶留まりて其修養に励み其他は八月末まで補修をなし夫々本国に帰り清国女子教育に従事すべしと云ふ扱て卒業せし人名は

支那留学生特別科速成師範科 第一回卒業生

黄憲祐（湖南省善化人）

王勤（同善化人）

李樵松（同平江人）

黄国厚（同武岡人）

許馥（同善化人）

許壁（同善化人）

陳光璇（同長沙人）

速成師範工芸科 第一回卒業生

王昌国（湖南醴陵人）

許徽（同善化人）

吳雙（同湘潭人）

黄国巽（同長沙人）

胡懿瓊（同湘潭人）

女子工芸学校修学証明書受領者

沈菑蕪（江西省南昌人）

9. 一九〇七年四月一日 『読売新聞』 朝刊 二頁

清国官費女子留学生

清国政府は先に下田女史の経営せる帝国婦人会附属実践女学校の速成師範科を修業帰国せし全国女生徒の成績頗る佳良なりとし今回更らに十五名の官費学生を選抜して同校の新学期より入学せしむる筈にて何れも既に出発来航の途にある由なり

10. 一九〇七年五月一日 『読売新聞』 朝刊 三頁

清国女学生の日本留学

府下渋谷なる実践女学校にては従来多数の清国女学生を養成し最早業を卒へて帰国せしものもあり今尚は同校附属支那部に二十一名の在學生居れるが今回又々奉天將軍より十四歳より二十歳までの二十四名の女子留学生を同校に入学せしむるやう依頼し来り其一行は二名の男子に監督せられ外に一名の小児ありて凡て二十七名去る二十七日神戸に到着滞在中にて今明日中には着京の筈なりといふが其中二名の女学生は既に先年日本に來り本郷弓町なる女子美術学校に在りしものある由又実践女学校にては従前清国留学女学生の教場及び寄宿舍に充てたる二十四坪総二階建の校舎は其れが為め狭隘を告ぐるより今回又々四十五坪総二階建教室及び寄宿舍を新築したるが其建築費の半額は奉天將軍より補助を申し込み來りしものなりと云ふ

11. 一九〇七年五月四日 『読売新聞』 朝刊 三頁

清国女学生の一行愈々来る

渋谷なる実践女学校は従来も多数の清国女学生を收容し同校支那部には廿一名の在學生あり然るに先頃記せし如く今回新に入校する周秀貞（漢軍廂白族人廿七年）馮淑歆（漢軍廂藍族人十五年）外十九名は一昨二日到着したり尚同校支那部は十七歳以上のものを入学せしむ可き筈なるに此の中には十五六歳の少女あれば其の入学につきては何等かの規定を設けんとそれぞれ熟議中なる由尚ほまた同校にてはこれまで支那留学生の教場及び寄宿舍に充てたる二十四坪総二階建の家屋が狭隘を告ぐるに至れるを以て今回更に四十五坪総二階建ての校舎を新築し其の建築費の半額は奉天將軍より寄贈することとなりしと云ふ

12. 一九〇七年六月一四日 『読売新聞』 朝刊

在京中の清国女学生（上）

支那学生の我国に留学する者年々多きを加え其数既に一万三千の多きに達し市中至る所として彼等の影を見ざる？なきに至れり随つて支那婦人も深窓にのみ引籠もり居るを天賦と思惟せし彼等の舊思惟を打破して我国の教育を受けんとして続々来朝し早くも百人内外に及び居ると云ふ、扱て之等

早婚

早く結婚しては早きは子供さえ設け居るものも少なからず、されば彼等は長く安心して学問に従事するは事情の許さざる所より何れも速成を希望し従つて秩序ある学校に入り規則正しき教育を受くる者なく皆市中に散在する私立学校或は私塾を撰みて速成を主とする変則なる学校に入学する者多し、また言語の関係、一般普通知識の修養の不完全なる所より彼等の多くは學術を研究せんよりは寧ろ

技芸

を学ばんとし造花、編物、絵画などの如き比較的精神を勞せざる技芸を修むる者多く彼所の私塾に三人此所の学校に五人と云ふ風に入學なし居るなり而して彼等は来朝前に豫め何の学校に入り何の學課を修めんと確固たる

目的

を定めた来る者は殆どなく何れも先づ着京し諸所の学校に入學なし居る先着の知己（主に男學生）等に聞き合ひ其意見によりて己の修得すべき課目を定むる順序なれば折角一度入學するも他の知己より彼の学校はこれこれの缺點あり、某学校は甚だ評論よければ之に転校せよなど勧められて直ちに其氣になり、更にまた他の人より何学校は親切の評判なればあれに転じては如何にと云はれて忽ち之に賛成するなど恰かも猫の目玉の如く変わり易く一定の学校にありて一定の課業を熱心に勉強する者は甚だ稀なり、さればにや彼等は折角遙か々々海山越えて我国に來り貴重なる金と時ことを費やしなから何の得る所もなく

帰國する者も少なからずと聞く、若し此現象を等閑に附し去らば遂には我国の教育の威信にも關係する事なれば之等の局に当れる人々は早く何とか方法を講じて彼等遠來の女學生の爲に指導誘引の実を挙げられたきものなり、さて彼等支那女學生は目今

如何なる学校

にて如何なる課目を学びつつあるか、今知り得しだけを挙げれば、牛込河田町なる女子奎文美術学校に造花、編物を学ぶ者数人、本郷弓町なる女子美術学校に西洋画、編物、造花を学ぶ者八人、小石川久堅町の田添幸枝女史の私塾なる正則洋書研究会に絵画を学ぶ者三人、府下渋谷なる下田女史の実践女学校に廿七人（内速成師範科生徒十二名、普通科生徒十二名、外に河原女史が蒙古より連れ帰れる少女三人）以上は比較的世界に現れたる学校に学ぶ者の数なれば猶仔細に取調ぶるときは他の私塾等に学ぶ者も多数あらん、されど一

般支那女学生の傾向は以上列挙したるだけにて之を察知するを得べし

右挙げ来りたる四校の内比較的完全に、規律正しく教授しつつある下田女史の実践女学校なり記者は頃日同校を訪ふて親しく其教授の実況を觀たれば、次に少しく其模様を記すべし（後略）

13. 一九〇七年六月一五日 『読売新聞』

在京中の清国女学生（下）

前に記したる下田女史の実践女学校に居る廿四人の支那女学生の内七名は速成師範科生、五名は速成工芸師範科生、他の十二名は普通科（高等学校程度）生なり彼等が入学当時の素養は如何にと云ふに師範部生徒は年齢に於ても長じ居る事なれば比較的優等にて中にはお国柄だけに

四書五経

位は諳んじ居るもありて先づ凡ての知識を平均すれば吾国の高等小学校卒業生より中学一二年位の程度なり、猶心理学教育学の如き精神的の学課は漢文の素養のある事とて中々教授に都合好し、其教授の方法は此師範学校の生徒に限り

通訳教授

にして振武学校在学生なる趙士鐸と云ふ青年が毎日熱心に通訳の勞を執りつつあり記者の參觀せしときは地理の授業中なりしか担当教諭松本春子女史の懇篤なる教授を彼等は行義よく傾聴しつつありしが一段落を終へて趙氏の通訳始まるや皆ペンを働かして其大要を書き取るなき中々熱心なり殊に？ぜしは彼らの授業中における態度なり元來人は新しき現？心を動かされ易き者にて參觀人など教場門に入れば何となく其方に目を注ぐが普通なるに彼らは決して斯る事なく端然として教諭の一言一講に注意し居たり彼等は其(???)終業年限たる一々の課程を本年七月に終わる都合にて卒業の上は帰国して本国子女の教育に従事する由なれば彼国の女子蟄居主義一点張なる彼国の女子も是より一步を拓開すべし

副校長

青木氏の話によれば支那婦人には古來よりの思想として自己自身に用を辨ずる事を恥じとし何事にも男子若しくは婢僕等の手を借るを常とするゆえに女子としての美德たる温和柔順と云ふ徳を缺き自然と傲慢心を助長して彼等の特性となり居る由なりされば彼等の入学当時は寄宿舍に在りても部屋の掃除其他の仕事に決して手を下す事なく

袖手傍觀

の態度を取り居りしが同校にては大に此点に注意し日本の精神の注入に勉め之が矯正を計り居たりしに僅々一年に充たざる今日此頃にては大に改めりて時々舎監なきが硝子窓などを拭く事あれば忽ち臨け来りて之の代る程に成りたりと、此速成師範科生徒中最も年齢の長せしは黄憲祐とて

四五十歳の老女

最も幼きは胡懿瓊とて十五才の少女なり斯の如く年齢に於て相違の甚だしき事なれば其修養の程も自然懸隔ありて此点最も支那女学生の教育に困難なりと云ふ、彼の河原女史が

蒙古より

連れ来りたる三人の少女は十五歳なるか何れも久しく河原女史の教へ込みたる事として思想、習慣（後略）

14. 一九〇七年六月二三日 『読売新聞』 朝刊 三頁

清国女学生の近況

去年五月二日渋谷の實踐女学校へ入学せる奉天の留学女生は其後先來の清国女学生廿一名と同一寄宿舎に収容され居れるが今其近況を聞くに服装は揃ひの矢絣の単物に海老茶の袴を着け下げ髪をリボンにて括り坐臥進退の比較的日本化せられたるは事實なるが先頃より愈々新來の廿三名に学課を教ふる事となりたれど何分にも日語が不十分故昨今は普通学よりも語学に重きを置き教師にも通辯を附けず聊か支那語を解する者に担任せしめ力めて日語を以つて総べての事物を實地教授しつつあれば比較的語学の習得に敏捷なる彼等は遠からずして巧みに日語を操るに至らん（後略）

15. 一九〇七年九月一七日 『読売新聞』 朝刊 三頁

新來の清国女子留学生

昨年七月奉天農商局総辦熊希齡氏が米國歴遊の歸途本邦に立寄り親しく我國の學術を視察し女子教育の發達せる現況に感ずる處あり歸國後は管下の女子師範学堂より二十五名の留学生を選抜して去五月上旬我邦に派遣り下田歌子女史の管理に係れる實踐女学校に入学せしめたる事は既に支那官費女学生が海外留學者を出だせし嚆矢として當時噂高かりしが其後熊氏は本邦に於ける留学生の成績頗ぶる良好なるを知りて愈々其計画の成功せしを喜ぶと共に信頼の念益々厚く更に女学生の留学を奨励しつつあるが今回第二回の留学生として自己の親戚なる趙顧玫（二十四）朱徵（二十五）の兩人を送り前同様同校に入学方を依頼し來り数日前を以て其手續を済まし再昨日より登校寄宿せりと云ふが熊氏は昨年本邦を遊歴して歸國後間もなく同校に家庭教師招聘の事依頼し來りたるより同校にては寄宿舎取締相良為子女史を選抜して其聘に應ぜしめたるが是亦非常の信任を得既に本月は其の契約満期となり居るにも拘らず熊氏は自己の家庭一切を同女史に托して中々其解任を承諾すべき模様あらざれば女史も氏が知己の情に感じ（後略）

16. 一九〇七年一〇月三日 『読売新聞』 朝刊 三頁

十七名の清国女学生一時に入学

牛込区河田町なる奎文美術高等女学校へ新たに今学期より一時に打揃つて入学せし清国女留学生十七名あり其の氏名を聞くに

陳祖璿（十八歳、湖南邵陽人）、李瀧（廿七歳、湖南善化県人）、黄？（三十歳、同上）、王徳（三十三歳、湖南邵陽人）、宮春子（三十歳、北京人）、孔玉箴（二十歳、山東省兗州府人）、李肅貞（三十三歳、直隸省順天府人）、習徐浣玉（廿三歳、江蘇通州人）、徐志覚（二十歳、同上）、玉瑛（二十歳、奉天省承德県人）、玉琴（二十三歳、同上）、胡懿瓊（十七歳、湖南長沙府人）、勝健（十二歳、湖南邵陽人）、楼興詩（十三歳、浙江省錢塘県人）、楼興書（十二歳、同上）、李韻嫻（十四歳、直隸省順天府人）、呉道静（三十歳、浙江省錢塘県人）以上の十七名は何故に袖を連ねて同校に入学せしかと云ふに河田町に清国留学生七百名を有する振武学校あり其他同町より大久保余丁町辺にかけては留学生の巢窟とも云ふを得可し中には妻子を携へて一家を構へ居れるが安閑と暮らせんよりは勉強でもしたらよからうと扱てこと一時に斯る多数の入学を見るに至りたる次第なるが右の中王徳（三十三）は勝驥の妻にて現に牛込区若宮町五十九番地に住し勝健（十二）はその長女、同区薬王寺前町五十八番地李僑妻なる如上の李肅貞（三十三）と李韻嫻（十四）とは実の母子、呉道静（三十）また現に夫楼思詰と共に早稲田南町廿番地にあり楼興の両少女は其の令嬢なりと云ふ此の外右に掲げたるものの中孔玉箴（二十）は山東省兗州府曲阜県より留学せる孔繁錦の夫人にて孔繁氏は遠ほく孔子の末裔なりと云ふさて如上十七名の女学生は何れも造花、編物、西洋裁縫、日本画、刺繡等を熱心に稽古しつつ而も母子が嬉々として一室に同一技芸を修め居れりと云ふ